

平成30年第4回東大和市議会定例会会議録第25号

平成30年12月10日（月曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	総務管財課長	岩本尚史君
市民課長	山田茂人君	地域振興課長	大法努君
子育て支援課長	鈴木礼子君	福祉推進課長	嶋田淳君

生活福祉課長 川田 貴之 君  
ごみ対策課長 中山 仁 君  
都市建設部 内藤 峰雄 君  
副参事  
下水道課長 廣瀬 裕 君  
学校教育部 吉岡 琢真 君  
副参事

環境課長 宮鍋 和志 君  
都市計画課長 神山 尚 君  
土木課長 寺島 由紀夫 君  
教育総務課長 石川 博隆 君  
中央図書館長 當摩 弘 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 中間建二君

○議長（押本 修君） 12月7日に引き続き、18番、中間建二議員の一般質問を行います。

○18番（中間建二君） おはようございます。

それでは、先週に引き続きまして再質問をさせていただきます。

先週の最後の質問では、2番目の防犯カメラの設置拡大による防犯対策の強化についてお尋ねをさせていただき、③の設置拡大に向けての必要性、また認識について再質問させていただきました。

ここで、先週は小中学校の通学路、また市が管理する公園のところまでお尋ねしましたので、きょうはウのその他、防犯上、危険と思われる箇所から伺いたいと思いますが、昨日の市長答弁では、この点については一般的な危険箇所と防犯上危険と思われる箇所の定義、考え方について御答弁をいただきましたけれども、それでは東大和市の中で、こういう危険と思われる箇所があるのかどうかということについて確認をしたいんですけども、東大和市ではもう既に青パトによる防犯パトロールを15年近くも積み上げていただき、日常的なパトロールが防災安全課のほうで取り組んでいただいているという実績もございます。そういう中で、東大和市の中でも防犯上危険と思われる箇所については、把握をされているというふうに考えておりますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防犯上、危険な箇所ということで把握してるところということでございますけども、前回、市長答弁の中では一般的な話をさせていただきました。ここでも、具体的なちょっと場所についてはお伝えができないんですけども、基本的には建物、建物の間とか、それから駐車場とか駐輪場とか、そういうスペース、そういうところが危険というふうに認識してございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） これまでのパトロールの実績もございますので、危険な箇所についても私は把握をされ、またそこを中心に、また緊急的な情報を受けながら、青パトでのパトロールが行われてるかというふうに思っております。そういう場所には、やはり市としても防犯カメラの設置拡大を、ぜひ検討していただきたいと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 防犯カメラにつきましては、東大和市全域で見たときに、面的な面では、やはり小中学校の通学路に設置ができたことによりまして、一気に充実したと考えております。また、防犯カメラにだけ頼らず、地域のさまざまな活動、防犯活動におきまして、人の目で見守るということを東大和市としては行っております。また、行政としては、青パトを活用して、例えば不審者が出たというような連絡が入れば、その地区を重点的に回ったりとか、機動的な活動をしておりますので、カメラというのも一定の効果があるというのは認識しておりますので、それらについても、特に防犯に専門機関である関係機関としては、東大和警察署が筆頭でございますので、情報交換をしながら今後もどういう手法が適切なのか含めて、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ありがとうございます。

今回は、この防犯カメラの設置拡大ということで、小中学校通学路、また市が管理する公園、そして現在市が把握していただいておりますその他、防犯上、危険と思われる箇所については、設置の拡大をぜひ進めていただきたいということで、お願いをさせていただきました。

現在、私たち公明党では、東京都と、また東大和市に対して、この防犯カメラの設置拡大を求める要望書を作成をいたしまして、賛同いただける市民の皆様へ署名をお願いをしております。その取り組みの中で、公明党市議団として強く実感をしていることは、本当に多くの市民の皆様が、この防犯カメラの設置拡大を強く望んでいるということでございます。

私たちとしては、近々、都知事、また市長に対して、この要望書をぜひお届けさせていただきたいと思っております。また、東京都におきましても、設置拡大に向けて財政措置がさらに継続して充実できますように、強く要望してまいりますので、当市におきましてもこれまでの実績を踏まえながら、また東京都と調整を図りながら設置拡大に向けて、ぜひ前向きに御検討いただきたいということを重ねてお願い申し上げたいと思っておりますが、もう一度、この点での御答弁をいただきたいと思っております。

○総務部長（阿部晴彦君） 防犯カメラにつきましては、効果もあるということ等含めて市長の答弁とも重なりますけれども、拡大については、その必要性を市が検討している中で、例えば財政的な支援が東京都からより有利なものを得られるとか、そういうことがあればまた後押しされますので、さまざまな情報に対しても収集に努めて、今後ともいつでも動けるようにといえますか、そういう準備は、研究はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

続いて、高齢者見守りぼっくすによる見守り支援について伺います。

①のところでございますが、改めてこの高齢者見守りぼっくすの日常的な見守り支援の内容を、具体的に御説明をいただきたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 高齢者見守りぼっくすの日常的な活動でございますけれども、基本的には高齢者の実態把握と見守りの支援が、これが中心になります。実態把握につきましては、独居高齢者、あるいは高齢者のみの世帯のうち、特に75歳以上を優先的に訪問、あるいは電話をいたしまして行っているということがあります。それから、見守り支援でございますが、こちらにつきましては社会福祉協議会の見守り・声かけ活動ですとか、あるいは自治会や民生委員といった市民の皆様、それからその他の関係機関とネットワークを形成いたしまして、各高齢者の実態把握をいたします。必要に応じて、各機関の協力による見守り体制を構築しているということでもあります。さらには、民間警備会社の緊急通報システムの設置に関する事務なども行っております。

以上であります。

○18番（中間建二君） この訪問件数等は、どのようになっていますでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 平成29年度実績でございますけれども、見守りぼっくす、これ3カ所ありますが、その3カ所合計で6,430件、1カ所当たり平均で2,143件を訪問しております。これに加えて電話による確認というものもやっております、これも3カ所合計で399件、実施しております。さらに、こういった訪問

や電話による確認等によりまして、継続的な見守りが必要な高齢者というものを711人、認定しておることでもあります。

以上であります。

○18番（中間建二君） 3カ所で年間6,000件以上、また1カ所では平均すると2,000件以上ということで、これ大変な件数を見守りぼっくすのほうで、実際にアウトリーチ、足を運んで訪問調査をし、声かけをしていただいているということで、これは大変なことだと思います。職員の皆様にも、心から感謝申し上げたいと思います。

そういう中で、次の2番目のところなんですけど、そういう活動状況等を踏まえ、また今後さらに独居高齢者等がふえ続けるということを想定、市のほうもされてるということであれば、設置箇所をふやす、また人員体制を整備するなど、何らかの機能拡充が必要ではないかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私どもといたしましては、見守りぼっくすというのは、基本的にはほっと支援センターと同一数で設置するという考えでございます。これはこの見守りぼっくす事業そのものが、東京都が基本的な制度設計をしております、その中でこの見守りぼっくすの所管区域と、それからほっと支援センターの所管区域は一致させることが好ましいと、こういうふうに指摘しております。さらに、私どもは見守りぼっくすというのは、先ほど議員がおっしゃいましたように、このアウトリーチ機能というものを担っておりますけれども、ほっと支援センターのアウトリーチ機能も兼ねるということが必要だろうと考えております。さらに、ほっと支援センターとの円滑な連携、こういったものも実現するためには、同一法人に委託したほうがいいだろうというふうなことを考えておまして、結果的にほっと支援センターの設置箇所と見守りぼっくすの設置箇所は一致しているという状況であります。

以上であります。

○18番（中間建二君） 現状でそこが一致してることは理解するんですけども、それでは現実的に1カ所で2人体制、また2,000件以上の訪問を年間を通してやってるという実情を考え、またこの先、さらにそういう対象者がふえていくということも明らかなので、人員体制も含めて何らかの措置を検討する必要があるんじゃないかということで伺ってるんですけども、この点はいかがでしょう。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 見守りぼっくすの人員体制でございますけれども、現在の人員体制というのは、議員がおっしゃるとおり2名体制ということであります。これは東京都の基準で、やはりこの配置基準が2名を基本とするというふうにしておまして、私どもそれに従いました。さらに、この2名体制を超えて職員を配置することになりますと、実は人件費の問題でございますけれども、これ全額、市の負担になるということでもあります。2名までは東京都の補助金で2分の1の補助がありますけれども、それを超えてしまうと市の100%負担ということになりますので、現在の財政状況によりますと、直ちに増員をして人員体制を強化するというのはなかなか難しいというふうに認識しております。

以上であります。

○18番（中間建二君） 東大和市の高齢者見守りぼっくす、今大変に機能している、現実的に私も市民の皆様とのお話の中で、見守りぼっくすの訪問によって適切な支援につながられている事例も数多く伺っておりますので、うまくほっと支援センターと連携を図ることで、適切なサービスにつながれているというふうに思っております。また、市の狙いとしては、まさに専門家によるアウトリーチによって適切な支援に早くつなげてい

くということの狙いが、私は成功してるというふうに思いますので、そういった意味では直ちには言いませんけれども、将来的にこの高齢者の増加傾向は2045年まで続くという認識も持っていらっしゃいますので、この体制整備、また機能拡充の視点では、やはり検討をしていくべきではないかと思っておりますけれども、この点について再度伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 先ほど御答弁いたしましたけれども、非常に財政難におきましては、この見守りぼっくすの人員体制を直ちに強化することはなかなか難しいというふうな認識でございます。ただし、議員おっしゃるとおり、高齢者の人口というものは伸び続けておりまして、特に独居高齢者というものも増加しております。そのために、高齢者の見守り体制というものは強化していく必要があるというふうに認識しております。このため私どもとしては、この見守りぼっくすの体制を維持しながら、さらに市民の皆様ですとか、あるいは関係機関との連携によりまして、この見守り体制を強化していきたいと、このように考えております。以上であります。

○18番（中間建二君） 高齢者、また独居高齢者がこれからもふえていくという認識は市のほうも持っていらっしゃいますので、見守りぼっくすの狙いを明確にし、またそこにどう拡充をしていくのかという視点で、ぜひ検討を重ねていただきたいと思っております。

続いて、次の3番目の民間緊急通報システムの設置拡大ということでお伺いをしておりますけれども、このところは私は見守りぼっくすのアウトリーチ機能を、まさに補完する取り組みだというふうに思っております。システムの利用者、対象要件ということで、おおむね65歳以上の方のうち、単身世帯、また高齢者のみの世帯、それから日中独居の方まで対象になるというふうにも伺っておりますので、まさにこういう世帯が今ふえているかと思っております。そこで、今のこのシステムの利用者の状況というのはどうなってるのか、伺いたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 民間緊急通報システムの利用者の状況でありますけれども、過去3年間の利用者を見ますと、平成27年から平成29年まででございますが、平成27年度が102人、それから28年度になりますと139人、それから29年度になりますと179人と着実に伸びております。独居高齢者というものは、増加する傾向にありますので、今後も利用者数は伸びるというふうに認識しております。

以上であります。

○18番（中間建二君） そうしますと、この内容、対象者、また今も着実に伸びてるという状況も確認をいたしますと、市長答弁では、さらに普及に努めていきたいということで答弁いただきましたけれども、この点については今後具体的にどのように取り組んでいかれるのか、伺いたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 民間緊急通報システムのPRでございますけれども、これは見守りぼっくす事業そのもののPRとも、ある程度連携しているものというふうに認識しております。ただ、見守りぼっくす事業につきましては、市民の皆様そのものが、まだ十分に理解というんでしょうか、その存在を認識していないところが見受けられまして、まず見守りぼっくすの方が個別訪問しても、ちょっと不審がられてしまうというような事例もございます。そのため私どもとしても、この民間緊急通報システムのPRも含めて、見守りぼっくす事業そのものにつきまして、各種の媒体ですとか、あるいは福祉祭によるPRというものを強化していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○18番（中間建二君） いずれにいたしましても、見守りぼっくす事業の拡大、また緊急通報システムの設置

拡大の必要性については、市のほうも認識をされてるというふうに思っておりますので、この点での引き続きのお取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。

続いて、4番目の空堀川管理用通路の整備について伺います。

南側の箇所の整備がおこなわれている理由については、市長答弁で理解をいたしました。それでは、今後の整備の見通しなんですけれども、芝中調整池の整備が決まっていないために、この部分の管理用通路の整備が進まないとの答弁でありましたけれども、具体的な整備内容とか予定というのは、これは全くめどがないのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 現在、市道第9号線、八幡通りの東芝中橋の橋梁整備と旧芋窪街道の新中砂橋橋梁と護岸整備を進めており、市長答弁のとおり具体的なことは決まっていないとのことでございます。また、東京都北多摩北部建設事務所が事務局となって実施してございます柳瀬川・空堀川流域連絡会を年数回実施してございます。この連絡会につきましては、東京都のほか各流域の市民の方や、川に関係する市民団体の方、流域各市の職員により構成されてございます。この流域連絡会では、2年前の平成28年11月に芝中調整池の現地視察会や、それ以前にも話し合いを行ってございまして、今後どのようにしたらよいか話し合いが進められました。結論には至っていない経緯がございまして、現在までどのような方法、対策で水量を確保したらよいかについて話し合いが行われてございまして、芝中調整池が一時的に雨水を貯留する施設である中、その利活用についても検討しなければならないと考えてございまして、現在はまだ先が見えていない状況でございまして、以上でございます。

○**18番（中間建二君）** そうしますと、東大和市としては、現在、芝中調整池については、どのような整備が望ましいというふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** この芝中調整池を今後、東京都がどう整備していくかについては、調整池の処理や水量確保の問題、現在利用されている多目的広場をどうしていくかなど大きな課題がございまして、流域連絡会での意見を踏まえた整備を考えているということで捉えておりますが、その動向等、東大和市民がどのようにしたいかという部分も踏まえた上で、市としまして空堀川の望ましい整備を考えていきたいということで考えてございまして、以上でございます。

○**18番（中間建二君）** この芝中調整池の周辺にお住まいの方、また散策路としてこの管理用通路を利用される方からは、この管理用通路については、ぜひ下流側と同様の整備を早く進めてもらいたいというお声もたくさんいただいております。

そういう中で、芝中調整池の整備が進まなければ、この管理用通路も進まないということであれば、ぜひ市としての考え方や方針をしっかりと詰めていただきたいと思います。長年、市内では空堀川を考える会の皆様が活動されておりますし、また近隣住民の皆様の御意見なども伺いながら、この点について市の考え方をぜひ詰められるように進めていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 先ほど申し上げました流域連絡会では、空堀川を考える会や一般市民の方も委員として検討しているということで先ほど申し上げました。その中での意見を踏まえまして、今後よりよい整備となるよう検討していきたいと考えてございまして、以上でございます。

○**18番（中間建二君）** ぜひ、ここもおこなっておりますので、前に進みますようにお取り組みをお願いしたい

と思います。

続いて、5番目の整備がおこなわれている生活道路の改善についてお尋ねいたします。

①の南街5丁目のU字溝改修でありますけれども、今年度、既に予算が計上されているかと思いますが、現在ではまだ行われていないようであります。これはどういう理由でしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 今年度、予定しております市道第412号線道路改良工事でございますが、ここを東大和市駅前交差点の角の三井住友銀行の北側の路線になります。こちらについてはU字溝をL型溝に変更し、全面舗装するということになってございます。これがおくれた理由でございますが、沿線住民との境界立ち会いや民地に接する部分の取り付けの調整に時間がかかったためと、もう一つ、設計したところ、工事費の増額が必要となりましたことから、今回の市議会でも補正予算に計上したところでございまして、議決後の発注となったためということでございます。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** そうしますと、面的には少し範囲がありますけれども、来年度以降はこのU字溝のL字溝への改修は着実に進んでいくということで受けとめていかどうか、伺いたいと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 来年度以降のことについてでございますが、現在まだ計画の段階ではございますが、東大和市実施計画の平成31年度から33年度までの実施計画におきまして、3路線整備する計画となっております。また、この3路線の北側と西側につきましても、まだU字溝が残ってる路線が4路線ございますので、そこも引き続き整備していきたいということで考えてございますので、計画には乗せていきたいなということで担当課としては考えてございます。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** 当然のことながらこの範囲、U字溝が残ってる場所には市道第423号線も含まれてるかと思いますが、できる限り早く進めていただきたいと思いますが、再度、伺いたいと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** できる限り早くということでございますが、生活道路のこのような道路につきましては、国や東京都の補助金がないことがございます。そのような中で、限られた予算の中で実施していきますので、順次実施していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○**18番（中間建二君）** 引き続きのこの点でのお取り組みをお願いをしたいと思います。

続いて、2番目の南街3丁目の市道第519号線でございますが、この場所は壇上でも申し上げたように、西側にしか排水路がないことで、大雨の際は西側の住宅側に雨水が流れ、毎回大雨のときには大変な被害が発生をしております。そういう意味では、やはり東側にも排水路を整備すべきではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** この市道第519号線でございますが、市道7号線の中央通りから第二中学校の北側までの区間でございまして、およそ350メートルでございます。道路幅員は6メートルでございます。この市道第519号線の区間につきましては、舗装の劣化が見られるため、平成23年度に道路の片側の舗装補修を実施し、4年前の平成26年度には東京都水道局による水道工事で舗装の復旧をかなりの広範囲で行っていることから、全体的に舗装の状況が悪いという状況ではないということで考えてございます。

また、東側の整備についてですが、東側が地盤が高くなってございまして、西側が低くなってございます。土木用語では、この勾配を片勾配と言いまして、道路の横断勾配が一方に傾いた整備となっているような状況



でございます。この片勾配でございますため、東側は水たまりも発生していない状況でございます、早急に整備が必要であるという路線ではないということで考えてございます。ただ、今後、東側の排水整備、もしくは境界ブロックの整備を行う必要はあると認識してございますが、他の路線との比較検討を行い、生活道路全体の中で優先順位を決めて実施していきたいと考えてございます。

また、雨水対策ということでございますが、大雨時には市道519号線の排水管が逆流する場合がございます。この排水整備を実施する場合の効果について調査が必要であると考えますが、この地域の雨水対策につきましてはいちょう通りの冠水も含めて総合的に考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 現状で確かに水道工事が数年前に行われたことで、一部の路面は確かに舗装がなされました。また一方で水道工事は限定的なものですので、路面の劣化、また陥没が見られるところも多数ある路線となっておりますので、この点については再度きちんと調査をし、確認をしていただきたいと思っております。

それから、雨水対策ということで、東側、片勾配で東側に水がたまらないというのは、そのことによって西側に雨水の被害が発生をしてるという現状があるわけですから、この点はぜひ御認識を持っていただきたいと思っておりますし、また西側の排水路整備に時間がかかるということであれば、今御答弁いただきましたように、いちょう通り側から集中的に雨水が集まってくる道路というふうにもなっております。また、中央通りも高いわけですから、中央通りからも雨水が流れてくる。こういう道路となっておりますので、この現状を考えたときには西側の排水路整備、やはりきちんとやっていく必要があるかと思っておりますし、またそこにもし時間がかかるということであれば、当面の対策として横断グレーチング等の設置など、何らかの対策をとっていくべき道路であるかと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 横断グレーチングの設置についてでございますが、この設置については可能だということですが、大雨時には市道第519号線の排水管から雨水が逆流する場合がございます。ということで、先ほど申し上げましたが、そのようなことで設置した場合、横断グレーチングからも逆流することが考えられます。ただ、逆流までならないような雨の降り方であれば効果はあると考えられますので、その他の対策も含め、対策について検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この道路の改善についても、長年の課題となっているかと思っておりますので、ぜひ早急に進めていただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

最後、6番目の3市共同資源物中間処理施設について伺いたいと思っております。

①でございますが、残念ながらこの施設の建設に至る計画段階の中では、近隣住民の理解を得られていないままの建設となっております。この点について、先日、市長御答弁では運営連絡会を設置をし、調整をしていくということでございました。また、運営連絡会の設置については、議員のほうにも過日、情報提供もいただいております。一方で、この運営連絡会の参加の呼びかけが周辺の200メートルの範囲に限定されたことから、特にこの計画段階での協議を重ねてきた施設整備連絡協議会に参加をされていた周辺800メートルの範囲の方々からは、さらに不審の声を伺っております。この点については、市としてはどういう認識を持っていらっしゃるのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 東大和市としましては、もう少し広域で考えていただきたいというお話は、衛生組合側のほうにはさせていただいております。ただ、今までその要望でありましたが、衛生組合側のほうか

らは、今現状、小平の中島町でも協議会を持っております。半径200メートルということで、同じような形で今回やらせていただきたいということで、取り組みのほうさせていただきたいということで伺っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 衛生組合の事業だからということでは、私は理由にならないと思うんですね。東大和市の土地で、東大和市として近隣住民へ配慮しながらこれからやっていくということであれば、やはり市としてどう取り組んでいくのか、またそこを東大和市も構成団体の一つなわけですから、東大和市の意見をしっかりと衛生組合に聞いてもらわなければいけません。もし衛生組合でその合意ができないのであれば、特に東大和市としては解散を余儀なくされた連絡協議会に参加をされていた団体に対しては、何らかの配慮なり情報提供、取り組みが私は必要ではないかと思えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今まで四十数回にわたりまして、周辺800メートルの範囲の方たちに、かなり御協力をいただいたと思っております。まして、毎月1回、土曜日の夜ということで、夜間お集まりいただいたところで、いろんな意見はいただいたところでございます。また、その意見の反映が十分かというところはあるかと思えますが、かなり私どもとしましては最大限、施設の建設に反映できるように努めてきたところでございます。

結果として、先ほどの質問の中で、運営連絡会につきましては、200メートルで中島町と合わせるということになってしまったわけですが、800メートルの範囲の方たちには多分に御協力いただいたところもございしますので、今まで施設の工事説明会、こちらが2回ほどしか開催されていないという現状もございしますので、そういったところで来年4月の稼働に合わせて、いま一度進捗状況の説明を全体、皆さんにさせていただくことの御要望と合わせて、稼働後につきましても、より安全な施設であるということを、皆さんに御理解いただくための働きかけは、きちんと行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） この連絡協議会に参加をされた皆様、また私も何度か傍聴にも伺う中で、さまざまな意見の対立もあり、結果として理解が得られないままの建設になってるわけでありましたが、一方で東大和市として広く市民に理解を得ていく努力も必要でありましょうし、近隣住民に理解を得ていく努力も継続をしていかなければいけないかと思えますが、特にこの連絡協議会に参加をされた団体に対しては、今信頼は失われているかと思えますので、ここを取り戻すことは、私は決して諦めないで取り組んでいかなければいけないと思えますし、そうしなければ安定的な稼働にはつながらないというふうに思えます。

そこで、②のところを伺いたいわけでございますけれども、ここで処理をする資源物を極限まで少なくする努力を、やはり私は東大和市としてしっかりと行っていくということが重要だと思います。資源に限らず、ごみ全体の減量化ということでは、有料収集ということで、これが一番効果があるという中で、東大和市では3市の中で先行してこれは取り組まれてるわけですが、これまでの実績というのはどういうものなのか伺いたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 有料化をする前の平成25年度と平成29年度で比べたときに、1人1日当たりの排出量ということで、一番わかりやすいのかなと思うので御報告させていただきます。

平成25年度につきましては761.5グラム、平成29年度に当たりましては670.4グラムまで減らすことができました。結果的に約91グラムほど減らしたと、市民の皆様の御協力により減ったという形でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） ごろすけだより等でも情報提供いただいておりますが、この減量化の効果、これは市民の理解や協力がなければできないことですが、この多摩26市の中でも大きな実績になっているかと思いますが、再度伺いたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 確かに今議員おっしゃったとおり三多摩の中でも、これでいきますと上から4番目の今現状でございます。市民の皆様、本当にあつての減量効果だということで、これは今後まごろすけだより等で、このとおり減量が進んだという形につきましては、御報告のほうはさせていただきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 東大和市では、先行してそれだけ実績を積んでいただいているわけですが、小平市、武蔵村山市の有料化の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） まず小平市にございましては、平成31年の4月、来年の4月からごみの有料化という形で実施するという形になってございます。武蔵村山市でございましては、武蔵村山市につきましましては、武蔵村山市の一般廃棄物処理基本計画、こちらの中に平成34年度を目途に実施をすると、そのような形で記載のほうされているという状況でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 小平市は来年からスタート、一方で武蔵村山市は平成34年をめどということですので、まだ決まっていない。こういう状況を考えますと、そもそもこの施設の建設のコンセプト、考え方は、3市共同資源化事業という名前がついたぐらいに、焼却炉の更新も含めて資源化を進める、ごみの減量化を進めるということで検討が進められ、進んできてるというふうに受けとめております。

そうしますと、幾らこのリサイクルセンターが建設が進み、焼却炉の更新もこれから進んでいくという中で、いまだに有料化の足並みもそろっていない。こういう中で本当に減量化というのが進むのかということに対して、疑問を持たざるを得ないわけでございます。また、資源化基準の統一も図っていくということで、この間、説明もあり、取り組みがなされてきたかと思いますが、本当にここは図られていくのか、3市でこの3市共同資源化事業という名のとおり減量化に本当にたどり着くのか、ここをどういうふうに認識をされてるのか伺いたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 3市につきましましての減量化という形でございます。また、こちらにつきましましては、3市とも一般廃棄物処理基本計画、こちらの中にさまざまな減量施策の関係につきましましては、記述のほうさせていただいております。また、その内容につきましましては、3市独自のものという形もございまして、3市で取り組まなければならないことということでも、今減量に関しまして部会のほう設置させていただいて、そちらのほうでさまざまな意見を聞かせてるというような状況でございます。また、資源化基準の統一につきましても、今部会のほうでさまざま議論をさせていただいて、これから進めていくという形。また、これからどういう、あるべきものが減量施策に適合するのかといったところまで、今現状、話し合いのほうはさせていただいて、3市で極力足並みはそろえていきたいという形のところはございますが、状況に応じて実施をさせていただき、最終的には足並みはできるだけそろえていきたいという形で考えてはおります。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今のような御答弁は、これまでも何度も、この議会でも確認をされてるわけですが、結果としてそろってない。建物の更新は進んでるという中で、この減量化、また資源化基準の統一、本当に3

市がきちっと足並みをそろえて進めていくべきであるかというふうに思います。

次に、東大和市の施設では容器包装プラスチックとペットボトルの2品目を処理をするということになっておりますが、やはり周辺環境への配慮ということで、やはり重要な視点は、やはりにおい対策もあるかと思えます。重要だと思えます。これまで汚れたプラは燃えるごみとして出すということは、東大和市では徹底、確認をされ、またペットボトルも水洗いをして出すものだというところになっておりますが、この方針はきちんと3市で図られ、徹底をされていくということでもいいのかどうか伺いたいと思えます。

○ごみ対策課長(中山 仁君) ほかの2市におきましても、そちらにつきましては徹底していくと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) そうしますと、東大和市の施設では汚れたプラ、汚れたペットボトルは処理しないということは明確になってるということで間違いないかどうか伺いたいと思えます。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 施設の中では、中に搬入されましたら、そちらのところから手選別で汚れたものは抜き出すという形がございます。そういう形で処理をさせていただきますので、汚れてるものについてははじかれるという形で考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 施設の中ではじく努力も、当然やっていかなきゃいただきますし、また汚れたものはあそこに持ち込ませない、また持ち込んだら、もちろん返すわけですが、やはり3市で汚れたプラ、また汚れたペットについては、あそこに持ち込まないということを、足並みをここはしっかりそろえて取り組みを、ぜひしていただきたいと思えます。

これまでの連絡協議会等での説明では、リサイクルセンターから排出される空気っていうのは、周辺の空気よりもきれいなものが排出されるんだというような説明もあったかと思えます。そのようなフィルターを通す、かけるということでの御説明であったかと思えます。それから、搬入搬出の際のエアカーテンも整備をされるという説明もあったかと思えます。この認識は、そのとおり、これまで説明があったとおりに進んでいるということで理解をしていいのかどうか伺いたいと思えます。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 今議員おっしゃったとおり、エアカーテン、また扉の関係でも、物理的にも扉を設けますので、二重三重の形でのおい対策という形では、施設のほうではさせていただいております。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 周辺環境の空気よりもきれいなものを排出するんだという説明も、説明会ではありました。この点については、そうなっているのか、現状で。この点についてはいかがでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 中の施設の空気につきましても、バグフィルター、また集じん機等——消臭機ですね、そちらのほうもきちんと通して、それから排出するという形になってございます。また、計測におきましても、衛生組合側のほうできちんとしていくという形もございますので、きれいな空気で排出をされるという形で考えてございます。

以上でございます。

○18番(中間建二君) 特にこのいまだに健康被害への不安、またにおい対策についての心配のお声もたくさん伺っておりますので、盤石にさせていただかなきゃいけませんし、それが東大和市の責任だと思えます。

さらに、それをやっていただく中で、この容器包装プラスチック、またペットボトルの減量化、すなわちあ

そこで処理をする、持ち込む量をどうやって減らしていくのかということについては、さらに検討を重ね、取り組みをしていただきたいと思います、この点についてはいかがでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらにつきましては、市長からも御指示をいただいております。「マイバッグ 資源を入れて お買い物」、こちらの標語につきましても、さらに啓発のほうは進めてまいりますし、また資源を排出できる商店等についても働きかけをさせていただきまして、リサイクル協力店、こちらのほうの拡充にも現在力を入れてるという形でございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） では、市長が指示されてるということでもありますので伺いますけれども、今定例会では尾崎市長に対して説明責任を求めるような陳情も提出をされております。また、東大和市として、また市長として周辺住民に理解を得ていく努力を続けていくという考えがあるのであれば、今まで申し上げたような健康被害、またにおい対策等を盤石にしつつ、やはり持ち込む量、処理する量を東大和市としては明確に、極限まで減らしていくんだということの方針なり、取り組みを明確に進めていく、これが非常に重要だと思いますけれども、この点については市長はどう取り組んでいくお考えなのか伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 今いろいろと職員のほうから主な答弁をさせていただいたわけでございますけれども、ごみの減量、特に今回あそこであれば容器包装、それからペットボトルということで、その減量に向けては従来の考え方をさらに推し進めていきたいと、そのように考えています。そのためには、市民の皆さんの御理解がなければならぬと、そのように考えてございます。そういった意味で、今回の3市共同資源物の中間処理施設につきましては、いろんなところで説明が足らなかったという御意見、今回陳情が出たということは、そういうことなのかなというふうにも理解してございます。今後の施設の運営等につきまして、そういうことがないように、3市の衛生組合の管理者ともども、責任を持って対応していきたいなど、そのように考えております。

また、来年からはごみの減量という意味では、新たな施策も進めていきたいと、そのように考えてございますので、多くの皆さん方の御理解のほど、よろしく申し上げます。

○18番（中間建二君） 市長として、この周辺住民の理解を本当に得ていくという考えがあるのであれば、その減量化の施策をより具体的に前に進めていく、この取り組みがなければ、なかなか現状では理解が得られていかないというふうに私は思います。施設整備連絡協議会に参加をされた団体等の御意見も踏まえつつ、取り組みがさらになされますことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 佐竹康彦君

○議長（押本 修君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従い、平成30年第4回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく5つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、空堀川上流域の広域的な雨水対策についてです。

東大和市の防災対策の中でも、大地震など突発的な自然災害を除き、日常生活に密着して優先的に行っていかなければならない重要な対策が雨水対策であると認識しております。例年、梅雨の時期から台風の時期にかけて、市内各所で道路冠水や家屋、店舗等への浸水被害が発生をしています。被害が頻発する地域の住民は、その季節が来るたびに不安を抱えながら生活せざるを得ないのが実情です。これまでも市は担当部を中心に、着実に浸透施設の設置や雨水排水管の清掃など進めていただけており、その御努力に感謝申し上げます。

しかし、近年の環境変化により、天候それ自体が過去とは様相を異にしております。本年も日本各地で豪雨災害が発生をしており、つけ焼き刃的な対策では問題は解決しないとの市民の声を実際に聞いております。この根本的な解決策としては、雨水排水のために近年の豪雨に対応した下水道を整備していくことであると考えます。市としても、そのような認識のもとに検討を進めてきていただいたものと思っております。

私ども市議会公明党も、常々この問題を議会で取り上げるとともに、我が党選出の都議会議員も地元の窮状を救い上げ、東京都に強力に働きかけをし続けてきたところでございます。今般、平成30年9月27日付で市の都市建設部長宛てに送られてきた東京都下水道局流域下水道本部からの通知では、東京都と東大和市、立川市、武蔵村山市による流域下水道整備事業について実施決定がなされたとのこと。長年、この問題で苦しんできた多くの市民にとっては、豪雨災害の解決へ曙光が見えてきたように感じられることと思います。

そこで、この新規事業に関し、以下の質問を通して、これまでの経緯と今後の対策について市の見解を確認したいと考えます。

①空堀川流域広域雨水整備検討協議会での検討内容について。

ア、東京都の役割に関して検討された内容はどのようなものか。

イ、東大和市の役割に関して検討された内容はどのようなものか。

ウ、立川市・武蔵村山市の役割に関して検討された内容はどのようなものか。

②実施決定をした流域下水道事業の詳細はどのようなものか。

③東大和市の今後の取り組みについて。

ア、この事業を受けて、市ではどのような工事等が行われるのか。

イ、市の雨水対策に対して、この事業はどのような影響を与えるのか。

2点目は、特色ある公園の整備についてです。

暮らしやすいまち、住みやすいまち、魅力あるまち、これらを形づくるために欠かせないのが、地域住民に親しまれる公園があるかどうかという視点だと考えます。国土交通省ホームページには、都市公園の役割について、良好な都市環境を提供、都市の安全性を向上させ地震などの災害から市民を守る、市民の活動の場、憩いの場を形成、豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠といった点が掲げられております。また、ある民間の経済研究所の研究員が過去に発表したレポートによりますと、母親の地域の住環境に対する評価は、子供が自由に遊べる屋外空間の量によって大きく異なるとあり、地域に子供が自由に遊べる公園や、公園以外の屋外空間が多いと感じている場合には、住環境にも満足している人が多い。また、地域にそのような空間が少ないと感じている場合には、子育てのしやすさや治安のよさといった側面で満足している人が少ないといった調査結果があるようです。これは母親だけに限ったことではなく、多くの人がその地域の住環境の評価をするときに、公園の存在が重要なポイントの1つになると考えております。

東大和市では、平成28年3月に特色ある公園整備基本方針を策定し、整備に向けて事業をスタートさせておられます。平成30年度の市長の施政方針でも、重要施策、⑤環境施策の充実の中で、特色ある公園の整備につ

きましては、引き続き市民懇談会において検討を重ねていただき、整備する公園を選定するとともに、地域の皆様とワークショップを開催し、公園の再整備に向け、設計などの準備を進めてまいりますと述べておられます。子供たちが元気に遊び、故郷の原風景として記憶に残るような、すばらしい公園が再整備されることを強く望んでおります。

そこで、この整備事業について現在の進捗状況を確認し、今後の事業展開をどのように考えているか確認をいたしたく、以下の質問をいたします。

①市の現在の取り組みについて。

ア、これまでの進捗状況はどのようになっているのか。

イ、市民のニーズ把握とその反映について、市はどのような取り組みをこれまで行ってきたのか。

ウ、子育てしやすいまちとして市内外にアピールできるような特色ある公園整備に関して、市はどのように考えているのか。

エ、今後の整備のスケジュールについて、現段階での市の見解を伺う。

3点目は、子供の遊べる空間についてです。

日本一子育てしやすいまちを目指す東大和市にとって、子供たちが自由活発に遊べる空間、つまり子供の遊び場を十分に確保することは必要不可欠な施策であると考えます。また、先ほど申し述べたように子育てをしている世代からは、公園も含めて子供が遊べる空間が確保されているか否かが、地域の住みやすさを判断する基準になっている面があります。こうした観点から、特に東大和市の中央地区は市役所や公民館、図書館、保健センターなど、市行政の中核的施設が存在する一方で、従来、公園が少ない住環境であることが指摘されています。この地区に住む子育て世代の方からは、以前より小さい子が安心して遊べる場所や公園が少ないとの要望があり、今でも子供の遊び場に悩むことが多いようです。

以前の一般質問でも伺いましたが、中央地区の子供たちの遊ぶ空間の確保について、市としてどのような考えを持って取り組んでいこうとしているのか確認したく、以下の質問をいたします。

①中央地区の子供の遊び場について。

ア、従来より、中央地区については子供が遊び憩える公園が他地域より少ない現状がある。これに関する市の認識とこれまでの取り組みはどのようなものか。

イ、中央地区の子育て世代のニーズを把握し、子供が遊べる場所の確保について積極的な取り組みを望むが市の見解を伺う。

②として、子育てひろばについて質問いたします。

先般、公明党会派で子育てひろばを運営する2つの保育園を視察し、実際の様子を拝見しました。また、来園し利用されている方や、運営側の保育園の先生方にお話を直接伺うことができました。育児休業期間の方や、自宅で子育てをされているお母さん、お父さんが子供と一緒に遊べる場であると同時に、育児に奮闘する同世代と知り合う場であり、相談を受けてもらえる場としても機能している様子で、東大和市で子育てをする方々にとって大変有意義な事業であると改めて実感をいたしました。

そこで、子育てひろばに関する現状の取り組み状況とともに、今後の展開について確認をいたしたく、以下の質問をいたします。

②子育てひろばについて。

ア、市の子育て施策における子育てひろばの役割とはどのようなものか。

イ、市内で運営されている子育てひろばの現状はどのようになっているのか。

ウ、現在の子育てひろばをより多くの子育て世代に利用してもらえるような情報発信をし、さらに子育てひろばの機能を持つ施設をふやせるよう市として取り組むべきと考えるが、市の見解を伺う。

4点目は、図書館の利用に関してです。

①図書館を使った調べる学習コンクールについて伺います。

図書館を使った調べる学習コンクールについては、例年、12月の定例会でその年度の取り組み状況について確認をさせていただいております。毎年のごとではございますけれども、子供たちが学校の授業以外で自由な発想で能動的、主体的に学習に取り組むという点からも、子供たちにとって貴重な体験となるコンクールであると考えます。本年度もどういった取り組みで、どのような成果が出ているのか確認させていただきたいと思っております。あわせて今後の発展的な取り組みを期待して、以下の質問をいたします。

ア、本年度の市の取り組みとその成果を伺う。

イ、今後の展望について市の見解を伺う。

②他市との相互利用について伺います。

図書館の相互利用については、東大和市は隣接する市の中では、東村山市、武蔵村山市、立川市とは既に相互連携を行ってきております。東大和市の図書館では所蔵していない資料を利用できる。また、近隣市に出かけた際に気兼ねなく図書館に立ち寄れるなど、市民にとって多くの利点があるものと考えております。隣接する市で、相互利用ができていないのは小平市だけとなっております。

そこで、小平市と図書館の相互利用が可能になれば、東大和市民の利便性もさらに高まるのではないのでしょうか。また、小平市在住の方から、小平市の住民も東大和市の図書館を利用したいとの声があると伺っております。そうした点から今後、ぜひ小平市の図書館と相互利用を推進していただきたいと考え、以下の質問をいたします。

ア、市民に対する図書館サービスの向上のため、小平市の図書館と相互利用を進めることについて市の見解を伺う。

5点目は、都営向原団地の創出用地活用についてです。

今定例会の初日に全員協議会が開催をされ、都営向原団地の創出用地活用については、現段階での市の考えを伺いました。それを踏まえた上で、改めてこの間の市と東京都との交渉経過、今後の市の取り組みについて確認をさせていただきたく、以下の質問をいたします。

①これまでの東京都との交渉経過を踏まえ、特別支援学校の整備について、現時点での市の考えと今後の展望を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔16番 佐竹康彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、空堀川上流域の広域的な雨水対策における東京都並びに東大和市、立川市及び武蔵村山市の役割についてであります。空堀川流域の南部地域につきましては、地形的な状況から東京都と3市によります空堀川流域広域雨水整備検討協議会を設置し、広域的な雨水対策につきまして検討してまいりました。その結果と



いたしまして、広域的な雨水幹線の整備が合理的であることから、広域雨水幹線の整備は東京都が流域下水道事業として整備し、市内の雨水管を3市がそれぞれ公共下水道として整備することにより、東京都と3市が一体となり雨水対策事業を進めていくこととしております。

次に、東京都が施行する流域下水道事業についてであります。市の上流に位置する立川市及び武蔵村山市の雨水につきまして、市の雨水とともに空堀川へ排除するため、東京都が流域雨水幹線を整備する事業であります。

次に、この事業を受けた市の事業についてであります。東京都が施行いたしました流域雨水幹線に市の雨水幹線、雨水管を接続して雨水を排除するための整備工事等を実施するものであります。

次に、市の雨水対策に対するこの事業の影響についてであります。市の雨水対策への取り組みにつきましては、これまで雨水浸透施設の設置や排水管の清掃などによりまして、道路冠水などの軽減に努めてまいりました。本事業に取り組むことによりまして、さらなる浸水被害の軽減が図れるものと認識しております。

次に、特色ある公園の整備に関しての進捗状況についてであります。東大和市特色ある公園整備基本方針に基づく事業につきましては、教育関係、福祉関係、緑地関係等の団体から選出いただいた方及び公募市民による東大和市特色ある公園懇談会を設置しておりますが、一定の結論には至っていないところであります。

次に、市民のニーズ把握とその反映についてであります。特色ある公園につきましては、平成28年10月に第13回市長と語る会、タウンミーティングのテーマとして取り上げ、市民の皆様から御意見等をいただいたところであります。今後につきましては、候補地を選定した段階で、候補地周辺の地域住民の皆様を交えた意見交換会を行い、整備内容等の詳細を決めていく予定であります。

次に、子育てしやすいまちのアピールができるような特色ある公園の整備についてであります。市が掲げております日本一子育てしやすいまちを内外にPRするためにも、市外からも利用者が訪ねてくれるような公園を整備することが必要であると考えております。

次に、今後のスケジュールについてであります。現在実施しております市立狭山緑地管理事務所の建て替え事業が、平成30年度末には完了することから、平成31年度へ向けて東大和市特色ある公園懇談会を再開し、候補地の選定や課題の整理に努めてまいりたいと考えております。

次に、中央地区の子供の遊び場についてであります。中央地区の公園等としましては、中央第一公園、中央東公園、中央こども広場の3カ所となっており、公園等が少ない地域になっているものと認識しております。また、これまでの取り組みの中では、新たに公園等を設置するには至っておりません。

次に、中央地区の子供の遊び場の確保についてであります。公園施設等の設置につきましては、周辺住民の皆様のご理解を得ることのほか、一定の面積が必要となります。現状、空き地等もないことから、解決が難しい地域であると考えております。

次に、市の子育て施策における子育てひろばの役割についてであります。市では地域の子育て家庭を支援するため、保育所等に通っていない乳幼児とその保護者が、相互に交流を図れる場所として子育てひろばを設置しております。また、保護者の育児不安や孤立感の解消を図ることができるよう、子育て相談や助言、子育て関連の情報提供などの支援を行っております。

次に、市内の子育てひろばの現状についてであります。現在、東大和南保育園、れんげ上北台保育園、玉川上水保育園に子育てひろばの設置を委託しております。保育園内の広場専用の部屋で、週3日以上、1日3時間以上の活動を実施しております。活動の内容としましては、子育てひろばの部屋や園庭の開放、子育て相

談、育児に関する情報交換、子育て講座及び子育て通信の発行などを行っております。また、子ども家庭支援センターにも交流スペース、かるがもひろばを設置し、他の子育てひろばと同様の活動を行っております。

次に、子育てひろばの利用促進と設置施設をふやす取り組みについてであります。市では子育てハンドブックや市報、市公式ホームページ及び窓口でのパンフレットの設置などにより、子育てひろばの利用周知を図っており、今後も利用促進に向け、情報発信の方法を工夫してまいりたいと考えております。また、子育てひろばの設置施設をふやすことにつきましては、10月に実施しましたタウンミーティングの中でも、子供たちが遊べる施設に関して、保護者の皆様からさまざまな御意見をいただいておりますことから、今後も保護者のニーズを把握しながら、子育て支援施策の一環として総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。この取り組みは児童・生徒の学習意欲を高めるよい機会となっていると認識しております。平成30年度につきましては、引き続き教育委員会が窓口となり、市内小中学校に呼びかけを行い、例年を上回る多数の応募がありました。今後もより多くの作品が応募されるように、児童・生徒へ働きかけてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館における小平市との相互利用についてであります。相互利用の実施につきましては、それぞれの市民の生活圏の広がりがある程度双方に及んでおり、お互いにメリットがあることが必要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、都営向原団地の創出用地についての市の考えと今後の展望についてであります。東京都から北側の地区に提案されている知的障害特別支援学校の設置について、引き続き協議を行ってるところであります。また、南側の地区につきましては、市は地区計画に定める住宅の整備を望んでおりますが、東京都と具体的な協議は進んでおりません。今後につきましては、市では北側と南側の創出用地は一体のものとし、土地利用計画を定める必要があるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。平成30年度は市内小中学校から221点の応募がありました。調べた内容につきましては、国語、歴史や地理、生物や科学、またオリンピック・パラリンピックに関する内容など、児童・生徒の興味関心に対応したのようになっております。学習の成果につきましては、図書館の活用として児童・生徒の自発性や主体性が高まるものとともに、情報活用能力の向上が図られているものと評価しております。また、平成30年度の新たな取り組みとして、中央図書館とも連携しながら、応募作品の展示を予定しております。今後も多数の作品が届くよう、児童・生徒への働きかけを続けてまいります。

次に、図書館における小平市との相互利用についてであります。国が示す図書館の設置及び運営上の望ましい基準におきましては、図書館は高度化、多様化する使用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用など、他の施設、団体等との協力を積極的に推進するよう努めることとされております。そのため、平成15年4月から東村山市と、平成24年4月から武蔵村山市と、平成28年7月から立川市と相互利用できるよう協定の締結を進めてまいりました。相互利用の実施に当たりましては、双方の住民の生活圏の広がりや状況や、メリット、デメリットなどについて見定めるとともに、市民の要望の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

---

午前10時46分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（真如昌美君） 先ほど私が答弁いたしましたところについてですけれども、誤りがありましたので御訂正をお願いいたします。

図書館との相互利用につきまして、立川市と平成28年7月から協定を結んだというふうに説明を申し上げましたけれども、平成27年の7月からということですので、御訂正をよろしくお願いします。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市長並びに教育長の御答弁、ありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の空堀川上流域の広域的な雨水対策についてでございます。

本年は西日本の中国地方、四国地方を初めといたしまして、各所で豪雨災害が多く発生をいたしまして、被害を受けられた方々に改めて心からのお見舞いを申し上げます。近年の気候変動に伴う豪雨の激甚化、これが全国的に懸念をされておるところでございます。国におきましても、ことしの豪雨災害を受けまして、大規模広域豪雨を踏まえた水災害ですね、水災害対策検討小委員会が持たれております。そこで提出された資料を見ますと、豪雨の発生件数が約30年前の1.4倍に増加をしております、2012年以降、全国の約3割の地点で1時間当たりの降雨量が観測史上最大を更新しておるようでございます。そのため、今後1時間降雨量50ミリメートル以上の発生回数が2倍以上に増加することが見込まれており、また台風も大型化し、短時間豪雨の発生回数も降水量とともに増加していく傾向性にあるということでございます。

これらに対しまして、これまで過去に発生した降雨に基づいて策定をされた河川や下水道の計画を、今後、気候変動を前提として、気候変動予測を活用して策定すること、あらかじめ降雨量などの増大を見込んでいくべき、継続的な安全向上対策を計画的に進めるべき、こういった意見も出されているのが現状でございます。

こうした趨勢の中で、このたび東京都が東大和市ほか2市との共同で空堀川流域の広域的な雨水対策について事業に乗り出すことになった。これ大変時宜にかなったものであるというふうに捉えております。そもそもこれまで雨水の処理に関しましては、基本的には各基礎自治体の努力に任せられてきたというふうに認識しております。当市も含め、各自治体とも苦しい財政状況をやりくりしながら、少しずつでも対策を前進させてきたものというふうに思っております。しかしながら、根本的には広域的で、大規模な雨水対策が必要であることは、この課題の重要性を認識している自治体職員の方々、また実際に被害をこうむってきている市民の方々にとりましては、以前より痛感をしてきたところであろうというふうに推察をいたします。壇上でも申し述べましたけれども、私ども公明党といたしましても、地域住民の現場の声を都へ訴えまして、協力を要請してきておりました。これまでの経緯を振り返り、改めて今回の事業に大いに期待をしているところでございます。

そこで、幾つか確認をさせていただきますけれども、まず空堀川上流域の雨水対策につきまして、地形的な状況との話がございました。まず基本的な前提として、この流域の地形的な状況とはどのようなものなのか、そしてそれがこの地域の雨水、豪雨被害とどのような関係性を持つてるのかお伺いいたします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 空堀川上流域の地形的な状況につきましては、空堀川に沿っておおむね東側に傾斜している状況でございます。東大和市や武蔵村山市の南部地域、それから立川市の部分につきましては南東に一部傾斜している場所もございます。このため、空堀川へ雨水排除は容易でないことから、道路冠水などが発生する一因というふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 川の成り立ちそのものが、この地形的に排水が難しいというような状況、改めて確認をさせていただきました。そこで、この検討協議会でさまざまな議論がなされたそうでございますけれども、その詳細がどのようであったのか、またそれを受けて広域的な雨水幹線の整備が合理的だというふうに判断された、その理由は何なのか教えていただきたいと思っております。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 空堀川流域広域雨水整備検討協議会での検討内容でございますけれども、対象地域の地形状況等を踏まえ、各市が単独で整備するものか、または広域的に整備するものかの比較、検討を行うとともに、広域雨水幹線を整備するとした場合の事業主体などについて検討を行ってまいりました。その結果といたしまして、広域雨水幹線を東京都の流域下水道事業として整備することが、効率的、効果的に雨水を排除できるものと判断したものでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 改めて、これまでのように各自治体でばらばらにやっているのではなくて、しっかりと広域的に取り組むことがより合理的であり、速やかな市民に対する被害、雨水被害を軽減するものであるというふうな認識に立ったというふうに確認をさせていただきました。

そこで、これまでの検討内容の詳細に関しまして、東大和市としてはどのようなことを他の団体、東京都及びほかの2市に対して訴えてきたのか、この点について確認をさせていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） これまでの検討内容における当市の要望につきましては、空堀川の流域の南部地域につきまして、当市と立川市及び武蔵村山市の3市で発生する浸水被害について、3市が同じ立場で連携し、広域的な雨水対策を効率的、効果的に実施するため、広域雨水幹線の整備の必要性について東京都へお願いしてきたものでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

東大和市の御担当者の方の御努力にも、敬意を表したいと思っております。何分、この3市、空堀川、東大和市だけが利用するものではございませんので、しっかりとこの3市と共同しながら、また東京都も巻き込みながら、ぜひともこちらの事業、進めていただきたいというふうに思っております。

東京都の役割といたしまして、広域雨水幹線の整備を行うということでございますけれども、それは一体どのような事業、整備事業になるのでしょうか。当市と武蔵村山、立川の3市の雨水を空堀川へ排除するために、東京都が流域雨水幹線を整備する事業ということでございますけれども、具体的にどのような工事が行われるのか、その東京都の工事は3市にまたがるようなものになる流域雨水幹線を新たに設置することになるのか、また既存のものを改修するのか、現段階での東京都の考えがわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 広域雨水幹線の整備につきましては、対象流域において各市の雨水管により集水された雨水を空堀川へ排除するため、3市にまたがる雨水幹線を新しくするものと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 新しく整備をすることで、非常に大規模な事業になるものだというふうに認識をさせていただきます。

3市におきましては、雨水管を公共下水道として整備をするということでございますけれども、現状の雨水管を改修するものなのかどうか、また新たな雨水管を新規に整備をしていくものなのかどうか、その雨水管を東京都が整備する流域雨水幹線に接続していくと、そういった理解でよろしいのかどうか、現段階での市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 現段階におけます公共下水道における雨水管の整備につきましては、流域雨水幹線へ当市の雨水管を接続するための工事等を行う必要がございます。流域雨水幹線を接続するため、新たに主要な雨水管を整備することや、市内には多くの既設管が敷設されていることから、今後、公共下水道として最大限有効活用を図り、不足する部分について新設等を行う必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今現状あるものを最大限有効活用を図りながら、不足分についてはどうしても新規に設備を整備していく必要があるという、市にとりましても大きな事業になるというふうに認識をさせていただきました。この東京都や各市が進めていくであろう雨水幹線及び雨水管の整備につきましては、財政的な措置はどのようにされていくのか、この点について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 流域雨水幹線及び公共下水道における雨水管の財政措置でございますけれども、流域雨水幹線の整備につきましては、国費、それから東京都の負担、それから3市からの整備のための負担によりまして整備するものと認識しております。当市の公共下水道の雨水管整備につきましては、可能な限り国費や都費を活用しながら事業を実施してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） その国費、都費の活用ということ、ぜひとも最大限活用していただきたいというふうにお願いをさせていただきます。今までは下水道は各自治体でしょうって、東京都も国も関係ありませんよって、自区内処理でしょうってということで丸投げされておまして、それで財政的に厳しいからなかなかうまくいかなかった。そこで、今回、東京都を巻き込んで、こういう形になったわけでございますので、財政に関しましても国、東京都の強力な活用ということ、ぜひとも東大和市としても今後とも訴え続けていっていただきたいというふうに思います。

市が整備する部分、これも新たな設置が必要になるところもあるというふうな、先ほどの御答弁でございましたけれども、この部分の財政措置につきましては、下水道特別会計において事業債を発行するということが考えられるわけでございますけれども、そういった認識でよいのかどうか、この点を確認させていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 整備のための起債でございますけれども、現段階では流域雨水幹線及び公共下水道の整備において必要な場合に可能な範囲で活用していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 済みません、必要、可能な範囲ということで、いたし方ない部分もありますけれども、しかし先立つものがなければ工事も進みませんので、ぜひともしっかりとした計画のもとにお進みいただきたいというふうに思います。今後、今ある公共施設、下水道も含めた公共施設の長寿命化ですとか、そういったものも進めていかなければならない状況の中で、財政的には大変厳しい状況も続くというふうに思いますけれ

ども、ぜひともこの点、御留意いただきながら進めていただきたいというふうに思います。

これ念のための確認でございますけれども、市民が現在負担をしてる下水道料金につきましては、これは市民が負担するのは汚水のみでございます、今回のような雨水についてはこれまでも含まれていないものというふうに認識しております。今回の事業展開におきましても、事業債の発行の可能性はございますけれども、市民が支払う下水道料金につきましては直接の影響はないということによろしいのかどうか、この点、念のため確認をさせていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 雨水事業と下水道使用料の関係でございますけれども、下水道事業では雨水と汚水の処理を行うこととなってございまして、基本的には雨水にかかわるものは公費、汚水にかかわるものは私費で負担する雨水公費、汚水私費の原則により費用負担するものと考えております。そのため、雨水事業による下水道使用料の影響はないというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、この市の事業といたしまして、流域雨水幹線に当市の雨水管を接続するというところでございました。流域雨水幹線を3市にまたがって新たに設置をされるというふうに思いますけれども、既存のものを改修するか、また新たに設置するかというふうに思います。そこに新たに市の雨水管を接続するというような理解でよろしいのかどうか、現段階での市の考え、改めて伺わせていただきたいというふうに思います。重ねての答弁になるかと思いますが、この点、もう一度確認をさせていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 広域雨水幹線につきましては、3市にまたがる新たなものを整備するというふうに認識しております。そこへは当市の公共下水道として主要となる管を整備するとともに、既存の雨水管を最大限利用しながらそちらのほうに接続して、雨水の排除をしていくというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その市のどの地域に雨水管整備をしていくのか、どの地域が対象となるのかということでございます。個人的な関心といたしましては、南街、向原の雨水被害、これ何としても早期に改善してほしいというふうに思っておりますので、この地域の被害軽減となるような箇所が対象となるというふうに思っておりますけれども、それ以外にも市内では当然雨水被害が頻繁に発生する地域がございます。新堀、桜が丘、高木、奈良橋、さまざま多くございます。これらの地域に当然被害軽減のための雨水管整備がなされるものというふうに考えておりますけれども、市として現段階においてはどのように考えておられるのか伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 雨水管の整備につきましては、現在、流域雨水幹線による集水範囲などについて、当市の南部地域について検討を行っているところでございます。雨水を排除する河川への影響などを考慮して、流域雨水幹線を整備し、集水範囲の雨水管を公共下水道で整備、接続して雨水を河川へ排除するものと考えております。また、流域雨水幹線の集水範囲に含まれない場所につきましては、流域雨水幹線には流入させずに公共下水道を整備して雨水を河川へ排除するものというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 次に、この事業が与える影響につきまして、さらなる浸水被害の軽減が図られるということではございますけれども、当然、私どもといたしましてもそれを大いに期待をしてるところでございます。具体的には、例えば東大和市駅前の道路冠水ですとか、その周辺住宅、店舗への浸水被害がなくなってい

くということでは理解してよろしいのかどうか、市や都の具体的なイメージはどのようなものか、現段階でのお考えで結構でございますので教えていただきたいと思います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 浸水被害の軽減でございますけれども、雨水整備を進めるには多くの費用や時間がかかるため、東京都の技術支援や市内の既設管を最大限有効活用するなど、今後も東京都と3市で浸水被害の軽減のため、効果が早期に発現できるように努めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。東大和市の駅前などの浸水箇所の軽減に向けて、事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

そこで、現段階でのスケジュール感、どのようなものなのか伺いたしたいと思います。工期の具体的な日程にしまして、どの年度までにどのくらいまでを整備していこうというような目標、現段階で設定しておられるのかどうか、この点について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 雨水事業のスケジュールにつきましては、現在、河川への影響などの検討を行いまして、計画の検討を行っている状況でございますが、河川協議を終わらせた後に流域雨水幹線の事業計画の策定等を行っていくものと認識してございます。整備工事の時期は、まだお答えできるような状況にはございませんけれども、計画策定後に設計等を行いまして工事を実施していくものと認識してございます。流域雨水幹線の工事を完了するだけでも、かなりの工事期間がかかると認識しております。そのため段階的整備手法などを用いることによりまして、効果が早期に発現できるように努めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 長期間にわたるといえるのは、いたし方ない面あるかと思っておりますけれども、多少、行政の方にとってはせつかつと思われるかもしれませんが、市民の方々ももう一日も早いこの課題解決を望んでおられますので、なるべく早く、段階的にというようなお話もございましたので、お進めいただきたいというふうに思います。

それと、雨水管との整備に関しましては、都道や私道、市道など既存の道路上で工事を行うものというふうに考えております。そのときに合わせて段差解消やひび割れ等、日ごろ市民からも要望が寄せられているような道路の改修を、あわせて行っていただきたいというふうに考えますけれども、市としてそのような取り組みが可能なのかどうか、この点について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市の道路改良工事を東京都施行の流域下水道工事とあわせて実施することは、発注者が異なるため、一括発注としての工事は困難でございますが、雨水管の工事完了後に道路管理者が道路整備を行うこととするのは、工事を調整していく中では可能であると考えてございます。ただ、少し細かいこととなりますが、雨水管工事の施工方法としまして、道路を直接掘削して管を敷設する開削工法で行う場合、道路を縦断的に掘っていくので、その後に道路整備したほうが好ましいということで考えますが、地中から雨水管を掘進していく推進工法で行う場合は、道路を掘る範囲は立て坑部分だけの少ない面積になりますため、雨水管工事に合わせなくても別途整備ができる場合も考えられます。今後、道路整備が必要である路線等、雨水管工事が重なる路線の場合につきましては、雨水管整備とあわせて行うほうがよいのか、先行して道路整備のほうを実施したほうがよいかは、雨水管整備手法の今後の検討によると考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 可能な場合もあるというふうに認識をさせていただきましたので、ぜひとも種々検討をお願いしたいというふうに思います。いずれにいたしましても、今回、大きな事業が進んでいくということでございます。ぜひとも、この事業の効果がいち早くあらわれることを強く望みまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、特色ある公園についての質問に移らせていただきます。

市といたしまして、緑の基本計画、これ平成11年に策定をされております。その時点におきまして、公園、緑地の課題として一部地域の公園の不足、大小の公園の適切な配置の必要性、地域の特性と市民ニーズ踏まえた公園の整備管理を進める必要性、こういったことについて言及をされておられました。そして、この間の時代状況の変化を加味して、平成30年度で満了する計画の改定が現在進められておるといふふうに認識しております。こういった点を踏まえて、特色ある公園整備基本方針では、公園との再整備計画に際し、個性を持たせ地域のシンボルやコミュニティー形成の場として整備をすることで、地域の活性化の拠点としていくとの目的が掲げられております。公園再整備の必要性とその目的、大いに賛同をしておりますのでございまして、多くの市民のためにこれら再整備を順調に前に進めていただきたいと、心より念願をしておりますのでございます。

そこで、今回の質問になるわけでございますけれども、大変前向きで意欲的な取り組みの進捗が、実際、形になってあらわれてきていないということに少々懸念を感じております。人口減少が進む我が国におきまして、自治体間競争と言われておりますように、各自治体が競い合って魅力的なまちづくりを加速度をもって進めている現状におきましては、当市においてこの公園の再整備事業の進捗が、市の魅力を内外に強くアピールする重要なものというふうに認識してございます。

そこで、幾つか確認をさせていただきたいんですけども、まず公園整備基本方針を策定した段階で、当初どのようなスケジュール感で事業を進めていこうとされておられたのか、そして現在どのような進捗状況になっているのか、市長答弁でお答えいただきましたけれども、さらに詳細に教えていただければと思います。また、当市のスケジュール感と現在の進捗状況にギャップがあるとすれば、それはどのような理由によるものなのか教えていただきたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市特色ある公園基本整備方針を作成した段階におきましても、特色ある公園の整備につきましては、その公園が地域になじみ、末永く愛されるものにする必要がありますことから、候補地となる公園の地域の方の理解等を得ながら進めることが肝要でございます。つきましては、ワークショップを行いながら整備内容を決めていくことを考えておりますことから、一定の時間がかかると認識しておりました。

進捗状況でございますが、現在、教育関係、福祉関係、緑地関係等の団体から選出していただいた方及び公募市民による東大和市特色ある公園懇談会、こちらを設置しておりますが、まだ一定の結論には至っていないところでございます。また、今年度につきましては、市立狭山緑地管理事務所建築事業や花植えボランティアの育成、こちらも同時並行で進めておりますことから、進捗のおくれはございますが、管理事務所につきましては今年度末に完了することから、徐々に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、若干おくれるのかなというふうな認識をさせていただきますけれども、この現在の進捗状況につきましては、市としてはこの整備事業にとって必要な段階を踏んでいると、歩ん



でいるというふうにとってよろしいのかどうか、この点について確認をさせていただきます。

○環境課長（宮鍋和志君） 東大和市特色ある公園懇談会では、市内の公園を初めまして近隣他市の公園を視察するなど、一定の検討を実施しておりますが、先ほど答弁いたしましたように進捗のおくれがありますことから、早急に慎重な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 次に、市民ニーズの把握とその反映につきまして伺います。今までの取り組みの成果、どのようなものなのか具体的に示していただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 市民ニーズの把握につきましては、平成28年10月に特色ある公園づくりをテーマにいたしまして、タウンミーティング、こちらを実施しております。また、これまでの取り組みでございますが、東大和市特色ある公園懇談会には、教育関係、福祉関係、緑地関係等の団体から選出していただいた方のほかに、公募市民の方にも入っていただいております。この懇談会につきましては、現在まで12回開催し、他市の公園視察等を実施しておりますが、一定の結論には至ってないところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ニーズは把握、努力していただいているけれども、結論に至ってないということは、成果が出ていないと言うと語弊がありますけれども、まだまだ形としてはなっていないのかなというふうには確認をさせていただきました。

次に、市民によります公園整備の懇談会、会議体の取り組みにつきまして、中間報告などをする場所を設けて、市とこの会議体だけではなく、さらにこの会議体と市民との対話の場を設けることも有意義ではないかというふうを考えております。これに関しましての市の御見解を伺わせていただきたいと思っております。

○環境課長（宮鍋和志君） 議員が今おっしゃいましたように、市と東大和市特色ある公園懇談会だけではなくて、市民の皆様との対話の場を設けることも重要であると考えております。このため、候補地を選定した後は、地域住民の方とのワークショップ、こちらを開催したいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市民の声を、ワークショップを開催してということで、ぜひ行っていただきたいと思っております。でも、こういったものを開催すると、また時間もかかるという部分もあるかと思っておりますけれども、しかしながら市民との対話ということも非常に重要な点だと思いますので、時間との兼ね合いも考慮しながら、ぜひともお取り組みいただければと思います。

続きまして、市長答弁を踏まえて再度の質問というふうになるとは思いますけれども、子育てしやすいまちづくり、これを掲げます尾崎市政にとりましては、この大きな命題と公園の再整備の関連性、これ市としてどのように捉えておられるのか、特色ある公園の再整備によりどのような影響が子育て施策に及ぶと考えておられるのか、改めて御確認をさせていただきます。

○環境課長（宮鍋和志君） 他の議員の御質問にもございましたように、魅力ある公園を整備することによりまして、日本一子育てしやすいまちづくりを目指しております当市にとりましても、より若い世代を呼び込めるものと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 私も壇上で申し述べましたけれども、やはり若い世代、特に若いお母さん方にとりましては、子供が遊べる空間、公園、これがあるかどうか住みやすさとか治安のよさ、これに対するまちの評

価につながっていくという部分もございますので、ぜひともこういった大きな、市長が抱える命題と関連をして、この魅力ある公園づくり、進めていただければなというふうに思っております。

今後、この特色ある公園の整備に関しまして、今既存の公園をピックアップをしてというようなお話がございましたけれども、新しいシンボリックな公園を整備するということにつきましては、この事業を特徴づけるということ、また市内外に先ほど課長も御答弁なされましたけれども、事業の成果をアピールしていくという上でも、非常に重要なことであるというふうに考えてございます。この点について、市はこれまでどのような検討を重ねてこられたのか。例えば市内のこの地に、このような公園を整備したいというような青写真を持っておられるのかどうか、この点について確認をさせていただきます。

○環境課長（宮鍋和志君） 議員がおっしゃいますように、新しいシンボリックな公園を整備することが、この事業を特徴づけ、市内外に事業の成果をアピールしていく上でも非常に重要なことだと考えております。また、今までにない初めての事業でございます。できるだけシンボリックなものにしたいと考えておりますが、現状ではまだ市内のどの場所に公園を整備したいと公表できる状況にはございませんが、市全体を見たときに、南部には都立東大和南公園と上仲原公園があるものですね、北部には狭山緑地となっていることから、市の北東部にシンボリックな公園を設けまして、線で結べるようなイメージを持ってございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 重ねての質問になりますけれども、新しいシンボリックな公園の整備につきましては、どのような視点を持って整備をしていきたいというふうに考えておられるのか、伺いたいと思います。

また、今、北東部というお話ございましたけれども、狭山、清水の地域になるのかというふうに思いますけれども、具体的な場所としてどこをイメージして検討をつけておられるのか、現段階で言える範囲で結構でございますので、そういったものがあれば伺いたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 新しいシンボリックな公園ということで、市が掲げます、日本一子育てしやすいまちづくり、こちらのPRも兼ねて貢献できる公園事業を進めたいと考えております。したがって、市内の子育て世代の方から親しまれるのはもちろんのことでございますが、市外からも多くの方を呼びたいというのが、ある意味ではシンボリックな公園というふうに捉えております。そのため、市外の方がいらっしゃるに当たりまして、車で市内への訪問ができるような、そういったところの視点も踏まえて考えていく必要があると考えておりますので、現在、先ほど課長が申し上げましたように、北東部にあれば点と点が線で結べるという形になりますので、そうしますと具体的なイメージというところで行きますと、武蔵大和駅、そちらから西のほうへ上がったところ、そうしますと電車での市内へ呼び込むこともできます。また、車でいらっしゃる際には、西側上部のところには東京都水道局の用地でございますが、駐車場もかなり広いものが今整備されております。したがって、その間にございます東京都の都有地、水道局用地になるんですが、なかなか今、未利用というふうに私たちは見ている場所がございますので、そちらの活用ができればかなり多くの市外からの市民の方たち、子育て世代を呼べるというふうに考えております。また、そこへ多くの市内、市外の方がいらっしゃることで、多摩湖の魅力の発信にもまたつながり、都立狭山公園もございますので、そういったところにもまた、2度、足を運ぼうかという魅力の発信ができるのではないかとというのが、私どもの今のイメージでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

東京都との交渉も、仮にそういうところだとすると必要になるというふうに思いますけど、ぜひとも御努力をいただいて実現するよう進めていただければなというふうに要望させていただきます。ぜひともそういったところには、近隣の自治体にお子様向けの遊具施設、こういったものもぜひとも備えていただければなというふうに思いますので、こちらもぜひともよろしくお願いいたします。

公園整備の財源確保についてちょっと質問させていただきますけれども、どのようにそれを図っていくのか、現段階での市の考えを伺いたいと思います。既存公園の施設改良につきましては、長寿命化に関しては国からの補助があるというふうに伺っておりますけれども、新設の公園についてはどのような形で財源を確保していくのか、現段階で国や都の補助メニューはあるのかどうか、そのメニューがない場合につきましては、年数を経るごとにやはり市の財政が豊かになっていくという見通しが立ちにくい状況の中で、早目に事業展開もする必要があるのではないかとこのように考えますけれども、現時点での市の御認識を伺いたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 既存公園の施設改良につきましては、国の交付金制度がございます。しかしながら、新設の公園につきましては、この交付金の制度の対象にはなってございません。現段階では、国や都の補助メニューはないのが実情でございます。議員がおっしゃるように、早目に事業展開を図る必要もございますが、特色ある公園整備につきましては、それらの公園が地域になじみ、末永く愛されるものにする必要がございますことから、性急に進めることはなく、地域の方の御理解を得ながら進めることが肝要でございますので、ある程度の時間を要すると認識してございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 財政的にも難しい状況もありながら、しかしつくとすれば地域の方の理解を得ることが、まず大前提であるということ、その理解を得なければ、やはり市民に親しまれる公園になっていかないという、そういったお考えをお持ちだということを確認をさせていただきました。なかなか財政的にも、また時間的にも難しい状況があるかというふうに思いますけども、ぜひともこの財政面につきましても、何らかの措置が図られるような御努力、続けていっていただければと思います。

市として、特色ある公園を整備し、実際に市民が利用できるようになるのはいつごろと考えておられるのか、今性急に進めることなくというような御答弁もいただきましたけれども、しかしながら10年、20年というふうにかかかってしまつては、やはり意味も——意味がないと言うとあれですけども、その意味も半減してしまうのかなというふうに思いますので、ぜひとも着実に進めていただければなというふうに思います。その目標に向かって、市はこれからどのような取り組みを進めていこうと考えておられるのか、この点について伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 市の実施計画におきましては、平成31年度に実施設計等、それから平成32年度には特色ある公園、1カ所の工事費を掲載させていただいております。地域の皆様との話し合いのもと、御理解等を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、必ずしもこの計画どおりにできるか否かわかりませんが、できるだけこの計画に沿って進める努力はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、御努力いただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

特色ある公園につきましては、以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、子供の遊べる空間についてという質問に移らせていただきます。

2番目の質問ともかなり多くの点で共通する部分がございますけれども、特にこの中央地区の公園、また子供

が遊ぶ空間ということについて、ちょっと的を絞って伺わせていただければなというふうに思います。ことしの夏に、この中央地区にお住まいの若い世代の方々、特に女性の方々と話をさせていただく機会がございました。その際、さまざまな御要望をいただいたんですけども、その中に公園に関する要望が大変多くございました。中央地区に公園が少ないというお話は以前からも多くいただいておりますけれども、今ある公園に対しても改善のお声、複数いただいたところでございます。

中央地区、近年、新しい戸建てに入居される世帯もふえておりますし、乳幼児から小学校低学年のお子さんも比較的多く見受けられます。また、この市役所の近くにも多く、20棟を超えるような新築住宅の建設も進められておりまして、ますます若い世代の入居が見込まれるところでございます。こうした状況を考えますと、改めてこの中央地区に子供の遊び場となる空間を、今以上に確保する必要があるのではないかと考えて、この質問をさせていただいてるんですけども、先ほど市長答弁では非常に難しい地域だと、物理的に空間がないということで難しい地域だというようなお話でございました。改めまして、この中央地区の公園の少なさに関しまして、市民からどのようなものがあるのか、市として把握されてる内容を教えていただきたいと思っております。

○環境課長（宮鍋和志君） 市への御要望でございますが、電話や窓口のほかには市長への手紙や担当課へのメール等の形でいただいております。直近では、中央1丁目に子供と老人が憩える公園をつくってほしいというお手紙を、ことし1月にいただいているものでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 市といたしましても、この中央地区の市民要望、常々、把握されているものというふうに理解させていただきました。確かに私も直近、この1週間ぐらい前、やはりちょうどお二人、お子さんお持ちのお母さんと、お一人お子さんをお持ちのお母さんと、やはりその方、中央2丁目か1丁目か、済みません、ちょっと忘れちゃったけれども、お住まいで、やはり近くに公園ないんだよねというようなお話をされておられました。こういったニーズが常々存在するという、改めて確認をさせていただきました。

次に、伺いたいんですけども、就学前の幼児を遊ばせることに関しまして、日々苦勞しているのが、この就学時前を育てていらっしゃる親御さんたちだというふうに思います。私自身の経験に照らしましても、子供が小さい、就学前の時期に市外の公園、また施設を何度も利用したこともございます。中央地区、近年、先ほど申し上げましたように新築が建っておりまして、若い子育て世代も入ってきてございます。そうした方々のお話を聞くと、決まって子供を遊ばせるスペースがないというふうな話題になります。これ繰り返しになりますけども。こうした課題を解決していただきたいというふうに思いますけれども、先ほどの市長答弁では難しいというお話でございましたけれども、この中央地区の公園、または公園に限らず子供の遊び場所の確保についてということで、今後の市の取り組み方針、改めてお伺いさせていただきたいと思っております。

○環境課長（宮鍋和志君） 中央地区には、一定の面積を持つ空き地もなく、新たな公園、広場を整備することはなかなか難しいというのが実情でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうですね。確かに空き地確保をするのが難しいというふうなお話でございます。確かにこの中央地区の課題といたしまして、物理的なスペースの確保が難しいということは、確かにおっしゃるとおりあるというふうに思います。

また、一方で、市の行政の中核的な施設が集中してございまして、ここを有効に活用できないかというふう

に考えます。例えば、本当に例えばなんですけれども、曜日や時間を限定をいたしまして、市役所中庭ですとか、また図書館の視聴覚室など、あいてる時間帯、あいてるスペースに、いわゆるやわらかいクッション素材で構成される簡易な子供の遊び場を設けまして、利用してもらうことができないかどうか。また、こういった議場ですとか、そういったふだんされてないような時期に、そのような利用の仕方も有効なのかというふうにも思いますし、そういった室内で、図書館視聴覚室など室内で利用できるような、そういったスペースを確保するのは、イメージといたしましてはショッピングモールですとか、デパートなどの赤ちゃん休憩室に設置されるような簡易なもので結構でございます。少人数で遊べるようなものでも構いませんので、そうしたものがありますとお散歩をされていくついでに立ち寄って、子供たちを遊ばせることができるんじゃないかなというふうに思います。少しでもそういった形で、この地域に住む若い方々の要望、少しでもかなえていただければなというふうに思うんですけれども、この点につきましては市の考え、いかがでございましょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 市役所の中庭の利用状況につきましては、リニューアル後も、先ほどお話ありましたが、保育園の園児が先生と一緒に散歩に来て、時間を過ごしていただいたり、また木陰で読書をされる方、飲食をしておのびりと過ごされる方、各種イベントの利用など多くの方に御利用いただいております。したがって、引き続き現状のこの広場的な活用をお願いしたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 中央図書館視聴覚室につきましては、東大和市立図書館運営規則に基づき、教育的、文化的活動等、図書館事業に関連する集会及び行事に利用していただいております。そのため、防音機能や遊具の収容能力もない中で、視聴覚室を遊具を備えた子供の遊び場として利用することは、難しい状況であると考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 難しい事情があるというのは、よくわかりました。また、今までどおりの使い方ということもよくわかりましたけれども、何かしらこういった物理的にそういった遊ばせるスペースがないということでございますので、御努力をいただけないかなということ、また御検討いただけないかなということ、改めてお願いをさせていただければというふうに思います。

また、遊び場ということに関しましては、小学生などがボール遊びをできないというお声もよく聞いております。現在ある公園でもボール遊び禁止のところも多いんですけれども、こういったボール遊び禁止の理由、どのようなものなのか、この点について伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 現在、市内には公園が96カ所、こども広場が18カ所の合計114カ所ございますが、そのほとんどが住宅地内にある小規模なものとなっております。このため、どうしてもボール遊びの際に、御近所にボールが飛んでいってしまう等、近隣の方の御迷惑になることがございます。対策といたしましては、防球ネットを周囲に張りめぐらせるという方法ございますが、多額の費用がかかること。それから、また住宅密集地にある公園に防球ネットを設置いたしますと、公園全体に閉塞感が生じてしまうことから、なかなか難しいと考えております。したがって、御近所に御迷惑がかかってしまうものにつきましては、ボール遊び禁止の表示をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） こちらもなかなか難しいなというふうに思います。しかしながら、しかしながら何かしらの課題解決に向けて、御努力いただければなというのが正直なところでございます。

この中央地区に、例えばボール遊びができるようなスペースがあれば、子供たちにとって喜ばしいんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、土地の確保が難しいというようなことでございまして、何かしらの空間を創出することが必要なというふうに思っています。そうしたことができれば、この地域の子育て世代の住みやすさの評価も上がるのではないかなというふうに思います。

これも全く例えばなんですけれども、この議会棟の屋上、こういったところにフェンスですとかネット、こういったものを設置して、ボールが外に出ないような工夫をした上で、また安全をきちんと確保した上で、ボール遊びのできる空間として提供できないかなと。物理的に平面に空間がなければ、地下を掘るか、上に上がるかしかないんですけれども、そういった形でこういった建物の屋上の利用ができないのかどうか。また、図書館1階の閲覧室の上の屋上もあたりとか、これ読書環境との共存、難しいと思うんですけど、例えば市庁舎の屋上ということであれば、近隣へのボールの被害も考えにくいし、子供たちの声もさほど気にならないんじゃないかなというふうに、本当に勝手かと思われるんですけども、そう思うんですけれども、こういった考え方につきましていかがでございましょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 議会棟の屋上につきましては、非歩行用として維持管理、また点検時の立ち入りを想定した強度、構造となっておりますので、開放は難しいと考えております。また、本庁舎屋上の利用につきましても、防犯上、また安全面のリスク管理の観点からも開放は難しいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今までのお話を聞きますと、物理的な確保も難しいし、既存の建物、また施設を活用することも難しい。結局、難しいという話なんですけれども、何かしら中央地区の住民の方々からお声は届いてるということでございますので、今後も引き続き何かしらヒントを見つけながら、対応していただきたいなというふうに思っておりますので、どうか諦めることなく、よろしく願いをいたします。

続きまして、子育てひろばについて伺います。

改めて今回、私も公明党会派で子育てひろばを視察させていただきました。利用者の方にとりまして、乳幼児期を親子でともに過ごす場として欠かせないものになっているということを実感させていただきました。大変意義のある重要な取り組みであるというふうに思います。今後ますます発展をさせていただきたいというふうに考えておまして、そこで再質問なんですけれども、子育てひろばの役割につきまして、市長答弁では乳幼児と保護者の相互交流、保護者の育児不安などの解消ができるよう支援をしているということでございました。視察先の様子を拝見しても、確かにそのような様子がうかがえたところでございます。そこで、もう少し詳しく、実際どのような事業を展開をしているのか確認をさせていただきたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子育てひろばでは、園庭の開放や交流スペースの提供とともに、親子の交流を図る手遊びやおはなし会、保護者がいつか育児から開放されるような手づくり教室やアロマ教室などの教室及び食育講座や保育講座などの子育て講座を行い、子育て情報を提供し、育児不安や孤立感の解消を図っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 続きまして、子育てひろばの現状につきましては、市長答弁でその概要を教えてくださいました。現在、3カ所の保育園で設置をしていただいております。その3園ごとの具体的な事業内容、また開設されている日数や曜日、時間帯、そこで行われております園ごとの取り組みなど、教えていただければと思います。また、育児に関する相談が行われておるところでございますけれども、その件数、また視察先でも

伺いましたが、保護者向けの講座も行っているようなので、その状況なども教えていただきたいと思います。  
あわせて現在の利用登録者数も、園ごとに確認をさせていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 園ごとの具体的な実施内容ではありますが、実施回数や利用者数などの数字につきましては、平成29年度の実績数となります。また、登録者数につきましては、初めて利用するときに御登録をいただくというもので、平成30年11月26日現在でひろば利用の登録をされている親子の数となっております。

大和南保育園でございますが、子育て支援センター・ポケットでございます。週3日、月・水・金曜日の10時から12時、年間相談件数といたしまして70件。講座、教室は28回。内容は、発達生活リズム、離乳食講座、健康、歯磨き指導、染め物教室などで登録者数は46組であります。

れんげ上北台保育園ですが、地域子育てひろばは週4日、月・水・金曜日の10時から16時、木曜日の10時から12時で、年間相談件数は23件。講座、教室は70回。内容は、リトミック、栄養士さんのお話、手遊び、指遊び、食事体験などで登録者数は95組であります。

玉川上水保育園は、にこにこ広場で週4回、火・水・木・金曜日、9時30分から12時と14時30分から15時30分、年間相談件数は1件。講座、教室は73回。内容は、離乳食講座、ベビーマッサージ、アロマ講座、童歌、毎月の身体測定などで登録者数は81組であります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな事業を展開されておられるということを確認をさせていただきましたし、相談もやはり一定程度あるなというふうに思っております。大変利用者の方の様子を拝見いたしましても、本当に欠かせない、そういった事業なのかなというふうに思っております。

この登録者数についてなんですけれども、視察した1つの園ではまだまだ受け入れる余裕があるというふうなお話でございました。市といたしましても、現在の登録者数のそれぞれの園の状況を踏まえまして、まだまだより多くの方に御登録いただいて、利用していただけるものというふうに考えておられるのかどうか、この点について伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 講座や教室などで定員のありますものにつきましては、その範囲内となりますが、まだまだより多くの方に御利用いただけるものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） まだ多くの方に利用いただけるというふうにいたしますと、より多くの方にこの存在を知っていただくということが必要かなというふうに思います。そこで、情報発信について伺いたんですけども、利用促進に向けての方法を工夫するというところでございましたけれども、具体的にはどのような方法を考えておられるのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 現在考えられる工夫としましては、子育てアプリでの情報発信の充実を考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） その子育てアプリでの情報発信ということでございました。ぜひ、進めていただきたいと思うんですが、その際に文字情報だけではなくて、各園の取り組みを画像や映像で紹介していったらどうかというふうに思います。文字情報だけでは具体的なイメージを持ちづらいということもありますし、利用しようと思っても、この敷居が高く感じてしまう場合もあるんじゃないかというふうに推察をいたします。例

えば園庭開放の画像、また映像を提供してもらおうと、こんなに広いスペースで遊ばせることができるなら行ってみたいというふうに思っていたりも、一定割合いるんじゃないかなというふうに思います。百聞は一見にしかずでございますので、写真、映像による情報発信の効果が高いというふうに考えておるんですけども、この点についてのお考えを伺わせていただきたいと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子育て世代の保護者へのアピールとして、写真や映像の効果は大きいと認識しております。アプリの活用、市の公式ホームページへの写真情報の掲載など、より効果的な周知方法を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも、よろしく願いをいたします。

今子育てひろば、現在の3園だけではなく、やはり現状、拝見いたしますと、より多くの施設で設置をしていくことができればいいなというふうに思いました。市長答弁でも、タウンミーティングでさまざまな御意見があったということでございますけれども、どのような御意見があったのかどうか、改めて確認をさせていただければと思います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 「子育てしやすいまちづくり～あったらいいな～」をテーマに、10月3日にタウンミーティングを行いました。また、タウンミーティングに先立ちまして、出張かるがもひろばやイベントなどの機会を捉え、参加者から御意見をいただきました。いただきました御意見は、室内で遊べる場所がふえるといいな、日曜、祝日も開いている室内の遊び場があるといいな、近隣市のような広場にスタッフがいる広い木のおもちゃがある広場があるといいな、室内の遊び場に壁コーナーがあるといいななどの御意見でした。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そういった数々の御意見、私も大いに賛同させていただきます。本当にこの乳幼児期、就学前の児童を育てていく中で、どこで子供を遊ばせようか、きょう1日って、本当に悩むことが多いし、それで煮詰まってしまう、行き詰まってしまうような親御さんもいらっしゃるというふうに思いますので、ぜひともそういったニーズに応えられるような事業展開、さらに進めていただきたいというふうに思っております。ぜひともよろしく願いいたします。

それで、市長答弁ではニーズの把握をし、子育て支援の一環として総合的に検討していく、今後の事業展開についてですね、そういったお話がございました。ぜひ子育てひろばの拡大をお願いしたいんですけども、その事業拡大とともに、合わせまして旧みのり福祉園跡地の利用、利活用に際しまして、例えば近隣市の事例としてよく聞かれる東村山市のころころの森、このような施設を備えて子育てひろば機能の拡充を図ることなどに、ぜひとも挑戦していただきたいと思いますというふうに考えますけれども、市としての御見解を伺わせていただきたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 旧みのり福祉園の跡地につきましては、現在、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設の整備に関する事業の実現の可能性などにつきまして、公募型市場調査サウンディングによる民間事業者との対話を予定しておりますので、その中でこのころころの森というようにお話ございましたが、子育て支援の拠点施設に関する意見や提案など、自由に民間事業者から求めたいと考えております。

また、子育てひろば機能の拡充についてでございますが、現在、市内6館の児童館では、乳幼児向けの遊具や絵本を備えた専用の部屋を常設しております。そこで、現在も乳幼児親子の遊び場として提供しておるとこ



ろでございます。同じ年齢のお子さんを持つ親同士の交流事業や、講師を招いての講座の実施など、子育てひろばと同様の事業も現在も行っておりますことから、今後、子育てひろば連携型という名称で登録をさせていただきますして、活動する準備を進めていきたいというふうに考えております。児童館に子育てひろばを、連携型と言われる子育てひろばを設置していることを、さらに周知をさせていただきますして、乳幼児を連れた保護者の皆様が、気軽に立ち寄れる遊び場としての認知度を高めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

ころころの森のような施設につきましては、ぜひとも多くの要望ございますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、また児童館での連携型とのお話、大変すばらしい事業展開だなというふうに、周知徹底ということもおっしゃっておられましたけども、知られなければ来ていただけないので、ぜひともお願ひいたします。

ある園に行かせていただきましたけれども、そこに来られてる利用者の方、向原のところにお住まいで、車で子育てひろばまで来て、そして遊ばせてるということでございますので、例えば向原なら児童館もございませぬので、歩いて行けるような距離にもございませぬし、そういうところがあるということをお願ひいただければ、さらに近くで利用しやうい。そういった形になるかと思ひますので、ぜひともこのお取り組み、順調に進めていただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で、この点についての質問は終了させていただきます。

続きまして、図書館関係の質問に移らせていただきます。

まず、調べる学習コンクールについてでございます。市長、教育長答弁でもございましたけれども、まず改めまして本年度の取り組みにおける特色はどのようなものがあつたのか、その応募点数、分野、傾向性など、改めて教えていただければと思ひます。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 本年度の取り組みについてでございますが、応募点数としましては合計221点、小学校142点、中学校78点でございます。応募分野につきましては、大変バラエティーに富んでおり、昆虫、動物、天体、環境問題、地理、歴史、伝統文化、スポーツ選手、文学者、漫画家、古文、文学など幅広くテーマを設定してございました。

今年度の傾向としましては、応募点数がふえた背景としまして、授業と関連づけて取り組んでいる学校が1校ふえたということが挙げられます。その他、多くの学校においては、夏季休業中の家庭学習の課題の一つとして示し、その課題を選んだ児童・生徒が本コンクールに応募しているという状況でございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 応募点数がふえてるということ、また分野についてバラエティーに富んでるということ、非常によい傾向だなというふうに思っておりますし、また教育委員会の御努力に心から感謝申し上げます。大変能動的、主体的に取り組むという、そういったものでございますので、子供の自主性も育まれますし、また興味のあることなので、勉強、調べること、またそれを表現することがおもしろいということにつながってくると思ひます。ともすると、学校の授業での退屈だとかつまらないとか、難しいとかというふうに思ひがちな子供さんもいらっしゃるかもしれませんが、やはり自分の好きなことをやることというのは、子供はやはり生き生きとしてくるものだと思いますので、それが学習能力につながっていけばすばらしいことではないかなというふうに思っております。このコンクール応募に関しまして、際しまして、学校図書館の利用のされ方、また公共図書館の協力はどのようなものだったのか、この点について伺ひます。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** コンクールの応募に関する学校図書館等の利用についてでございますけれども、各校では年間を通して学校図書館の活用や調べる学習を計画的に実施しております。児童・生徒は、こうした学校での取り組みにより、身につけた情報活用能力を発揮して、自主的、主体的に学校図書館、公共図書館を活用し、本コンクールに取り組んでいるというふうに聞いてございます。また、授業と関連づけて取り組んでいる学校につきましては、学校図書館指導員が児童・生徒のテーマに合わせて選書するなど、協力をいただいていると聞いてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** やはり設備が整っていることも重要でございますし、その方法を児童・生徒が知っておるということも重要でございますけれども、またそこで指導していただく学校図書館指導員の方、この存在も非常に大きいものなのかなというふうに思っております。ぜひとも設備と人と有機的に結合しながら、今後ともより多く、またより活発に利用されるようなお取り組みをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、このコンクールへの取り組みにつきまして、子供たちの学習意欲や育ちにどのような効果を与えると考えておられるでしょうか。現行の学習指導要領や検討が進んでおります新しい要領への考え方との関連から、このコンクールへの取り組みをどのように捉えることができるのか、お考えを伺わせていただきたいと思っております。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 本コンクールに出品された作品は、どの作品においても図書館を活用し、自分の興味や身近な疑問から詳しく調べ、情報整理や表現方法を工夫してまとめられておりました。こうしたことから本コンクールの取り組みは学習指導要領に、これからの時代に必要な資質能力として示されている言語能力や、情報活用能力の向上を図る機会になっていると捉えてございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 続きまして、今後の市の取り組みとしてどのようなことを考えておられるのでしょうか。作品展示というようなお話がございましたけれども、具体的な方針、どのようなものなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 今後の取り組みについてでございますが、今後もより多くの作品が応募されるよう、各学校の工夫を周知しながら働きかけてまいりたいと考えております。また、学校図書館の充実を図るとともに、中央図書館等との連携を図ってまいりたいと考えております。

中央図書館との連携につきましては、今年度より本コンクールで受賞した作品があった場合において、中央図書館2階の展示コーナーにおいて受賞作品を展示するといったことを予定してございます。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。やはり子供たちのその努力をたたえてあげられる場をつくるということ、非常に重要なことであるというふうに思いますので、ぜひともそのコンクールで受賞した作品があった場合については、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

先ほどのコンクールの与える影響というようなことを、改めて確認をさせていただきましたけれども、そういった事例を御認識していただいているということでございますので、言語能力、情報活用能力の向上を図る機会ということでございました。ぜひとも、やはり私といたしましては地域コンクールの開催を引き続き要望させていただきたいというふうに思っております。地域を挙げて取り組むことで、興味のある事柄を深掘りしていくおもしろさ、またみずから学びを進める充実感、これを子供たちが実感できる機会となるというふうに

考えております。まずは地域で子供たちの努力を評価してあげる場をつくるのが、大事ではないかなというふうに考えるんですけども、この点についての御認識を伺いたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現状の方法による応募者数は増加傾向にあり、子供たちの努力を評価してあげる場として、一定の成果が上げられていると考えております。

地域コンクールを開催するには、審査の組織や方法を確立する必要があり、そのための実施体制や経費等も必要となつてまいりますので、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、引き続き御努力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、小平市との相互利用につきまして質問させていただきます。現在の立川、東村山、武蔵村山の各市と相互利用、行われておりますけれども、その成果がどのようなものなのか、具体的に示すことのできる指標等あれば、教えていただきたいというふうに思います。また、市民の声としてどのようなお声を把握しておられるのか、お伺いさせていただきます。

○中央図書館長（當摩 弘君） 平成29年度の数字になりますが、東大和市民が利用する東村山市立図書館の利用者数は4,650人、貸し出し冊数1万5,894冊、武蔵村山市立図書館の利用者数は2,548人、貸し出し冊数は8,129冊、立川市立図書館の利用者数は3,163人、貸し出し冊数7,095冊となっております。29年度までの3年間の近隣市との相互利用による図書館の利用状況につきましては、立川市は平成27年7月からとなりますので、全体の傾向といたしましては新規登録者数は微減しておりますが、利用者数と貸し出し冊数は横ばい、または微増となっております。また、立川市以外は、東大和市民が他市の図書館を利用することよりも、他市の市民が当市を利用することのほうが現状では上回っております。相互利用にしておりますことについての市民の声についてであります。それぞれの市と相互利用を開始した当時は、便利になった、ありがたいという声をいただいております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 非常に有効なお取り組みだなというふうに、改めて認識をさせていただきましたし、東大和市の図書館については立川市以外の両市からは、現状では上回っているというようなことでございます。非常に頼りにされてるんだなというふうにも、改めて確認をさせていただきました。

近隣市との図書館の相互利用に関します市の評価、こういった事実を踏まえまして市の評価としてはどのような評価をされておられるのか伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 他市の図書館を利用されている東大和市民の利用者数及び貸し出し冊数とも、数字的にはほぼ安定してきておりますので、相互利用の効果は出ているものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） こういった相互利用という事業に関しましては、非常に大きなメリットがあるんだなというふうに、改めて理解をさせていただきました。

そこでなんです。今現在、行われていない小平市との相互利用を進めた場合の東大和市民のメリットはどのようなものと考えられるのでしょうか。例えば東大和市の図書館、休館日、火曜日や祝日などございますけれども、小平市の図書館はこの火曜日や祝日は開館をしてございます。相互利用できれば、より利便性が高まるのではないかなというふうに考えるんですけども、この点についての御認識を伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） メリットといたしましては、小平市は蔵書数も多く、当市に所蔵していない資

料も利用しやすくなるということ。さらに、議員から紹介のありました東大和市が休館日の日にも開館してる場合が多いということ。また、上宿図書館などは、東大和市駅から徒歩7分にありますので、お近くにお住まいの方などは利便性が増すことなどが挙げられます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

これは小平市側の市民にとりましても、そういったメリットもあるんじゃないかなというふうに思います。小平市の図書館が休館してるときに、東大和市の図書館が利用できれば大変、特にこの隣接してる地域ですね、市の南側ですけども、ここにある図書館を利用できれば、非常に有効なのかなというふうに思っておりますし、実際その小平市の住民の方からそういうお声が届いてるというようなことも伺っております。

隣接する自治体としては、小平市がやはり相互利用、最後、残っておりますので、ぜひともこれを実現してほしい、相互利用を実現してほしいというふうに考えるんですけども、改めましてこの市の御見解を伺わせていただければと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 小平市との相互利用についてであります。現在、図書館の相互利用につきましては、各自自治体とも隣接する自治体等との相互利用に取り組んでいるところでございます。当市では、隣接する都内の自治体として、小平市が残っていることは認識してございます。市長、教育長の答弁にもありましたけども、相互利用の実施につきましては、それぞれのまちの市民の生活圏の広がりや度合い、それから双方のまちの市民にとってメリットがあるということが必要になってきますので、今後、小平市の状況や考え方など、確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） それ確かに、こちらがやりたいと言っても、小平市側が受け入れていただければ利用できませんので、ぜひとも今後ともこの点に関しましても、さまざまな点で御努力をいただければなというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

図書館の利用に関しましては、以上で終了させていただきます。

続きまして、都営向原団地の創出用地活用について伺います。

今定例会の初日に全員協議会がございまして、さまざまな状況、確認をさせていただきました。余り詳しくは聞く必要もないかもしれませんが、改めて何点か伺います。

特別支援学校を受け入れる際の条件といたしまして、市が要望してまいりました雨水貯留施設の整備、これが大きく進みそうだというふうに認識をさせていただきました。この点につきまして、再度、東京都との協議してきた内容、その詳細を伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 雨水貯留施設についてであります。平成30年7月30日の協議におきまして、特別支援学校の地下を活用した雨水貯留施設の整備の提案がされております。費用負担につきましては、今後協議をすることになりますが、東京都が負担すべき合理的な理由のない範囲の整備費や維持管理費につきましては、市の負担を求めるようになると言われております。

以上であります。

○16番（佐竹康彦君） こちらからも要望を出しますけども、向こうからも条件を出してきてるというような状況で、しかしながらこの雨水貯留施設の設置につきましては、大変大きな事業であるというふうに思いますし、これ一番初めの広域的な下水道の整備と合わせまして、地域の、雨水被害を解消する大変大きな指標にな

るのではないかと、事業になるのではないかなというふうに思っております。

続きまして、特別支援学校を受け入れる際、雨水貯留施設以外にも施設開放など、市として要望していることとどのようなことが実現しそうなのか、また実現させていきたいと考えておられるのか、この点について確認をさせていただきます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 雨水貯留施設以外の仮要望事項につきましては、実現の可能性が高いものとしたしましては、今御紹介いただきました学校施設の地域開放に係る項目があります。そのほか福祉避難所、二次避難所の開設等に関しても可能性が高いものと伺っております。また、それ以外、幾つか仮要望事項がありますので、そちらにつきましても今後、詳細等、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、また市の要望は要望として、ぜひとも進めていただきたいというふうに思いますし、また私ども公明党会派の以前よりこの特別支援学校については、速やかに受け入れを表明して事業を進めていくべきであるというふうに訴えさせていただいておりますけれども、市の要望が受け入れられるよう、東京都の協議でも、協議、その内容が調ってきているんだなというふうに、現状、調ってきているんだなというふうに受けとめさせていただいております。全員協議会でのさまざまな御発言も確認をさせていただきます。私どもといたしましては、市として特別支援学校の整備を受け入れる意思は固まったのではないかなというふうに考えておりますけれども、現在の市の見解、今後の展望、改めて詳しくお聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） まず創出用地のことにつきましては、東京都から地域の皆様への説明が行われていないという現状がございます。このことから、東京都にまず説明会の開催を要請しまして、地域の皆様の意見を聞いていただくことを、まず最優先で考えてるところでございます。これは南北の創出用地の利活用につきまして、東京都に地域の皆様の意見を参考にしてほしいということのお願いでございます。その上で、市としましては北側の創出用地と南側の創出用地は一体のものとして、土地利用計画を定める必要があると考えておりますので、まず南側の創出用地におきましても、地域の皆様や市にメリットのある計画が東京都から示される必要があると考えております。

また、北側の特別支援学校の整備の際にも、地域の課題解決につながる雨水貯留施設の整備の提案をいただいているのは事実でございます。ただ、これからまた先に進めるとした場合でも、今後また雨水貯留施設の費用負担のことや、また今ありましたように仮要望事項ですね、それぞれの実現の可能性につきましても、さらに確認をしていく必要があると考えております。これらを踏まえまして、地域の皆様や市にとってメリットのある内容であると認められるようであれば、まず南側の創出用地の進捗を前提としまして、北側の特別支援学校の整備につきましても、了承していくということも考えられるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） その南側のことについてなんです、市のほうとして提案をしてきた病院の移転計画、これが先方の御都合もあって白紙に戻ったというような状況の中で、私どもといたしましては、東京都としては協議の中で、この南側については、今、先ほど部長のほうからは、東京都から示される必要があるというような御答弁ございましたけれども、私ども伺っている中では、協議の中では市の提案を東京都としては待ってますよというようなお話も聞いておるところでございます。市としては、跡地利用の提案も、やはり積

極的に考えていくべきではないかなというふうに考えておりますし、また先ほどの雨水貯留施設のこともやはり念頭に置きますと、やはりこの機を逃さずに、速やかに私どもといたしましては特別支援学校の整備を着実に進めていただきたいというふうに思っておりますけれども、重ねての答弁になるかもしれませんが、改めまして市のお考え、伺わせていただきたいと思っております。

○副市長（小島昇公君） 重複するところもあろうかと思っております。全員協議会で説明をさせていただきました考え方が、市の基本的な考え方であることには変わりがございません。東京都の協議の中で、やはり東京都の用地ですから、東京都から説明をしていただきたいというのが市の見解でございます。

ただ、基本的な考え方は説明をさせていただいたとおりでございますが、進め方につきましては特別支援学校の整備、それから雨水貯留施設の整備などにつきまして、東京都にも地域の皆様の意見を聞いていただくということの上で、地域の皆様にメリットがあるというふうに市が判断できる場合には、一定の確約をいただくという中で、北側の特別支援学校の整備について先行して了承すると。そして、その後、南側の創出用地の活用について協議を進めると。南側の創出用地の協議が調った段階で、北側と南側の土地利用計画に基づいて、地区計画の変更等の手続に進むというような方法も考えられるのではないかなというふうに考えてございます。

市のまちづくりには、非常に大きく影響する内容でございますので、市や地域の皆様のやっぱりメリットになるというのが一番、この創出用地の利用、活用の大きな課題だと考えてございますので、スケジュールも含めまして、東京都とは丁寧な、そしてメリットが大きいという判断ができれば、柔軟な協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 市のお考えは十分承りましたし、柔軟な進め方というような御発言もいただきましたので、この特別支援学校、ぜひ進めていただきたいというふうに言わせていただいております。私どもといたしましては、速やかに、また後ろ向きではなく、前向きにさまざまな協議を速やかに進めていただければというふうに強く要望させていただきました、私の一般質問を終了させていただきます。

さまざまありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

正午 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 森 田 真 一 君

○議長（押本 修君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

それでは、初めに大項目の1ですが、横田基地へのオスプレイ配備による市民生活への影響について伺います。

平成30年10月1日よりCV-22オスプレイが米軍横田基地に正式に配備をされました。基地周辺で深夜10時近くまで飛行し、ホバリングなど訓練を繰り返し轟音を響かせている姿がたびたび市民により目撃をされています。監視活動を行っている市民団体の調査により、ことし4月以降、横田基地のCV-22の飛行は370回を優に超えるとされています。首都・東京で重大事故が相次ぐ危険なオスプレイの飛行訓練が行われることは、市民の命と安全・安心を脅かすものであり絶対に許されません。市の見解と対応について伺います。

続いて、大項目の2ですが、外国人住民への通訳支援についてです。

日本語にふなれな外国人住民の通訳支援についての現状と課題をお伺いいたします。

そして、大項目の3、地域交通について。

ちよこバスの利便性の向上を要望する声が大きく聞かれます。現状と課題を伺います。

大項目の4では、生活保護基準引き下げ等による子供のいる世帯への影響についてです。

平成30年10月より生活保護基準の引き下げが始まりました。また、来年10月には消費税率の引き上げも予定をされているところです。これらにより子供がいる世帯での経済状況の悪化が懸念をされます。市の見解と課題を伺います。

最後に、大項目の5では、ごみ減量についてです。

家庭ごみの有料化が始まって4年がたちました。市の減量施策についての現状と課題を伺います。

以上、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、横田基地へのオスプレイ配備による市民生活への影響についてであります。平成30年10月1日に横田基地へオスプレイが正式に配備されたところでありますが、国が平成27年5月に横田基地周辺市町基地対策連絡会の構成市、横田基地へのオスプレイの配備について説明をしました資料によりますと、オスプレイは横田基地に離発着する航空機の既存の飛行経路を使用するものとされており。今後、当市にどのような影響が出てくるのか、引き続き情報収集をしまいたいと考えております。

次に、日本語にふなれな外国人住民への通訳支援における現状と課題についてであります。窓口対応におきましては外国語の通訳に対応できる職員が必要に応じて支援を行っております。また、外国語の会話が堪能な市民の皆様を、外国語通訳交流員として登録させていただき、市が実施する事業等において通訳をお願いするなど、行政サービスの充実を図る支援を行っております。しかしながら、外国語の通訳が担える職員が少ないことや、通訳交流員の派遣におきましては必要とされる機会が少ないことから、人材の育成や活躍の場の拡充が課題であると認識しております。

次に、ちよこバスの現状と課題についてであります。ちよこバスは平成27年2月に運行形態の見直しを実施して以降、市役所から上北台駅への起終点の変更、乗り継ぎの可能性向上と待ち時間短縮のためのダイヤ改正など、利便性の向上に努めてまいりました。その結果、平成29年度の乗車人数は15万人を超え、平成27年度と比べて20.5%の増となるなど堅調に推移しております。一方で、燃料費や運転手を確保するための給与改善など、運行経費の増加が課題となっております。

次に、生活保護基準の見直し等による子供のいる世帯の経済状況に対する市の見解と課題についてであります。平成30年10月より生活保護基準の見直しが行われ、児童養育加算、母子加算等が改正されたことに伴い、生活保護世帯では子供の健全育成に必要な費用が支給されているものと考えております。課題につきましては、

就学援助におきましては生活保護基準の見直しによる影響を及ぼさないよう対応する予定でおりますが、国からの詳細な通知がいまだにきていない状況にあるところであります。

次に、廃棄物減量施策の現状と課題についてであります。減量施策の現状につきましては、廃棄物広報紙「ごろすけだより」の定期的な発行を初め、環境市民の集いや産業まつりにおいてペットボトル自動回収機の実演や子供服の無料交換会の実施など、さまざまな事業に取り組んでおります。課題につきましては、市民の皆様それぞれの生活スタイルの中で、廃棄物の減量に取り組んでいただけるよう、意識改革に取り組むことが重要であると考えております。今後におきましても、ごみ分別アプリや市の公式ホームページ、廃棄物広報紙「ごろすけだより」などを活用し、啓発に努めてまいります。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○1番（森田真一君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

済みません、ちょっと風邪で少し聞こえが悪いかもしれませんが、どうぞ御容赦ください。

それでは、大項目の1の横田基地へのオスプレイ配備による市民生活への影響についてなんです。一昨年の12月13日、これが沖縄の名護市でオスプレイが海上で墜落をするという事故を起こして、はや2年たとうとしています。ことしの10月の横田基地へのオスプレイCV-22、5機の正式配備されて以降、この米軍基地での周辺での訓練も強化をされているというふうに私たちは見ております。市内の上空をオスプレイが飛行する姿が見えたとおっしゃる住民の方、最近でも聞かれます。芝中住宅では、武蔵村山の上空を飛行するオスプレイの大きな音が何度も聞こえたといった目撃情報をいただいたり、機影を見たというような、市内から見えたというふうなお話しされてる方からも、何人かからお話を聞きました。

また、今月の12月4日の夜7時ごろなんです。清瀬市の大和田通信基地周辺の住宅地の上空では、米軍のヘリが低空飛行や旋回を繰り返し、周辺住民から一体どういうことなんだということで不安の声が上がっている。今や三多摩のどこでも沖縄と変わらないなど、こういう声が出ております。ことしに入ってから米軍機が3件の墜落事故を相次いで起こしています。オスプレイに限らず繰り返される米軍機の重大事故が、いつ我が身の上に起こらないとは限らない状況になっているというふうに思うんです。

このような状況について、市はどのような認識を持たれているのかということをお伺いしたいと思います。

○企画課長（荒井亮二君） 米軍機の事故等についてでございます。ことしに入りまして、何件か発生しているという事実は確認してるところでございます。航空機事故等につきましては、人命にかかわります重大な事故につながりかねないため、徹底した安全対策が必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ちょっと具体的に言いますけど、今年度起こった米軍機の国内での墜落事故、この6月、F-15戦闘機が沖縄本島沖120キロの海上で墜落、原因不明のまま2日後には訓練を再開しています。そして、11月にはF-18戦闘攻撃機がエンジントラブルで那覇市の約290キロ沖の海上に墜落。先日、大変大きなニュースとなりましたけど、6日、深夜1時40分ごろ、FA-18戦闘攻撃機とKC-130給油機が空中給油の訓練中に室戸岬沖、約100キロ沖で飛行中に接触をし墜落、1名が死亡、5人が現在も行方不明と、こういう状況です。



また、オスプレイの関係でも、今年度だけで、4月には普天間基地所属のMV-22が奄美空港に緊急着陸、6月には横田基地から嘉手納基地へ移動する途中でCV-22が奄美空港に緊急着陸、8月には奄美空港と嘉手納基地でMV-22が緊急着陸ということで、本当に間をあげずに墜落事故、墜落には幸い至らなかったけども、極めて危険な状況が続いているということです。

私どもが発行いたします東京民報という機関紙があるんですが、ここで11月18日付で発行した新聞では、横田基地周辺に家を構える男性に、オスプレイの騒音の状況取材した記事を掲載いたしました。もともとこの方は飛行機が大好きで、輸送機や戦闘機の音もこれまで全然気にしてなかったというふうなぐらいの方なんです。この方が、今オスプレイが来ると家が揺れて、家にひびまで入ったと。深夜10時まで飛行訓練が続いて、10分もホバリングを行うと地下鉄構内を超えるような、100デシベルを超えるような騒音がして、工事用の現場——この方、工事関係の方なんだそうですけど、工事現場でドリルを抱いているような大変な低振動で体調を崩すというようなことが起こっているというお話を伺いました。

市のホームページから、北関東防衛局のホームページに今リンクが張られていますが、この中で平成30年5月31日、北関東防衛局のCV-22オスプレイの横田基地への配備についてという文章が掲載をされています。この中で、安全の確保と生活環境への配慮についてという項を見ますと、次のようなことが書かれてるんです。

騒音について。「米側からは、CV-22の騒音については、現在、横田飛行場に配備されている航空機と比較すると、C-12の騒音よりは大きいものの、多数を占めるC-130やUH-1の騒音とほぼ同程度であることから、同飛行場周辺における騒音に著しい影響はない旨説明を受けています。」C-130は、これは米軍の大型輸送機で、そのエンジン音を近くで聞いたことがある方でしたら、相当な爆音であるということは誰もが認めるところです。もともとこういうものがあるのだから、オスプレイが飛んだところで今さら大した違いはないと言っているように、私はこの文書を見て思ったんですが、防衛省にとってはしょせん人ごとなのか、それとも感覚が相当麻痺してるのかと疑わざるを得ないんですが、この市のホームページのリンク上から、これ直接掲載していただいでんで、市の文章ではないですけどね。これについて、同様の認識を持たれているのかどうか伺います。

○企画課長（荒井亮二君） オスプレイの騒音についてでございます。こちら、国のほうが平成30年9月19日付で作成いたしました資料がございます。こちらの資料は、CV-22オスプレイの横田飛行場への配備についてという資料、そしてオスプレイの安全性についてという資料がございます。こちらの記載を見ますと、横田基地におけますオスプレイの運用については、米軍は騒音規制措置等を定めました日米合意というものがございます。こちらを遵守していくというところで明記されてございます。また、CV-22オスプレイの日本国内での飛行、運用に関しましては、安全面に最大限の考慮を払い、地元に与える影響を最小限にとどめていくよう、日米で協力していくというところで明記がされているところでございます。また、当市におきましても、東京都市長会の一員といたしまして、平成30年5月29日付で国に行いましたCV-22オスプレイの横田飛行場配備に関する要請という中で、国の責任におきまして安全対策や環境への配慮等を米国に働きかけるように要請しているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 実は今、この文書の中で比較された大型輸送機C-130なんですけども、これ実は既存のC-130Hからさらに大型化した後継機、C-131Aというものに、ちょうどこの文書が出る直前まで、1年間かけて横田基地に14機、新たに配備されているんです。ですから、いつもの文書、要約すればいつものあ

れですから、余り変わりませんと書いてあるんだけど、実際にはその1年前、直前にさらに騒音も大きいものになってきていると。しかも、その用途についても、今までのような輸送中心というよりも、特殊作戦機として使われるというもので、米軍の説明だと1.5倍働くやつなんだと、こういうような話をしてるんですが、実はこれとりもなおさず、このC-130Jが飛んでパラシュート訓練を行った結果、パラシュートが羽村の小学校に誤って落ちたということで前回は取り上げましたけども、大事件になったということなんです。ですから、言葉の上ではなるべく影響が出ないように訓練もしますって言うんだけど、実際には大問題になっているのが、この間、続いてるといのが、その中身だということ、この点、指摘しておきたいというふうに思います。

そして、これらの一連の基地の強化のその象徴的なものが、このオスプレイCV-22の夜間訓練などが現状行われていることでありますし、また今5機が配備されてますけども、今後あと5機配備するということですから、今より悪くなるということだけはもう明らかなわけですね。ですから、配備については、もうこれは市も率先して配備中止に向けて対応していただきたいというふうに思ってるわけでありまして。

10月以降のオスプレイの離着陸状況など、直近の情報が市のホームページなどから、ちょっと確認できないところだったんですが、改めて情報提供等、北関東防衛局に求めてはどうかと思うんですが、この点ではどうでしょうか。

**○企画課長（荒井亮二君）** オスプレイに関します情報提供でございますが、市の公式ホームページにおきましては、オスプレイの離着陸に関する情報の掲載について、こういったところで10月1日の横田基地へのオスプレイ正式配備に先立ちまして、平成30年9月から市の公式ホームページに横田基地に関します情報を掲載してございます。こちらは、オスプレイに関する情報を掲載しております防衛省の北関東防衛局、こちらのホームページへのリンク先を掲載してるところでございます。現在、オスプレイの横田基地への正式配備によりまして、この市民生活にどのような影響が出てくるのか、こういったところを情報収集しているところでございます。今後につきましては、その市民生活への状況等を勘案しながら、どのような情報の提供が必要になるのかどうか、そういったところを研究していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**○1番（森田真一君）** まず市のホームページに、この北関東防衛局のリンクを張ってくださったことは、私、重要なことだと思っておりますので、その点は確認をした上でですけども、実は直接、北関東防衛局のホームページを見ただけではわからない情報というのが、かつ市民が関心を持ってる情報というのがあります。いつ飛んでったのか、そのことは北関東防衛局のホームページからははっきりとわからないんですね。これ、わかるところがあるのかなと思って調べてみたら、幾つかの自治体では日報で掲載してるところもありまして、例えば埼玉県のホームページですとか、それから都内では八王子市、あきる野市などもホームページに掲載して、何月何日、何時何分に横田飛行場から離陸したとか、何時何分に1機着陸したとか、そういうことまで含めて書いてあります。

もちろん関心のない方には、関心のない話かもしれませんが、自分たちのまちの近くに、こういう先ほどから申し述べたような大変なものが上空を飛来してるということに関して、なるだけ正確な、詳細な情報が欲しいと思うのは、これは住民としては当然なことだと思っておりますし、また可能な限りこれ情報提供すべきだというふうに思います。

この例えば5市1町には情報提供されてるけども、うちのところは間接的にしか情報、来ないんですよみた

いなことがこの間ありましたけど、どうもこの八王子とあきる野と埼玉では情報とれてるけど、ほかのところでは5市1町であつても掲載されてなかったというようなことがありますので、これは個々の自治体がどれだけそういうことを、正確に住民に情報提供するかという意欲にかかっているのかなというふうに思いますので、少なくとも要求すればいただけるということは、このことからわかりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

全国知事会、ことしの7月に発表した日米地位協定の見直しに関する提言、前にも御紹介しましたが、この立場で、ぜひ市も情報提供や情報収集をより努めていただきますようお願いいたしまして、この項目は終わります。

続きまして、外国人住民への通訳支援ということでお伺いをいたします。

この通訳サービスが市でも行われてるということで、その利用状況や課題などについて、まず教えていただければと思います。

○**地域振興課長（大法 努君）** 先ほど市長答弁でもございましたが、利用状況といたしましては、実際この地域振興課で行っております外国語通訳交流員派遣事業、こちらは29年度は外国語の所管の翻訳2件、それから福祉に関する相談、こちら通訳でございますが1件、合わせて3件ということで、あと28年度も1件ということで、年度によりそれぞれ対応件数が少ないということがございます。そういった中で、活用されていないと。登録、通訳交流員さんにとりましては、活用されていないということを理由に、再度の継続ということを御依頼したときに、継続に至らないケースもまれにございますことから、なるべくそうしたことがないよう、私どもも件数をふやして活用していただくような事業に取り組んでいくということが、一つ課題であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 私も率直に申し上げて、外国語は非常にわからんでありまして、今小学生が英語を習ってますけど、多分英語のテストしたら、私、小学生に負けるかなというぐらい、昔は「百万人の英語」だとか見て一生懸命勉強したこともあるんですけど、今ではそんなありさまであります。そんなことで、やっぱり外国人の方と話す、いろいろなところでちょっと声かける必要あるかなとかいうようなことがあっても、なかなかその一歩が出ない。多分相手の方だって同じようなことがあるんでしょうけども、そういうようなことが心配されるこのごろであります。

全ての言語には対応するのは難しいかと思うんですけど、東大和に在住されてる方で多い方というと、中国語を話される方、それから韓国・朝鮮語を話される方、あとはそうですね、タガログ語を話される方とか、何か3つ、4つ数えられるんでありますが、そういった個別の言語で、これはサポートできてるけど、これはなかなかサポートが難しいみたいのっていうのはあるんですか。

○**地域振興課長（大法 努君）** こちら、外国語通訳交流員派遣事業、こちらにつきまして対応が可能な言語といたしましては、現状のところ英語のほかには中国語、ネパール語、ポルトガル語、韓国語、フランス語、スペイン語、イタリア語などでございます。なお、ほかに急遽窓口で通訳が必要になった際には、職員課にて外国語通訳等協力職員として登録されている職員が対応できる体制を整えております。しかしながら、現在のところ対応が可能な言語は、登録上、英語のみとなっております。

なお、市民部におきましては、英語、中国語の通訳が可能な職員が在籍しておりますので、必要に応じて支援を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 中国語ができる方がいらっしゃるといのは、大変頼もしい話だなと思っております。

最近では、こういった多言語化が自治体の窓口なんかでも進みますもので、ITを活用した翻訳サービスみたいなものは随分見かけられるようになりました。程度は本当にいろいろありますし、ちょっと見たところでは費用も相当、数十万円、数百万円ってものから、ほぼただに近いぐらいのものまで、いろいろあるのかと思うんですけども、こういったものについて何か調べてみたこととか、そういうのありますでしょうか。

○市民課長（山田茂人君） 総務省などが開発した「VoiceTra」（ボイストラ）と呼ばれる多言語音声翻訳アプリがございますが、現在、実証実験によりまして、約31言語対応で、全国の各自治体や個人でも活用ができる状況でございます。経費といたしましては、タブレット端末の購入経費、それからWi-Fi環境の整備経費及び通信費が必要となります。現在導入している新座市では、外国人の転出入の手続等で活用しておりますが、既に経費面における環境が整っておりまして、通信費以外の経費は発生していないと伺っております。また、山梨県の甲府市や神奈川県綾瀬市でも、ほぼ同様の対応を行っております。

ITを利用した翻訳サービスにつきましては、費用対効果や個人情報保護のさまざまな観点を鑑みまして、当市の現状におきまして最適な方策を、情報収集に努めつつ、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番（森田真一君） 実は今御紹介いただいた「VoiceTra」（ボイストラ）、私も実はきのう初めて試しに、自分のタブレットにインストールしてみても実験してみたんです。私、英語ほとんどしゃべれませんから、そんなに難しいことをやったわけじゃありませんけども、例えば市役所の窓口に来て何か相談しなきゃなというようなこと、そうですね、例えば国民健康保険税が払えなくて困ってるんです、どうしようとか、それから軽自動車税の納税証明書が欲しいんですけどか、そういう程度の内容だと、少なくとも私が実験してわかった範囲では、英語は何となくできてると。それから、中国語も漢字で見ればわかるんで、どうもこれもうまくってそうだなと、幾つか試してみたところでは非常に効果的でありました。音声が出るものもあれば、文書だけしか出ないものですか、いろいろ今の段階であるみたいですけど、いずれにせよ役所が肝いりでやってるやつですから、常にバージョンアップして最新の状態で維持してるということも含めて、考えていた以上に、私は率直に言っておもちゃ程度なのかなって最初思ってたんですけど、いやとんでもなくて、もうさすがは国の肝いりでやっただけあるなというぐらいの性能であるということもわかりまして、しかも自分が実験したとき、ほぼただですし、新たに今タブレット買ったって幾らもしないような時代ですから、初期導入費用も含めて非常に安価に実施ができるんじゃないかなというふうに思っております。

国会でたまたま今、入管法の改正をめぐる議論が行われてるんで、その影響もありまして市内に住んでいらっしゃる外国人の方々とかかわり方に、市民も多く関心を向けてるんじゃないかというふうに思うんです。今の日本社会は、こういう方々たちの助けがなければ、一日たりとも成り立たないよって、実は私、最近、ある市民の方から、複数の方から言われました。例えば宅配便を出すとき窓口に預ける。カウンターでは日本人の方が対応してるかもしれないけど、その後ろのバックヤードのところでは、中東、アフリカ、東南アジア、中国とかもそうですけど、さまざまな国の方がごったになって仕分けしてるの御存じないでしょうねというふうに言われましたし、ごみのリサイクルのところなんかでも、フィリピン人の奥さんの方たちがもう何人もいらっしゃって、仕分けというか、取り分けやってるんですよということも、そういう関係者の方から教えられて、本当に私たちは日ごろこういう方たちの働きなしには一歩たりとも暮らしが回らない。であるがゆえに、

そういう方たちが日常生活、困ったときに市役所に駆け込めるように、また何かの助けができるようにということを、環境を整えたいというふうに思いますし、幸いこういったIT技術の発達によって、そういうことが財政的には少なくとも難なくできるということもわかりましたので、ぜひ引き続き研究を進めていただいて、また少しでもやりやすい方法で対応していただければということをお願いしたいと思います。

この項については終わります。

次に、地域交通についてです。

ちよこバスですが、平成18年度の利用者数のピークの時期と、平成29年度直近の利用者数の差、またそれぞれ補助金額の推移などについて、まずお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 最初に利用者数でございますけれど、平成18年度は19万6,365人、平成29年度は15万162人、その差といたしましては、平成18年度のほうが4万6,203人、多くなってございます。次に、補助金額についてでありますけど、平成18年度は3,062万6,409円、平成29年度は4,933万1,448円、その差としまして平成29年度のほうが1,870万5,039円、多くなってございます。

以上です。

○1番（森田真一君） ピーク時より利用者数は回復をしてないものの、運賃、ルートの変更が通年化した27年度から29年度までの3カ年で、利用者数は約2割伸びてるという御説明がありました。短期に改善も進んでると見てもいいんじゃないかというふうに思うんです。この原因について、見解がありましたらお教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） ルート変更した後、新しいルートが利用者に定着するまでには数年程度かかります。平成15年に運行を開始いたしましたちよこバスも、ピーク時まで3年程度かかっております。また、今回のルートにつきましては、循環ルートの起終点を市役所から上北台駅に変更したり、また乗り継ぎの待ち時間を短縮するなど、利便性の向上にも努めてございます。これらの結果、乗客数が増加しているものと考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 循環コースが1時間に1本とわかりやすいダイヤに戻ったということも、大変大きかったのかなと思います。こういう変更をいろいろやるときに、アンケートもとって、それに即した形でいじると、いじったなりに反作用と言ったらいいんですかね、うまくいかないときもあるわけですけど、全体としてはやっぱり住民の方たちがちよこバスどうしても乗りたい、乗る必要があるんだというニーズが、潜在的なニーズが常にあるということだけは、この動きからもよくわかるどころかというふうに思うんです。

今後なんですけど、これから一層の利用者増を図るために、仮にですが運賃を従前の100円に戻した場合、これ補助額にはどういう影響が出てくるのか、概算で結構なんですけど、試算があれば教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） 仮に運賃を180円から100円に改定すると言いますと、乗客数は増加いたします。その増加率を仮に20%とした上で、平成29年度の決算額をベースにお答えしたいと思います。平成29年度の乗客数15万162人に20%を加算いたしますと、乗客数は18万194人となります。この乗客数に100円から消費税を差し引いた運賃、92.6円を掛け合わせますと、運賃収入は約1,668万円となります。平成29年度の運賃収入は、税抜きで約2,218万円ですので、決算額と比較しまして運賃収入は約550万円減少するということとなります。

以上です。

○1番（森田真一君） また、これも仮にの話なんですけども、シルバーパス、今ちよこバスでは使えませんけ

れども、ちよこバスに仮に使えるような何らかの手段を施したとして、市独自にそこでは無料乗車を認めるという形になるかと思うんですが、そうした場合に事業者に対する補助額への影響というのはどのように変化するか。例えばシルバーパスを利用されて、乗車される方が、乗客の2割ぐらいと想定した場合、どれぐらい動くことになるのかというのは計算できますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） ちよこバスの利用者のうち、2割の方がシルバーパスに転換すると仮定した場合の影響額について、平成29年度の決算額をベースにお答えしたいと思います。平成29年度の乗客数15万162人のうち、20%の方がシルバーパスに転換すると仮定しますと、その人数は3万32人でございます。この3万32人の方が180円から消費税を差し引いた運賃、166.7円で乗車していたと仮定しますと、約500万円ほどの運賃収入が減少をします。

以上です。

○1番（森田真一君） お金の話にいく前にちょっともう一つだけ、ごめんなさい、聞かしてください。

住民からの要望ということでいいますと、1時間に1本の循環コースに直していただいたことで、利用はまたある程度復元したんではあります、さらにいえば30分に1本ぐらい、例えばお隣の東村山とか、あれぐらいの感じですけども——ぐらいの運行サイクルで来ていただきたいという要望もよく聞かれます。これは今の時点では、お金のことはちょっとだけ横に置いていただいて、その他の要因で実現可能性というのはあり得るのかどうかということも、ぜひお聞かせください。

○都市計画課長（神山 尚君） 30分に1本の運行は、利便性が向上して乗客数も増加すると考えますが、やはり市の財政負担についての課題というのが一番大きなものだと思っております。その内容でありますけど、1点目としましてはバス車両でございますが、新たに3台程度のバス車両の購入が必要になると考えております。2点目でございますけど、補助金の増額でございます。単純な計算ですけれど、仮に乗客が2倍になったとしても補助金額は現在の2倍になるというふうに考えておまして、増便につきましては将来に向けた課題というふうに認識してございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 実は昨日なんですが、市民の方々の呼びかけで、ちよこバスなんかも含めて市政についてみんなで一緒に考えようという会が持たれました。全ての議員さんに案内が来てるということで伺ってまして、私たちも参加させていただいたんですけども、そこでやはり出ていたのが、この間、市民の皆さん、出前講座なんかもしていただいて、このちよこバスについては勉強してるんだということで、利用者数が26年度の運賃改定で100円から180円まで上がって、利用者には大変な負担となっておりますが、それでもちよこバスを使わないわけにはいかないさまざまな事情もあって、27年度、12万4,589人を底にして、29年度には15万162人へと3年間に約2割回復したと。その間に、補助金の額についても、これはどう見るかというのはあるんですけど、約490万減らしながら運行していると。これ別の見方をすれば、利用者が戻ってきてる機運が、今生まれているんだから、このせつかくの機運を逃さないで利用をふやすような方策、考える必要があるんじゃないかというふうなことも、主催をされた方たちの中からお話を伺いました。

先ほど伺ったとおり、もし180円から100円に戻せばとか、もし仮にシルバーパスの利用を市独自に行うことを可能にしたらというふうに伺いましたら、それぞれ端数切りますけど、おおむね500万円ずつぐらいの変化だということなんで、この会の中で皆さんおっしゃってたのは、市民のニーズが変わってきてるんだと。今までは地域公共交通ということで、その交通不便というのは穴埋めを、市が税金を投じてやるということが主た

る目的だったけども、今もっと高齢化も進んで、この15年で高齢化も進んで、福祉的な要素が非常に強まっているんで、そこも着目して、この500万なり1,000万円というお金を投じて、よりちょこバスを便利にしてほしいという、大体そういうような趣旨のお話を、きのう参加された方たちからも伺いました。

実際いろいろ私も相談いただいた事例なんかで、これはちょこバスだけでは済まない話ではあるんですけど、特にこの要望が強いのは東京街道団地の皆さんなんですね。高齢の方が多くて、東大和病院なんかにもいつもお世話になりたいんだけど、直通で行けるような足がないから非常に不便していると。また、最近の事例なんかですと、脊柱管狭窄症って高齢の方が多くなる病気がありますが、これになったときによく治療していただけたところが、このあたりだと武蔵村山の国立医療センターですよ、旧国立の医療センターなんですけど、そこまで行かなきゃいけないんだけど、かなり高齢の方、しかも率直に言って要介護のような方たちがあそこまで行くというのは、物すごい大変なことなんだと。

特に困った事例なんかで言いますと、自分が病院に行くときは介護保険で移送サービス等々も使うことも可能だけれども、連れ合いの方が、その病院に行かなきゃいけなくなったときに、せめて週に一遍なんかは着がえを持ったりとかして見舞いに行かなきゃいけない。そういうときにバスがうまく、公共的な移動手段がないから、やむを得ず自分も要介護の体を引きずってそこに行こうってことになる、行って帰って多分5,000円から6,000円ぐらいのタクシー代も1回で使わなきゃいけないというんですよ。そうすると、週に1回で我慢するとしたって、2万円とか2万5,000円とか大変なお金の出費を強いられるわけです。そういう方はごまんといらっしゃる。そこに行くだけじゃないですけど。

そういったことなんかも考え合わせると、やっぱりそういう公共交通機関、全体で数百万の施策を打ってもらって、そういう軽減をしてほしいという、そういう切なる願いもあるんだということも、ぜひこの機会に伝えてほしいということを、私、市民の方から言われました。

こういった買い物や通院なんかで難儀をする住民の支援に役立つような交通政策を、ぜひ真剣に検討していただきたいということを要望して、最後に市にそれについての見解をお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスは、公共交通として運賃をいただいて成り立ってございます。このちょこバスを持続可能なものとしていくためには、やはり収支の基盤を安定化していくというのが非常に重要なことで、そのためには運賃というのが重要な要素かと思っております。そういうことでして、今現状ではその運賃をいただいて成り立たせているという前提のもとに、もう一度考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番（森田真一君） 私、実はそのきのうの会合の中で、尾崎利一議員からふと投げかけられて、はたと気がついたことがありまして、前にもこの場ではちょこバスの問題で申し述べたんですけども、今あらわれているようなちょこバスに見られる問題というのは、もとをただせば平成2年に第1次小泉政権のもとで道路運送法が改正されて、それ以降、地方の各地の鉄道やバス路線の廃止が相次いだことに端を発しています。鉄道とバスの路線は、稼ぎ頭もあれば赤字路線もありますから、それまではそれらを混在させて一体的に経営することで、全体として住民の足、移動権を保障していた。ところが、この当時の改革によって、それが破壊されて、もうかる路線は残すけども、そうじゃないところは切ってしまうと。こういうことになって、私たちのまちのような本当に小さいまちであっても、住んでみるとスポンジ状に交通の便のそれなりにいいところもあれば、そうじゃないところも出てきてるといふことであります。

私もそれを思い返してみると、バス会社のドライバーさんたちなんかとも、よく懇談をさせていただく機会あるんですけども、そこでもその道路運送法改正以降になりますけど、各鉄道会社なんかではバス会社の分社化を行ったり、そこでまた再雇用して賃金が半分になったりというようなことが、各地のバス会社で起こって、それによってドライバーも減ってしまったというようなことも、今日、続いているわけでありまして。だから、一般的な人手不足だけではなくて、まさしく国の政策なんですよ。ということもあり、つまり私はペイしないんだったら、そういう公共交通、保障できないのはしょうがないよねというのは、率直に言って成り立たないんじゃないですかということだけは、これは何も市を責めてるということではありませんので、国政全体のこの交通圏のあり方ということと言えますけども、そういうことを自治体から問い直すべきだということに思っております。

以上のようなことを要望して、このちょこバスの問題についても少しでも改善を図っていただきたいということをお願いして、この項は終わります。

続きまして、生活保護基準の引き下げ、消費税増税による子供のいる世帯への影響についてなんですけど、今回の生活保護の児童養育加算、また母子加算等の改定によって、改正の前後で給付額がどのように変わるのか、教えていただければと思います。

- 生活福祉課長（川田貴之君） 平成30年10月の児童養育加算、母子加算などの基準改定による給付額の変化につきましては、年齢や子供の人数など、さまざまな生活保護世帯の状況によりまして増減額が生じますので、現状では全世帯の改定前後の給付額を算出することは困難な状況ではございますが、児童養育加算、母子加算を含めた生活扶助の参考例としまして、2つの例を紹介させていただきますと、子供が1人の母子世帯、31歳の母親と2歳の子の2人世帯の場合には、平成30年10月の基準改定により790円の増額となります。また、子供が2人の母子世帯、41歳の母親と14歳と4歳の子の3人世帯の場合には、平成30年10月の基準改定により、1,630円の減額となります。

以上でございます。

- 1番（森田真一君） 生活保護のケースワーカーの方々が読まれる専門誌で、公的扶助研究という雑誌があるんです。私も読者で、余り詳しいことはわかりませんが、読まさせていただいてるんですけども、この中でこの生活保護の問題には日本でもかなり詳しい方ということで定評があります花園大学の福祉学部のヨシヅミアツシ教授が、最近この試算をいたしました。生活扶助、プラス児童養育加算、プラス母子加算としたときに、改正の前後でどのように計算が変わるのかということを示しています。例えば夫婦プラス子供、4歳の子供1人というような御家庭ですと、その差額はマイナス3,000円、夫婦2人と小中学生の子供各1人ずつでマイナス9,000円、母親と小学生のお子さんの家庭ではプラス2,000円になるけども、母親と小中学生各1名、子供2人の世帯ではマイナス8,000円、母親と中学生、高校生各1人ずつのうちではプラス2,000円と、このようにばらつきがあるんですが、全体としては給付がふえるケースよりも減るケースのほうが影響が大きいということが言われています。

ですから、先ほどの御答弁にありました健全育成に必要な費用に、必要なお金がより削られてるということだけは間違いはないと思うんです。市長答弁では、生活保護世帯では、この子供の健全育成に必要な費用が支給されてると考えてるということですが、今、以上、申し上げたとおり、専門家の見解はそうではなかったということでもあります。

また、日弁連で貧困問題対策本部というところがあるんですけども、ここが作成した資料では、今回の生



活保護基準の改正で、生活保護基準を下回る年収の最下位、10%の世帯の消費支出に合わせて、今回、生活保護基準を改めるという方法をとったため、67%の世帯で保護費の削減が行われ、3歳未満の児童養育加算の削減で2万2,000人、母子加算の削減で13万7,000人に影響を及ぼすことになるとしています。

ことしの5月に国連人権理事会の特別報告者の方が、このような状況に対して、こういうやり方では、一番下に合わせるというやり方ですね。このようなやり方では、ますます多くの人を貧困に陥れることとなるとして、アセスメントを行うように求めたということも新聞などで報じられ、国会でも取り上げられています。

伺いますが、見直しをされるものの中には学習支援費、クラブ活動費などもあるということなのですが、規模や使途についてはどのように変わるのか、また該当する世帯にはどのようにお知らせをするのか教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 学習支援費につきましては、平成30年9月までは学習参考書などの家庭内学習費用やクラブ活動費に充てるものとして、毎月一定額を生活保護世帯に支給しておりましたが、平成30年10月1日から学習支援費の対象がクラブ活動に限定されてきて、これまでの月単位の定額支給から、実際にかかった費用に応じた年間限度額以内の実費支給となりました。該当の世帯につきましては、平成30年9月に国の示したリーフレットに基づき通知を行っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 前回だったかな、前々回だったかな、ごめんなさい、ちょっと正確じゃないんですけど、子供の教育のことで質問させていただいたときに、教えていただいた資料の中で、これ平成28年ですからちょっと、若干古いかもしれないですが、多分そんなに間違っていないと思うんで。東京都の調査でも、公立高校生の教育費のところで、教科外活動費というのが、その平均が示されてるんですけど、これが28年当時で5万8,000円。今回このクラブ活動費の上限、実費ではあるけども、実費の上限で8万3,000円まで引き上げられたということなんで、平均との関係でいうとおおむねカバーされてる側面があるのかなということも思っております。問題なのは、実費ですから申請主義ってことになると思うんで、そこら辺での漏救がないように要望する次第なんですけど、例えば事前にその額がわかっていたら、見積もり等々で前倒し支給したりとかそういうようなことというのは、この制度上では可能なんじゃないかな。

○生活福祉課長（川田貴之君） 事前の支給につきましては、クラブ活動のために必要となる金額を、学校などからの書類やチラシなどによって確認した上で支給することができます。また、支給漏れのないよう、ケースワーカーが訪問などによりまして確認を行ってまいります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この支給対象については、基本的には学校のクラブ活動ってことなんですけど、先ほども紹介した専門誌なんかの解説ですと、校外であっても、多分、具体的には校長先生が認めたということだと思うんですけど、教育委員会なんか認めた内容で地域のボランティア活動に類するようなものについても支給の対象になるということで、数としては余りないと思うんですけど、例えば校外で、そうですね、勉強し合うような、そういうサークルみたいなことを、地縁でつくるみたいなことが仮にあったとしたときに、そういうようなものに参加するようなケースであっても、恐らく対象になるんじゃないかなと思うんで、これはだめじゃないかなって先回りして考えられないように、いろんな支給の可能性があると伝えていただければというふうに要望いたします。

それでは、次、伺いますのは生活保護世帯の大学等への進学について伺います。

まず生活保護世帯と一般世帯との間で大学等への進学率、著しく差があるというふうに聞くんですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 平成30年6月25日に厚生労働省が公表した生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究の結果によりますと、平成29年4月1日時点での大学等進学率は、全世帯が73.0%、生活保護世帯が35.3%となっております。なお、高等学校等の進学率は全世帯が99.0%、生活保護世帯が93.6%となっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 一体これほどの——約2倍ですもんね。これほどの格差が生じる原因というのは、何があると考えられるのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 進学に伴う入学金や授業料など、経済面や学力、さらには保護者の考えや本人などがあると思われます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 現象的には、多分それはもちろんあるんだと思うんです。ただ、先ほど御紹介した日弁連のこのチームの説明では、こんなことも言われてるんです。この制度の運用の問題に着目をして、保護世帯の子供は高校卒業したら働いて稼ぐべきとして、保護の利用をしながらの大学進学を認めないという国、また自治体の考え方がその中にあるという、こういう分析をしています。保護世帯では、大学進学時には世帯分離という手続がとられています。これが問題なんだというふうに言ってるんですね。この世帯分離という手続は、どのような考えに基づいて、どのような手続が行われるのかというのを教えてください。

○生活福祉課長（川田貴之君） 大学進学時の世帯分離についてでございますけれども、生活保護法第10条の世帯単位の原則によりまして、保護の実施は世帯を単位として行うのが原則でございます。世帯分離は、世帯単位の原則によれば、法の目的である最低生活の保障に欠けるであるとか、被保護者の自立を損なうと認められるような場合に、同一世帯ではありますが、保護の要否、程度を決定する上で別世帯と同じように扱うという考えによるものでございます。手続的にはケースワーカーが対象となる世帯の訪問等によりまして、進学先や進学に伴う費用、その費用の工面などについて確認した上で、世帯分離の手続が行われます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 例えば市内で保護を受給されてる世帯、母子家庭、類型でいうと40代の母親と18歳の子とでもしておきましょうか。そういう家庭で、大学に進学をすると生活扶助と住宅扶助というのは、それぞれどのように変わるのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 41歳の母親と18歳の子供の母子世帯の上で考えますと、大学進学前の生活扶助の基準額は12万380円で、子供の大学進学後は、子供は世帯分離となりますので、生活扶助は母親1人分の7万8,830円になります。このため4万1,550円の減額となります。また、住宅扶助につきましては、平成30年4月1日より子供の大学進学による世帯分離の影響は受けませんので、2人世帯の住宅扶助の上限額、6万4,000円のまま変更はございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 世帯分離をすると生活扶助のところでは4万円以上なくなってしまうと。今回の改定で、住宅扶助のほうは変わらないということなんですが、今までは違ってたわけですよ。多分1万円とか、1万何千円とか多分差が出てくるんだと思うんですけども。また、このケースの場合、保護世帯から外れたその大

学生は、学費や生活費をどのように調達することになるのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 奨学金の活用やアルバイト収入などで賄っている状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 厚生労働省が、先ほども御紹介あったと思うんですが、生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究、意識報告書というのを作成されて、大学等の授業への出席率について調べています。ここでは9割から10割、ほぼ全出席の方は全体の65.7%、3分の2と。授業を欠席する理由としては、病気、体調不良やアルバイトが多くなっており、特に専修学校では病気、体調不良による授業欠席の割合が高くなっている。また、大学ではアルバイトによる授業欠席の割合が高くなっているとされており、アルバイトが学業の妨げとなっているという分析をしています。

先ほどの事例で御紹介いただいたとおり、1つは今まで高校生とその母親ってことでいうと、生活扶助費でいうと約12万、2人世帯でもらってたものが、ここで世帯分離することで4万も減っちゃうと。住宅費は変わらないけれども、今度は、この場合、同居と仮定しますけども、その大学生御自身ですよ、学費と、それからその方の生活費、そのものというのは自分でバイトで稼いでこなさなきゃいけないと。つまり、稼働能力の活用だよ。その前提の上で、それから勉強しなさいと、こういう仕組みになってるわけですから、今この厚生労働省の調査で言ったような、3分の1の方たちが、奨学金だと借金の可能性もありますから、多額の借金をしながら苦学をして、疲れ果てて、なかなか肝心の勉学にも身が入らない状況が生まれているという、こういうことなんだと思うんですよ。

ですから、今回、世帯分離の手続きは住宅扶助についてはしなくていいよってしたこと自体は、別に私、悪いことじゃないと思うし、すべきことだと思いますけれども、根本のところでは、その生活扶助のところでは、相変わらず同じようなことが続いているんだなということが、これでわかるんだというふうに思います。

続きますが、日弁連では学歴の差が生涯賃金の格差につながってるとして、貧困の連鎖を防ぐためにも保護世帯の子供の大学進学を高校と同様に認めること、保護を受けながら進学することを認めるべきだと提案をされています。具体的な施策として、大学進学による世帯分離を廃止すべきだとしてるんですが、今、繰り返し言いましたけども、市においてはどのような見解、これについて持たれるか伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 平成29年12月15日付の社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会）の報告書によりますと、生活保護世帯の子供の大学等への進学につきまして、給付型奨学金の拡充や社会人の学び直しの支援など、大学等の役割が議論されている中で、大学等進学後の教育費、生活費は生活保護制度に限らず国全体として支えていくべき課題であるとの意見や、高校卒業後、直ちに就労することも肯定的に捉え、多様な選択肢を確保するという観点で考えるべきとの意見。また、大学等に進学しない子供や生活保護世帯以外の低所得世帯の子供とのバランスを考慮する必要があるとの意見が報告されております。このようなさまざまな意見があると認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私、個人的には自分では大学、行ってませんので、後で勉強したくなって、社会へ出てから学んだっていいし、学び方もいろんなツールはあるわけだから、それはそれで個人の選択としては一向に構わないと思ってるんですけど、先ほどから申し上げてるのは、経済的や制度的に追い込まれて、そういう選択肢を失ってるというのは、不当なんではないかなというふうに、そういう立場で申し上げたいというふうに思うんですけども、この生活保護の制度との関係でいいますと、例えば高校に進学するのは、今生活保護の世

帯でも当然当たり前で、誰だってそれをおかしいとは思わないわけですよ。けど、ある時期まではそうじゃなかったわけです。私たちが生まれた直後ぐらいのときまでは、そうではなかったんですよ。

先ほどの世帯分離の話しましたが、実は高校、入るときも、義務教育を卒業したら直ちに稼働能力、活用しなさいって、こういうことでしたから、具体的には1970年だって聞いてますけど、70年までは今の大学生と同じような措置がとられていたわけです。ですから、子供からしたら親に苦勞かけたくないから、やっぱり自分は働くしかないかと、学校は諦めるかと、こういうふうになった歴史があるわけですね。これが変わったのが、その70年のときに変わったのは、全世帯で高校進学率が70%を超えたときに、これはぼちぼち見直しする必要があるんじゃないかって、時の厚労省のお役人さんが考えられて、もちろん運動もあったんですけど、改善をされて今日に至って、今日は誰も生活保護世帯のお子さんたちが高校に進学して、あれはぜひいたくとか、そんなの後でいいみたいなことは誰も思わない、こういうふうに進化をしたわけですね。今そういうときなんじゃないんですかということ、ここでは問われてるわけでありませう。

先ほど御紹介いただいたとおり、今全体でも73%、大学等への進学をされていると。一方、生活保護世帯は35%ということですから、これをいかに全体と同じような水準まで持っていかということこそ、まさに行政に問われる仕事なんじゃないかなというふうに思います。

ちなみに、こういう基準を、世間並みという基準を考えると、生活保護の受けるときに、資産の保有のことでよくそういうことが言われますよね。あれは例えば、昔はクーラーはぜいたく品だった、冷蔵庫はぜいたく品だったということはあるけれども、今はそれは誰でも持つて普通のものだというのは、全世帯のうちの何割とかが持つてのものだったら、普通のものってみなすよっていう基準があるというふうに伺ってますけど、これは何十%とか基準がありましたよね。いかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 資産の保有を認める条件では、当該地域の全世帯の70%というのが一つの基準となっております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

---

午後 2時44分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） 先ほどは大学進学率、平均では7割を超えてるんですけども、生活保護の世帯ではそうではない、その半分だと。これどうしたらいいだろうか、どうしたら改善できるんだろうかということでお話をいたしましたけども、私、市の見解を伺ったのは——存じております。生活保護の制度は国から受託する制度ですから、決められたとおりのしかないんですよ。それ知ってて、わざとあえて聞いてます。

なぜかという、実は先ほどもケースワーカーの専門誌での論文を読んで、こういう記事があるということ、御紹介しときたいんですけども、国も先ほどの高校生の進学を認めるっていうことを、1970年にやったときと同じように、一昨年時点ですけども、この大学に進学するに当たって世帯分離という制度、廃止したほうがいいんじゃないかって考えて、地方自治体の課長さんや係長さん、主に都道府県とか政令指定都市だと思んですけども——の担当の方にアンケートをとったそうなんです。そうしたら、意外なことに現場からそういう声が上がってくるのかと思ったら逆で、何というか、おくれた一般常識というか保守的というか、もう高校

卒業したんだったら、もういいかげん働いてもらったらどうかという意識が、まだそういう担当者の中にあつて、反対のほうが多くて、結局その話は流れてしまったと。今後そういう話は、また改めて国のほうからしてくれればいいなと思つてはいますけども、地方自治体で現場で携わつての方たちの意識改革も、実は必要なんだということが、私、問われてるんじゃないかなと思つて先ほど問いかけました。

ですから、回答については私、先回りして行っちゃいましたけど、決められたとおりでということになるんだと思うんですけど、ぜひそういうことをお含みおきいただきたいと思つています。単に生活保護の制度をどうするのかということだけじゃなくて、東大和に住んでいる所得の低い子供、世帯の子供をどうやって引き上げてあげるのかという、まさしく市政そのものなわけですけども、そういう施策が必要だという意味合いで申し上げました。

そういう点からいきますと、これは就学援助の話になりますけども、市長答弁でも就学援助の保護の見直しについては、必要な段階ではやるけども、まだ国からは具体的なこと示されてないから、これからということでお話を承ったわけですが、これはもうぜひよろしくお願ひいたしますということになりますとともに、準要保護の方、世帯についても、ぜひ配慮していただきたいということで、先ほど出しましたけど、クラブ活動費の取り扱いなんかは、これ多分、生活保護の制度の話ですから、準要保護のところでは同じようには多分ならないんじゃないかなというふうに思つてですね。取り扱いについても、要保護世帯と同じように十分な支給をしていただきたいということをお願ひしたいと思つてんですけども、これについては今後検討できるかどうかということだけお伺ひしたいと思つています。

○教育総務課長（石川博隆君） 当市におきましては、就学援助におきまして限られた財源の中で、保護者負担の大きい給食費ですとか移動教室費、それから修学旅行費、また卒業アルバム費ですね、そういったものを実費で支給してございますので、現時点におきましては、これ以上の支給費目の追加というのを対象に含めるとするのは、ちょっと困難であるというふうに考えてございます。

以上です。

○1番（森田真一君） じゃ、これは全体的な動向を見ながら、常に配慮していただきたいということで、ちょっと抽象的になってしまいますがお願ひをいたします。

それでは、次、伺いますが、政府はこの生活保護の改定で3年かけておよそ5%の保護費の削減を狙つてるとされています。子供のいる世帯への打撃は、大変大きくなることは明らかです。また、格差の拡大とその固定化、貧困の連鎖を防ぐためには生活保護世帯の子供の大学等の進学機会が保障されることも必要です。かつて生活保護世帯の子供が高校に進学する際にも、世帯分離をしなければならない時代がありました。一般世帯の高校進学率が7割を超えて、高校に進むことが当たり前となったことから、1970年に高校進学の際の世帯分離が廃止をされました。大学等の進学率が7割を大きく超えた現在、この制度は不合理であり、見直しが求められます。子供たちの育ちを保障する実効性のある施策を求めるとともに、自治体からも生活保護制度の改善の声を上げていただきますよう要望し、この趣旨で再度、市の見解を伺いたいと思つています。

○福祉部長（田口茂夫君） 国では一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るということの観点から、また部会からの意見を踏まえまして、世帯の影響を十分配慮して見直しを行っているということで、市のほうにも説明文書が来ております。貧困の連鎖を防ぐということから大学などへ進学し、就職により生活が安定することは大変重要なことであるというふうには認識してございます。このようなことから、今回の法の改正によりまして、大学等に進学する方に対して進学準備給付金制度、こういったものも創設されているというふう

認識はしてございます。生活保護世帯のみならず、生計困難世帯など多くの若い方々へ支援とした給付型の奨学金などの対応が必要と考えておりますけれども、財源的にイソクタンにというところになると、なかなか難しい問題かなというふうには思っております。国におきまして、さまざま検討がされております。また、これからもされていくというふうには考えておりますので、その状況を見守ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今おっしゃっていただいたとおり、財源的にはいろいろ課題があるんだけど、やっぱり進学のためのさまざまな措置、支援する措置は基本的には必要だという認識を共有していただいたのは大変ありがたいことだと思っておりますし、私たちも以前、市の独自の奨学金制度が廃止された際にも、これを再編して新しい形でより実効性のある役に立つ形づくり直してはどうかという提案をいたしましたけども、またいつぞや取り上げて、これについてはお知恵をかりたいというふうには思っております。

この項については終わります。

それでは、5番目のごみ減量について伺います。

資料もつくっていただきました。ありがとうございました。

初めに伺いますが、市はごみゼロプランで何%の削減計画を立てて、現在それに対して何%達成できてる状況なのかということ、まず教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 一般廃棄物処理基本計画、こちらのほうに計画について、目標値、定めておまして、1人当たり700グラムという形で前計画では定めさせていただいております。平成29年度の目標という形で700グラムでして、実際、結果的には670.4グラムという形で、29.6グラムの削減となっております。達成率につきましては、104.4%ということで市民の皆様に御協力いただいたと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私、聞いたのは平成25年の時点、ああ、ごめんなさい、26年からごみゼロプラン、有料化も含めてですけど、走っておりますから、25年、一番ごみが多かった時期から比べて、現在どれぐらい減ってるのかというふうには伺ったつもりだったんですが、もう一度教えていただけますか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 一番多かったところからという形になりますと、先ほどの他の議員のほうからも御質問ありまして御答弁させていただきましたが、約90グラムほど減量になってるという形でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） こちらで先取りしちゃって申しわけないんですけど、平成25年、一番ごみが多かったときから比べて、ごみゼロプランを走らせて、この30年の3月には、また1回改定もして、新たな目標も立て直して、都合、25年比でいうと大体15%の削減を行う目標を立てて、現在は12%、そこから比べるとできてるという状況だと思います。これ15%の減量目標を立てて、12%ですから結構いい線いってるなど、頑張ってるんだなど、市民も頑張ってるけど、市の御担当の皆さんも頑張っていたんだなど認識しておりますが、これによって処理費用はどれぐらい削減されたんでしょうか。年々違うから、もう直近の29年ベースで結構かと思っております。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらにつきましては、一つの目安という形で廃棄物広報紙「ごろすけだより」にも、こちら掲載させていただいております。平成28年度ということで、広報紙については5号になりま

すが、1万4,321円というのが市民1人当たりの廃棄物の年間処理費用という形で載せさせていただいております。平成29年度になりますと、こちらにつきましては1万4,061円ということで、年間の処理費用、1人当たり260円削減されたと、そのような形になってございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そのいただいた資料ですと、24年から29年度中の3市の1人当たりのごみ排出量、小平市や武蔵村山市ではおよそ年率でいうと大体1%台半ばで緩やかに推移をしています。東大和では、有料化が実施される前年の1.4%の増の駆け込み増と見られる傾向の増加はあったものの、その後、半年間、有料化した26年度では4.6%、だから半年だから、これ年率で9.2%とか呼んでもいいかと思うんですけどね。それから、27年度、マイナス6%の減少したということなんですけど、28年度は0.5%の減少、29年度は1.4%の減少と。小平や武蔵村山とさほど変わらない減少率になってきています。有料化による減量というのは、平成26年、27年度のこの時期の言ってみれば一過性の効果しか得られなかったのではないかと、数字の上から見えるんですが、見解を伺いたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 有料化を実施しました平成26年度、こちら今議員おっしゃった4.6%の減、27年度は6%の減ということで、総体では10%を超える減量になってございます。こちらのほう、武蔵村山市、小平市においては、その段階では有料化されておらず、ただ有料化してる東大和市は、それだけ市民の皆様が減量を進めていただいているという形で、有料化をしておかず減量してる。また、有料化をせずに減量化を進めていただいている、東大和と一緒にいう形になってございますので、東大和の市民は皆さん減量化に対して有料化と同時に認識を持っていただいと、そのような形で考えております。一過性という形で終わらずに、さらなる減量施策を展開し、市民の皆様さらなる減量をお願いしてまいりたいと、そのような形で考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 最初は毎年毎年、ある一定の金額の賦課を負担していただくことによって、ごみの抑制になるのではないかと見立てて有料化、始まっているわけですけども、定常的にそうなるんじゃないかと、ワンショットの効果、それプラス、それとは別の問題として市民の意識の変容、これは別にうちは、東大和だけじゃなくて、ほかの小平や武蔵村山の皆さんも含めてですけども、変容でマイナス、年率でいうと1.1%台半ばぐらいの削減の意識はここで保たれていると、こういう御説明なんだと思うんです。そういう理解を今いたしましたので、ちょっとまたこれ1回置いて、後でまた伺います。

ちょっと話、変えます。

可燃ごみの組成についてなんですけども、10年間でこの間、大きく変化しているように見受けられます。厨芥ごみはおよそ半減、草木は3倍化しているようです。減量目標との関係では、これはどのように評価を今されているのか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） まず衛生組合のホームページを見ますと、可燃ごみに関しまして過去5年間のデータ、組成分析についての掲載データにつきましては、それほど大きくはこちら変わってはおられません。年度によるばらつきというのは、確かにそれはございます。ある品目だけ減量すれば、それだけパーセンテージは変わってくるというところはございますが、こちらについては、厨芥類についてはおおむね9%前後を推移しているということと、草木については大体17から18%ぐらいを推移しているという形になってございます。減量目標の関係につきましては、東大和市一般廃棄物処理基本計画に定められております1日1人当たり何グラ

ムだよというところに関しましては、基本的には達成はしているという形で、その組成について何か大きな影響があるのかという形では、こちらについては現状ないのかなというふうな形では考えてはおります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） じゃ、減量の手法については、これその組成の変化は特に大きな影響を受けることはないという理解でよろしいですね。はい、わかりました。

次、伺いますが、また有料化のところちょっと戻ってきますけども、決算特別委員会の審議の中で、部長から実際の市民が現にその年、使っているごみ袋の金額というか、実際その時点で買ったんじゃないじゃなくて使われた時点、使われたものは年でいうと大体総じて4,800万円ぐらいなんじゃないかって考えてるってお話をちょっといただいて、余りその時点では深く時間とお話できるようなあれではなかったんで、こちららもあえて聞かなかったんですけども、これについて再度、この考え方みたいなことを教えていただければと思います。

○環境部長（松本幹男君） さきの決算特別委員会の資料において、要求がございまして提出させていただいた中で、当時、有料化方針で運営経費は28%の5,100万円という方針上の話の中で、当時、出した資料がトータルで1億円を超えている運営経費がっていうところの御質疑をいただいたという部分がございました。その際に、指定収集袋等管理業務委託、こちらについては指定収集袋の作成、保管、あと配送等の経費でございますけれど、ここの経費が当時の資料で7,000万円台の金額が入っておりますので、実際には当時、家庭廃棄物のおよそ2億円からの収入、こちらを実質的に袋の作成経費で換算をすると、私が述べたようなおよそ4,800万円ぐらいの経費ですよということでの趣旨で答弁をしたところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 私が今これを伺ったのは、このごろすけだより、毎年のもを見せていただいておりますけども、決算についてもわかりやすく表示をしていただいておりますけども、何しろ年間およそ、最初の計画では1億8,000万円ぐらいの負担をいただくという話だったけど、結果として今、大体コンスタントで2億円ぐらい負担していただいている、それが収入されていると。そのうちの正味で実際に焼却炉に入ってくるものは五千数百万円分ぐらいしかないってことでいくと、あとほかのその差額は一体どこへいってしまってるんだろうなと一つ思ったわけです。ごろすけだより見ますと、そのうちのこれはごみ袋、置いていただいたり、売っていただいたり、いろいろ管理していただく、その手数料というか管理料で、この2億円のうちの、そのうちの8,000万円から9,000万円ぐらいは年間でその都度、業者さんや商工会にお渡しするという、こういう内容になってますから、そうすると、じゃあと4分の1ぐらい残ってんのかなと。つまり、5,000万ぐらい残ってる話になるのかなと思って伺ったんです。

でも、決算のときにいただいた資料を見ると、入ってきた2億円の分はさまざまな施策に張りついて、ぴったり余ることなく使ってますよという説明になってたから。そうだとすれば、本当はあとのごみ処理のために残しておかなければいけなかった預かったお金が、今の時点で何らかの施策に、今の時点で使われてしまっているということにはならないのかという疑問を感じたんです。この点についてはどういう理解をしたらいいのか、ちょっと念のために確認したいんですけど。

○環境部長（松本幹男君） まず歳入のほうで、指定収集袋の手数料が2億円から入りましたという歳入につきましては、これ全体が基本的にはごみ処理事業に充てていく特定財源ということで、私どもは歳入しておりますので、約2億円のお金については全体事業費の中で充当させていただいております。そのことを市民の方にまずは知っていただきたいということで、毎年、有料化実施以降ですね、廃棄物広報紙「ごろすけだより」の



ほうで掲載をして、なおかつこれについては全戸配布という形をとらせて周知をしているところでございます。

先ほどの私が申し上げたところの話というのは、あくまでも当時の有料化方針、こちらの中で市のほうで提示した、設計段階で運営経費が約28%の5,100万円というところが、御質疑の中で1億円を超えてるというお話でしたので、超えてはいないけれどというところを説明したくて、実際にはもう少し下がってます、その部分はということで御説明したところでございまして、ただ運営経費の28%を超えてるというところは、過去の決算特別委員会のときに、そこは認めさせていただいたところだというふうに考えていただければと思います。

以上です。

○1番（森田真一君） 私たちがごみ袋を買うときには、これはきょう買ったものをきょう使うわけじゃないけれども、ある日、あるとき、将来使うために家に置いてあるわけですね。だから、未来にお金を預けてあるわけです。ところが現在、今使っちゃってるところで、全部使い切っちゃってるよというお話なもんだから、そうすると余りはないよって話になるので、余りがなくて話になりますと、これは減量施策の話ですけども、有料化が始まったときには多くの皆さんが市からの説明を聞いて、有料化は全く困るって、私たちもそういうことを言いましたけども、それはそれとして、いざ始まる段階ではそうやって財源をつくって、それで新しい減量施策、さまざまな減量施策を生み出してくれれば、これはもうちょっと我慢するかと、こういうようにして受けとめた方々も結構いらっしゃるわけですね。少なくともそういう方たちの期待には、応える必要はあるんじゃないかなと、ごみ有料化については反対な立場であった私も思うわけでありまして。

伺いますけれども、例えば言っちゃいますけども、こんなことはできないのかということ、一例で申し上げたいと思います。小田原市の例なんですけども、ここでは全世帯が8万世帯あるそうなんですけど——の1割に段ボールコンポストを配布する計画を立てて、現在その半数に普及をしているそうであります。この段ボールコンポストは、生ごみ処理には大変秀でており、可燃ごみの減量や焼却炉の燃焼効率の向上に大変役立つと考えておりますが、先ほどの本来であればそういう新施策に活用してほしいと願っている、財源なども含めてこういったところに活用して、新たな減量策はとれないのかということをお伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 各地におきまして、その他いろいろ置かれてる立場というのがあります。小田原市は、あくまでも可燃ごみを注力してるのかなというふうに思います。東大和の置かれてる今の状況という話のところになりますと、やはり減量施策としては進めなきゃいけない。ただ、それについても可燃ごみも確かに私のほうでも視野には入れてあります。ただ、今の段階では、まずペットボトルや容器包装プラスチック、そういったものを減量させるというところを、市長からも指示はいただいております。そのほかのところについても、指示はいただいておりますので、そのほか進めてはいきますが、あくまでもお金をかけて減量するというのも一つの方法ではございます。ただ、今ごみ対策課におきましては、お金をかけずに何とか減量を市民の皆様をお願いをしていくということで、特定財源はきちんとごみ処理費用に充てるということ及び一般財源は基本的には少なくして、ごみ処理には少なく充てていきたいと、そのような形で動いております。余剰金等はございませんが、ごみ処理の減量については市民の皆様にもこれからも訴えかけていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ちょっと私は今まで理解が不十分だったのかもしれませんが、この東大和のごみ

処理のターゲットで一丁目一番地になるのは燃えるごみをどう対策するか、これはボリュームが一番大きいからという理由ですけれども、そういう理由で、そのいろいろ教えていただいた中では、何しろ紙のごみをその中から取り除く、少しでも取り除くこと。それから、生ごみを取り除くこと、これが一番大事なんだというふうに教えていただいたように記憶をしています。

ちょっと今の御説明ですと、それはそれとして今差し当たって行政のほうで一番考えなきゃいけないのは容器包装プラだというふうにおっしゃられたわけですけど、別にそれは大事だと思いますよ。大事だけでも、そうおっしゃられると、ふっとひらめくのは3市共同資源化施設の問題でありますよね。ほかの議員からもお話ありましたけど、多額のお金がかかると。お金ですから、どこに色が、タグがついてるわけじゃありませんから、使うべきところから順番に使っていくと。こういうことになりますと、有料化したのは——して費やされているのはそこというふうに思いますよね、自然に聞いててね。うんとは言わないと思いますけど。そう思っちゃいます、今のお話、聞いてると。

私は、容プラは確かに実際暮らしていると結構なボリュームです。体感的には燃えるごみよりも倍多いなという、それぐらいのふうに思ってますから、そこにターゲットを当てて、集中的に大きいところからやろうという考え方自体を否定するつもりはありませんけれども、でも最初の話と随分違うんじゃないかなとは思ってます。方針、途中で変わりました。私、5年もこんな話、転がしてたら途中で変わるということは大いにあり得るとは思ってるんです。変わったんだったら変わったんでもいいんです。変わったのか、変わってないのかということだけ教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 方針が変わったか変わらないか、そこについては基本的な方針というのは、私どもは一般廃棄物処理基本計画に基づいて事務事業、実施しておりますので、その中で全体の長期計画5年間というのは示させていただいてるところでございます。先ほど課長のほうで答弁した部分でございますが、そこは可燃ごみの中に占める組成上の内訳として、当市の場合はかつてから聞かれています中でお答えしているのは、やはり厨芥類よりも紙類が多いというのが組成分析上ございますので、そちらに力を入れていきたいというのをかねてから進めております。したがって、現在ではもう数年続いているとは思いますが、年に2回と数は少ないかもしれないんですが、雑紙袋の全戸配布というのを廃棄物広報紙の発行とあわせて実施しておりますので、そういった意味でいきますと、可燃ごみというところを過去に実施しておりますので、その雑紙袋の配布で紙類を抜く、それについては今後も継続していくというところでございますので、減量施策を1つずつ着実に進めていくというところで、次のステップというところで先ほどの課長の答弁になってるところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 1つずつステップを進めていくという、全くそのとおりな話だけど、私はそのステップが途中で変わったんじゃないかなと思ったものですから、ちょっとしつこいようでしたけども、お伺いをいたしました。

ただ、いずれにせよそうは言いながらも、この生ごみ処理については非常に安価にできて効果が上がるというところも着目していいんじゃないかなって思ってます。これ何度か申しましたが、平成26年に有料化される直前にごみシンポジウム、開いていただいた際に、市から配っていただいた段ボールコンポスト、私、いまだに愛用してますけども、もうかれこれ4年、5年になりますか、本当に効果的でいいなど。使えば使うほど、このよさがわかってくるというのが実際であります。私んちは庭ないですから、台所の横にちっちゃい箱に入

れて、段ボール箱に入れて置いてありますけど、排出した生ごみは直ちに処理できて、におわない、腐らない、そして仮の話ですけど、震災とかそういうようなことが起こったときにも、このごみの処理をどうしようみたいな心配を軽減できるというようなことからしても、安価で非常にすばらしい手段じゃないかなと思って使っておるんです。

ですから、あれ多分、よくわかんないですけど、1器買うと込み込みで、仮に単価が1,000円とかしたとして、この小田原みたいに思い切ってわっと配っても、東大和でやったとき、あのシンポジウムに来られた方に配りました。500器ぐらい、多分配ったんだと思うんですけど。ああいう感じで、思い切ってやっていただいても、先ほどからいろいろ伺っておるように、多額の経費がめちゃくちゃかかるというようなことでは決してないんで、無駄にはならないと思うんで、ぜひそういう積極的なことも同時にやっていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。これは要望として申し上げておきます。

ごみゼロプランがことしの3月に改定されて、有料化前の15%減量を目指すとしたわけですが。現在はその12%も既に達成しています。一方で、繰り返しになりますが、有料化の隔年の減量率は26、27年度には見るべきものはありましたけども、その後は有料化してない、小平市や武蔵村山市と余り変わらないような年間の減量率しか記録できていません。衛生組合でも32年度から、これは積極提案ですが、32年度から焼却炉の建て替えの準備に入ります——というか始まります。他市に処理を、その間、依頼しなくても済むように、可燃ごみをあと10%減量する必要があると私は思っております。そういう説明も受けております。可燃ごみ対策をさらにバージョンアップさせるために、減量によって得られたごみ処理経費の削減分の一部を財源にして、新たな減量施策にきちんと回すべきではないかというふうに考えるんですが、これについての市の見解をお伺いします。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 小平・村山・大和衛生組合で10%削減という形でございます。また、こちらにつきましても、小平市でも有料化を実施するという形で減量になるということ、武蔵村山市におきましても34年度を目途として有料化をし、減量をしていくという形で、こちらについては全て3市、そのときには足並みがそろって有料化になって、減量を進めていくという形になるのかなというふうに思っております。また、減量につきましても、先ほど部長からも雑紙回収袋、無料で配布をしてるという形もございます。今後におきましても、あれもこれもという形ではなく、あれかこれかという形で減量施策、さらに市民の方にお示しをしていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 新規施策に当てられる財源をどう見るかということも、ちょっと触れておきたいと思いますが、衛生組合の決算資料を見ますと、搬入量でいうと27、28年度で約7%も減量しています。収集運搬用の費用は、ごみ量とはほとんど関係なく発生しますので、衛生組合の分担金との関係で見ただけがいいかと思うんですが、年間で東大和が払っているのは約3億7,000万円余りと。そのうちの7%に相当する約2,200万余の一部を活用されてもいいんじゃないかというふうに思います。また、焼却炉建て替え時に他市に今ある可燃ごみの約1割を、これを燃やしてもらおうということをお願いをしようということになりますと、今より処理費用は高くなる可能性が高いわけでありまして、仮に1割高くつくということになったとすれば、減量できなければその分、負担が、これは私の試算ですから大まかですけど、約1,500万円程度は生じるんじゃないかというふうに考えられます。いずれにしても、減量をやればこれだけの財源が本当は生まれるはずで、もしくはしないとそういう費用が発生するとなったら、せめてこの範囲であれもこれもっていうことはできる

んではないかと私は思います。

時間がないので、これは提案ということで申しますけども、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（押本 修君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。通告に従いまして、平成30年第4回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、防災対策の充実についてでございます。

近年、我が国では1995年に阪神・淡路大震災、2004年に新潟県中越地震、2011年に東日本大震災、2016年に熊本地震、2018年に北海道胆振東部地震など、数多くの大規模な地震に見舞われ、甚大な被害をもたらされております。また、今後30年以内に震度6弱以上の地震が高い確率で発生すると予測されるなど、来たるべき大震災の備えとしてさまざまな取り組みが進められておりますが、とりわけ災害時に助けを必要とされる災害弱者、災害時要援護者の支援対策の充実が求められております。一たび大震災などの自然災害が発生した場合、避難所は自宅が倒壊するなど住みなれた地域での生活が困難な被災者の方々の生活の場となり、また御自宅で不自由な暮らしを送っている在宅被災者の方の支援拠点にもなります。このように、重要な役割を担った拠点施設である避難所が、東日本大震災では水や食料、トイレのバリアフリー化など、災害弱者の方々への配慮が残念ながら十分であったとは言えない環境であったため、高齢者や障害を持ったの方々の中で、特別な配慮が必要となる要援護者など、多くの被災者が体調を崩してしまったと報告されています。

このように、直接的な被害に限らず、生活環境が十分に整備されてるとは言えない避難所での長期間の生活によって、満足な支援が受けられず、精神的、肉体的に健康が悪化してしまう間接的な被害を未然に防ぐためにも、要援護者の方々が安心して避難生活が送れる場となる福祉避難所の確保が重要ではないかと考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、福祉避難所の状況について。

ア、現状及び対応は。

イ、福祉避難所の役割は。

ウ、対象者及び受け入れ可能人数の把握は。

エ、市民への周知は。

オ、福祉避難所運営ガイドライン等策定の計画は。

カ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いいたします。

続きまして、コミュニティ交通の導入についてでございます。

コミュニティ交通とは、公共交通不便地域の解消などを目的とした路線バスが運行されていない交通空白地域において、小型の車両を用いて運行する地域内のコンパクトな乗り合い交通であり、導入対象となる地域は民間事業者が公共交通を持続的に運行することが難しい地域であるため、コミュニティ交通を導入するには、地域、事業者、行政の3者がそれぞれの役割を担い、皆で支え合い運行することが重要となります。本市にお

きましても、平成15年2月、路線バスでは対応できなかった公共交通空白地域の解消を目的として、コミュニティバス、ちょこバスの運行が開始されました。これまでの間、ルートの見直しなどによってバス路線から外されてしまった地域や、高齢化の進む中、自家用車を運転しない、主に高齢者の移動手段の確保などへの対応に苦慮されていた地域で、住民が主体となった検討委員会が設置され、アンケート調査の実施など、コミュニティ交通の導入に向けて検討が進んでおります。

そこで、お伺いいたします。

第1に、コミュニティ交通導入の検討状況について。

ア、導入の趣旨は。

イ、検討地域及び進捗状況は。

ウ、運行形態及び運行経費等の詳細は。

エ、今後の課題はなど、お聞かせをいただきたくお伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、福祉避難所の現状及び対応についてであります。市では現在、既存の社会福祉施設の協力により、15の事業所と災害時における福祉避難所の開設等に関する協定を締結しており、当該協定において、福祉避難所を二次避難所と呼称しております。また、毎年9月に開催される総合防災訓練におきまして、関係機関の御協力により二次避難所開設・運営等訓練を実施しているところであります。

次に、福祉避難所の役割についてであります。東大和市地域防災計画におきましては、主に自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする災害時要配慮者を一時的に受け入れ、保護するためのものとされております。

次に、対象者数及び受け入れ可能人数の把握についてであります。避難行動要支援者名簿の登録対象者数は約2,500人で、このうち実際に避難所行動要支援者名簿へ登録されている方の数は約1,400人となっております。また、受け入れ可能人数につきましては、協定を締結している事業所の有効面積から換算しますと、最大で約900人となっております。

次に、市民への周知についてであります。二次避難所につきましては防災マップ等を活用し、周知に努めているところであります。また、災害時要配慮者に対する周知につきましては、避難時の個別支援計画の作成を通じて対応していくこととしております。

次に、福祉避難所運営ガイドライン等の策定の計画についてであります。現状におきましては市独自のガイドライン等の策定には至っていないことから、今後、策定に向けて検討していくことが必要であると考えております。

次に、今後の課題についてであります。市全体の二次避難所の運営ガイドラインの策定に加えまして、各二次避難所の運営マニュアルの策定も課題となっております。また、受け入れ可能人数をふやすため、二次避難所の数をさらに拡充していくことも必要であると考えております。

次に、コミュニティ交通導入の趣旨についてであります。既存の路線バスやコミュニティバスでは対応できない公共交通空白地域の解消を図るとともに、地域の公共交通ネットワークの充実を目指しまして、地域の

皆様、事業者及び市による協働の取り組みにより導入を検討するものであります。

次に、コミュニティ交通導入に向けた取り組み状況についてであります。湖畔地域及び芋窪地域におきまして、地域の皆様、事業者及び市との協働の取り組みによる地域交通の導入を目指して、関係機関との調整を進めております。両地域とも平成29年度に自治会が中心となりまして、アンケート調査を実施しました。平成30年度は運行ルートの調整を整え、試行運行の開始を目標としておりましたが、ルートの設定等及び停留所設置の検討に時間を要しております。また、基本となりますルート等が定まらないため、運行計画及び事業計画はまとまっておりません。

次に、コミュニティ交通の運行形態及び運行経費についてであります。現在検討を進めております運行形態につきましては、10人乗りのワゴン車を用いまして、平日の昼間、定時、定路線の運行を考えております。運行経費につきましては、東大和市コミュニティバス等ガイドラインにおきまして、人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両減価償却費、諸雑費等とすることと、市の補助金は年間500万円程度を上限とする基準を定めております。

次に、コミュニティ交通導入に向けた課題についてであります。地域交通を運行するためには多くの関係機関との調整を整える必要があり、相当の時間を要するものと認識しております。また、関係機関と調整を進める中で、運行を担っていただくタクシー業界全体で運転手不足が深刻であることが知らされました。地域交通導入に向けての取り組みにつきましては、本格運行を見据える必要があります。公共交通として安全な移動の手段を継続して確保できるよう、粘り強く関係機関との調整を整えるとともに、その状況を地域の皆様に御理解いただき、地域で支え、育てていく取り組みを実現させることが課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず防災対策の充実について、福祉避難所の状況についての現状及び対応はについて伺います。

福祉避難所として、今御答弁ですと15カ所の事業所と協定を締結されているという御答弁をいただきました。

そこで、その締結された協定書の協定内容の詳細について伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 締結された協定書の内容の詳細ということでございますけれども、少し長くなりますが御容赦ください。なお、協定書内容につきましては、各事業所、ほぼ共通の内容で締結してございます。

まず目的としましては、市内において大規模災害が発生した場合等におきまして、東大和市地域防災計画に基づき、二次避難所として開設することについて、必要な事項を定めることとしております。二次避難所の定義といたしましては、自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者である災害時要配慮者を一時的に受け入れる施設としております。

次に、二次避難所の開設につきましては、開設の必要が認められる場合に、市から事業者に依頼することとしております。市から開設依頼を受けた事業者は、施設職員の参集状況や施設の被災状況に応じて二次避難所の開設を行うこととなっております。また、開設した場合については、市から職員が派遣されることとなります。それから、災害時要配慮者を受け入れる際は、原則おおむね3.3平方メートル当たり1人を基準として家族などの介護者が同伴することとしております。それから、二次避難所への移送につきましては、原則として災害時要配慮者の家族と支援者が行うものとし、それが困難な場合には市からの依頼により事業者が移送の協

力に努めるとしています。それから、二次避難所の管理運営につきましては、市の責任で行いまして、事業者は二次避難所の運営に協力することになってございます。その他としましては、二次避難所の費用は市が負担をし、開設期間としては災害発生の日から7日以内とするなどが定められるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ありがとうございます。

今伺いました協定書の内容で、二次避難所を開設した場合はということですが、市から職員を派遣するということと、またその管理運営は市の責任で行うというふうに示されているように、その福祉避難所の開設というのは民間事業所の一部を利用させていただくというんですか、場所をお借りすることで、そのお借りすることということを双方で合意した内容の協定でありまして、例えばその事業所の中の物品などに関しては、基本的には使用できないという認識でよいのか確認をさせていただきます。また、もしそうであれば避難所の運営に必要な食料品や介護必需品というんですか、また日用品ですとか体力がない高齢者の寝起きに対して非常に有用と言われている簡易ベッドなど、生活する上で必要な物資に関しては、市が調達する必要があると思いますが、その分の備蓄というのは確保されてるのでしょうか、伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 事業所内の物品等の使用についてでございますけれども、事業所との調整がつけば使用できると思いますけど、基本的には使用できないとの認識で結構でございます。それから、備蓄の確保についてでございますけども、現在、市では被害想定に基づきまして避難所における最大避難者数を前提に、食料等の備蓄を進めてきているところでございます。二次避難所を利用する避難者は、その避難所から二次避難所へ移送されることとなりますので、二次避難所の分も一部確保できていると考えております。ただ、開設期間等によって不足することは当然あり得ますので、このような場合については食料品や日用雑貨などにつきまして、災害時における物資の供給に関する協定として、イトーヨーカ堂さんやいなげやさん、生活協同組合コープみらいさん、森永乳業東京多摩工場さんなどの事業者と締結しておりますので、こうしたところからの調達を予定しております。

それから、先ほどのベッドの話がありました。現在、例えば段ボールベッドなどにつきましては、今備蓄コンテナ等、備蓄の収納量の限りがありますことから備蓄はしてございません。ただ、今たまたま幾つかの新たな災害協定を調整中ではありますが、その中の1つとして段ボールベッドを提供していただける事業者との災害協定を、調整をしているところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のあったように、市では食料などの備蓄を進めていらっしゃるということですが、その最大避難者数分の食料の備蓄が完了しましたら、避難所の環境改善を図るためにも、先ほど申し上げたように簡易ベッドですか、この簡易ベッドとして御答弁でもいただいたように、段ボールベッドですか、ぜひ備蓄を進めていただきますようお願いいたします。

もちろん段ボールベッド、今協定を結ぼうとされておりますから、よく御存じだと思いますけれども、体育館などの床などに、例えばじかに寝るよりも体の負担が少なく、エコノミークラス症候群やほこりの吸引による呼吸器疾患の防止にも有効であるとされて、東日本大震災直後から注目されているこの段ボールベッドです。現在さまざまな地域の防災訓練の場で、実際に段ボールを組み立てるなどの体験が実施されておりますので、ぜひ協定締結後、そういった訓練の場でも取り入れていただけますように、御検討のほどよろしくお願いたします。

福祉避難所の開設後の移送に関してですが、対象となる災害時要配慮者の方は、地域で指定されている避難所に避難していただいた後、避難所での生活が困難であると認められた場合、二次避難所に移っていただきます。その際ですけれども、二次避難所への移送について、先ほど伺った協定書では、原則として家族など支援者が行うものとし、移送が困難な場合は市の依頼によって事業所は移送の協力を努めるとされておりましても、災害が発生した場合というのは、被災状況によって違いがあるとは思いますが、発災直後から非常に混乱すると思うんですね。施設職員の方は、入所者や利用者の方々への介護などを優先的に対応されると思いますし、また施設が所有している車で施設職員や関係者の方が運転をして、その要配慮者が避難している避難所まで迎えに来て移送に協力をしていただくということは、車、そして人、また迎えに来てくださる時間など、事業所がどの程度、二次避難所の移送に御協力いただけるのか、結局、人手が足りないから迎えには行けません、家族の人がこちらまで来てくださるんだったら受け入れられますよというような、結果的な受け入れ困難であるということで、御協力いただけないのではないかとというふうに懸念をされます。そこで、二次避難所への移送に関して、選択肢をふやすことが必要ではないかというふうに思うんです。選択肢をふやす中でも、最終的には市が責任を持って移送していただけたほうが、私はよいのではないかとというふうに思います。

そこで、市は移送に関して、どのような目的や業務内容で締結書を現在締結されているのか伺いたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 災害時の要配慮者などの移送につきましては、災害時の円滑な傷病者等の搬送体制を構築するということが、救命効果との向上を図ることを目的に、有限会社あおぼと災害時における消防車等の搬送協力に関する協定というのを締結してございます。それから、また今お話があったように、二次避難所との協定書に、市の依頼により移送の協力を努めるとした規定がございまして、福祉施設として要配慮者の移送に適した福祉車両等を所有しているということから、協力を努めるとした規定を設けているものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今御答弁のありました災害時における傷病者等の搬送協力に関する協定ですけれども、その協定書で記されている傷病者とはどのような方々を指すのか伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 有限会社あおぼとの協定書に記載されている傷病者等についてでございますけれども、協定では傷病者等を緊急医療処置が必要な者や介護などの支援が必要な災害時要援護者として定義してございます。このため、社会福祉施設等への搬送のほか、医療救護所への搬送や、医療救護所から後方の医療施設への搬送なども協定における業務内容となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、介護などの支援が必要な災害時要援護者も傷病者に含まれるのであれば、その御答弁をいただきました有限会社あおぼに御協力をいただくことも可能ではないかと思っております。この事業所は、患者移送サービスとして民間救急事業のほか、介護タクシー事業も手がけていらっしゃいますので、御答弁のあった要配慮者の移送に適した車椅子のまま乗車できる福祉車両は当然所有されています。なので、二次避難所への移送に関して、民間協力機関として対象者の移送を依頼し、実施していただけるように、また市も移送に協力するなどという15カ所の事業所と締結された協定書の二次避難所への移送の項目に加えていただくことで、選択肢がふえ、迅速な対応が可能になると思っておりますが、御見解を伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 二次避難所との協定内容に、移送の項目をさらに追加して記載するということが、



選択肢がふえて迅速な対応が可能になるということはそのとおりだと思っておりますが、他市の二次避難所の協定などを見ますと、移送に関する規定が全くないところもございます、そのあたり二次避難所の協定書、避難所の協定書に加えることが妥当か否かも含めて、その課題の確認や対応について今後研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 規定が全くない市があるというふうな御答弁ですけれども、ないのであれば、その場で時間をかけて対応しなければなりませんし、いろんなところに協力を仰いで、電話をかけたとかいろいろしなければなりませんけれども、しかしながら当市では協定書で定められておりますので、時間をかけずに対応ができますし、より一層、迅速な対応を図るためにも選択肢をふやしておく必要があると思っておりますので、ぜひとも御検討いただくようお願いいたします。

次に、福祉避難所の役割はについてです。

避難所での生活が困難で、介護など必要とする災害時要配慮者を一時的に受け入れるためとのことです。この福祉避難所というのは、市の責任で管理運営されることは先ほど確認をさせていただきました。そこで、福祉避難所が開設された際、安定的な管理運営が図られるよう、速やかに職員を配置する必要がありますが、その配置される職員の役割を伺うのと、夜間も職員の方に対応していただく必要がありますので、24時間体制の交代要員を含めた人員体制について市のお考えを伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 二次避難所が開設された後の配置職員の役割についてであります。市と施設、避難者との連絡調整を主に想定しております。また、夜間などを含めた職員体制につきましては、二次避難所開設期間中、同じ職員が継続して対応し続けることは、過去の災害事例を見ましても、職員の健康管理上適切ではないということから、職員の参集状況を鑑みまして適宜対応する必要がありますと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時43分 休憩

---

午後 3時53分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（二宮由子君） 先ほど御答弁をいただいた同じ職員の方が継続して対応し続けるのは、私もその健康管理上、適切ではないと思います。そこで、その人員体制についてなんですけれども、例えば福祉避難所支援チームのようなものを編成しまして、チームがローテーションで支援の全てを担当していただく。そのチームのメンバーは、各避難所での課題や情報を持ち帰って、チーム内で情報を共有することで課題の解決にもつながりますし、必要な物資など窓口を一本化することでスムーズな対応が可能となりますので、ぜひともこれは御検討をお願いしたいと思います。御答弁は結構です。御検討ください。

また、人員の配置について申し上げますと、国の基準では福祉避難所の運営について効果的な支援を行うためには、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談員を配置することが望ましいとされています。国の基準の10人に1人の配置に関し、過去の事例からも福祉避難所の運営実態について、生活相談員が十分に配置されていない状況が明らかになっています。そこで、当市では、この後、伺う受け入れ可能人数は最大で900名との

ことですので、単純計算をしますと90人の生活相談員が必要になりますが、効果的な支援を行うために、国の基準に見合った人員の配置が可能であるのか伺うのと合わせて、人材確保への対応について伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 二次避難所における生活相談員の配置につきましては、国の基準に照らしみると御質問者の御指摘のとおりの方が望ましいとされておりまして、被害状況や避難生活者の状況を鑑みまして、適正な数を配置する必要があると認識しております。また、生活相談員に限らず、医師や看護師といった医療系の専門職種の方も必要になりますことから、市職員のみでは対応できない部分でもありと考えております。このため、東京都災害福祉広域支援ネットワークなど、外部からの支援を受けて対応していく必要もあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 対応できない部分は、外部からの支援を受けるということですが、その外部からの支援というには時間がかかりますので、看護師など現在は仕事から離れていても、専門的な職種ですので資格を持っている方であれば、災害時の緊急時に避難所やさまざまな場所で御協力いただけたらと思います。そこで、その市内の看護師資格を持っていらっしゃる方々に事前に登録をしていただくなど、人材確保の取り組みを進めていただきたいのですが、御見解を伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 看護師などの資格をお持ちの方の事前の人材確保についてであります。市内が被災している状況の中、実際に避難所に参集して避難所運営に携わっていただけるのか、あるいはその方々との連絡体制をどうするかなど、さまざまな課題があるというふうに考えております。現時点におきましては、例えば避難所運営を行う中で資格をお持ちの方で御協力いただける方を募る、こうした対応。あるいは災害ボランティアセンター、また都内、都外からの広域支援等の後方支援を受けて対応していくことが有効なのではないかと認識しているところであります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） でも、備えというのが必要ですので、事前に登録も含めて御検討いただければと思います。

次に、対象者数及び受け入れ可能人数の把握はについてです。

避難行動要支援者名簿の登録対象者2,500人のうち、登録されている方が1,400人で、最大900人の受け入れが可能とのこと。そこで、避難行動要支援者名簿の登録対象者に知的障害者や自閉症等、発達障害の児童などは含まれているのか伺うのとあわせて、受け入れ人数が最大900人であっても、その事業所の施設の被災状況によっては、予定人数を受け入れていただけないことも考慮しますと、新たな福祉避難所の開設に御協力いただける事業所との協定締結が必要ではないかと思っております。そこで、受け入れ人数をふやす取り組みの状況について伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 避難行動要支援者名簿の登録対象者の把握につきましては、障害者手帳の有無で行っております。このため、知的障害のある方は含まれておりますが、発達障害のある方が数字として含まれていない場合もございます。ただ、こうした方々につきましても、登録勧奨の通知は行いませんが、要支援者名簿への登録を妨げるというものではありませんので、避難行動等に支援が必要であると御判断される場合には、登録をしていただくことは可能でございます。また、新たな二次避難所をふやすための取り組みについてであります。新たに施設整備をされます社会福祉施設を中心にお声かけをさせていただき、協力いただける範囲でお願いしているところであります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 発達障害のある方が数字として含まれていない場合もあるとのことですので、対象者をもっとふえる可能性もあると思います。もちろん名簿の登録対象者、2,500人の方が、全員がその福祉避難所での対応が必要であるとは言えませんが、市が対象者とされている避難行動要支援者名簿の登録対象者以外にも配慮が必要な方がいらっしゃると思いますので、現状の福祉避難所15カ所ですか、受け入れ人数900人では、現在、現状のその名簿に登録されている1,400人の方も受け入れられない状況ですので、新たな福祉避難所の開設に協力をお願いしていただき、さらに福祉避難所スペースの確保として、避難所に指定されている公共施設内にパーティションなどで区切った空間の確保ですとか、個別に教室を利用するなど避難生活に困難が生じた方々が安心して過ごせる場づくり、プライバシーに配慮したスペースを確保していただくことで、福祉機能の充実が図られ、結果的に福祉避難所への移送をしなくても、受け入れられる体制づくりにつながるのではないかとこのように思います。そこで、その各避難所内での福祉避難所スペースの確保についての御見解を伺うのとあわせて、福祉避難所へ移送する対象者をどのように判断されるのか、判断基準について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） 各避難所内に福祉避難所のスペースを確保することについて、私のほうから答弁させていただきますが、以前にもちょっと同じようなケースがあり、東京都に同一施設において避難所と一時避難所を区分して運用することは可能かについて照会したことがございます。そのときは、不可能ではないけれども、目的や対応が違うために、経験的にはすごく混乱することが多いということで、避難所と二次避難所は別施設のほうが望ましいという御意見がありましたので、当面は運営する場合の具体的な課題などについて研究をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 二次避難所への移送対象者の判断についてでありますけれども、東日本大震災におきましても、その判断に迷うことが多かったと言われております。大変難しい部分であると考えております。国におきまして、特別な知識などがなくとも、スクリーニングすることができる判断基準の例が示されておりますことから、こういったものを活用する。また、避難者の意向等も伺いながら個別に判断していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 私も、その避難所と二次避難所は別施設が望ましいと思いますけれども、受け入れ人数の関係ですとか、管理運営ですか、あと移送の問題とか、支援員の確保など課題が明らかになっておりますので、研究にとどまらずに、ぜひ御検討していただけるようお願いいたします。

対象者の判断についてですけれども、国からスクリーニングできる判断基準の例が示されているとのことですが、このスクリーニングができる判断基準という、どのような基準なのか伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 平成28年4月に内閣府防災担当から発出されました福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおきまして、スクリーニングの例が示されております。具体的には避難者の状況により4つの区分がありまして、1つ目としては治療が必要な方、例えば酸素吸入や透析をされている方は、搬送先として病院などへ。2つ目として、日常生活に全介助が必要な方、例えば胃ろうの方や寝たきりの方は福祉避難所へ移送する。3つ目としまして、日常生活に一部介助や見守りが必要な方は体育館以外の個室が必要である。最後に4つ目として、自立されている方は体育館などの大部屋といったぐあいに、ある程度の判断基準が示されてるところであります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように国からの示されている判断基準ですか、ぜひ活用していただきたいというふうに思っています。

次に、市民への周知はについてです。

防災マップを活用されているという御答弁でした。実際にその防災マップを確認してみますと、マップ上に二次避難所、福祉避難所として車椅子のマークで設置場所については確認できました。また、同じく防災マップ上の防災用語の意味として、これ二次避難所（福祉避難所）って書いてあるんですけど、この意味ですね。まず意味を申し上げますと、災害が起こったときに自宅や避難所などでの生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者など、一時的に受け入れ保護するための施設ですというふうに用語解説がされています。

この防災用語の意味としては、間違いではありませんけれども、この防災マップを見るだけでは、その括弧内に福祉避難所というふうに書いてありますから、設置場所はわかってもその役割までは伝わらなくて、市民に理解していただくのは非常に難しいと思います。実際に高齢者や障害者の中には、防災マップ上の二次避難所は福祉避難所だから、直接避難すればよいんだと間違えて認識されてる方もたくさんいらっしゃいます。特にその御自宅が避難所よりも二次避難所のほうが近い方は誤解されてるようです。そこで、市民に誤解を与えないよう解説を加えていただくなど、次回の防災マップ作成時には改善をしていただきたいのとあわせて伺うんですが、その福祉避難所の役割などわかりやすく、マップ上だけでなく、ホームページへの掲載もお願いをいたします。

また、この福祉避難所に関してなんですが、市の防災訓練で二次避難所、福祉避難所の開設や運営などの訓練を実施されているというふうな御答弁もいただきました。これは実際には市民が参加している訓練ではないというふうに思います。そこで、要配慮者や御家族、また関係者の方々に訓練に参加、体験をしていただき、福祉避難所の目的や機能などの理解、またその必要な支援や課題が明らかになるよい機会になると思いますので、その防災マップの改善とあわせて、要配慮者の訓練参加に対する市の御見解を伺いたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 二次避難所につきましての周知でございますが、今お話が出ておりましたが、市民の中には誤解をされていらっしゃる方がいるということは、私どもも把握しております、周知における課題の一つと認識しております。市の公式ホームページの活用と合わせて、次回予定されております防災マップの見直しの際には、その点も念頭に置きながら正しく情報が伝わるように改善、工夫を加えていきたいと、そのように検討したいと考えております。

以上でございます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 総合防災訓練における二次避難所開設運営等訓練につきましては、市の職員と協定締結先の施設職員等との認識の共有、また開設までの大まかな流れを確認し合っているものでありまして、職員の動きの確認が主なものとなっております。御指摘いただきました要配慮者当事者、また御家族等の支援者の参加を受けての訓練の実施につきましては、今後内部で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ありがとうございます。

福祉避難所というのは、通常の施設利用者もいるため、多くの避難者を受け入れることは困難ですし、またより専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものが福祉避難所だというふうに思っています。また、

避難所での生活が可能な要配慮者の避難者については対象とならないということです。これ、重要ですよ。対象とならないことですか、福祉避難所での受け入れには施設自体の安全確認や受け入れ体制の調整が必要となるので、開設までには時間がかかる。要するに、すぐ行っても受け入れていただけないというようなことも、対象者や支援関係者の方々に事前に理解を得られるよう周知が必要であるというふうに思います。

そこで、ぜひともさまざまな訓練時に周知していただくのとあわせて、今まで誤解されないよう積極的な周知を行っていらっしやなかったようですけども、市報やホームページなどを活用して、部長からも御答弁いただきました、活用して、検討していただけるということですけども、市民に対して福祉避難所の存在や正確な役割など、誤解されないようにわかりやすく、ここが重要だと思えます。ぜひ、わかりやすく積極的に周知を図り、理解と協力を求めていますよう、これは要望とさせていただきます。

次に、福祉避難所運営ガイドライン等の策定の計画はについてです。

策定に向けて検討する必要があると考えていると、必要性を認識していらっしやる御答弁でした。災害直後から市の職員の方々は、問い合わせの電話への対応、また被害の確認、避難所の開設、支援物資の受け取り、避難者への食料や水などの供給、医療や介護の手当などなど、まだまだたくさんありますけれども、日常とは比べものにならない業務量をこなさなければなりません。また、瞬時的に確かな判断をし、優先順位を決めるなど迅速な対応が求められます。そこで、人員体制や管理運営、判断基準などを明確に示されている福祉避難所運営ガイドラインや運営マニュアルの策定が必要であると思えますので、ぜひとも早急に取り組んでいただきたく、再度御見解を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員からるる課題等も今いただいております。市といたしましては、現在まで二次避難所に対する考え方といたしましては、場の確保——場所の確保ですね、こういったことで、15の施設と協定等、結ばせていただいておりますけども、こちらを優先して実施をしてきてございます。当然この15個で足りると思っておりますし、今後も拡張も必要かなというふうには思っております。二次避難所を開設した後に、実際の運営に当たりまして、今御指摘のございましたマニュアル、こういったものが必要であるということは考えてございます。先進市の事例等、研究するとともに、策定に向けて庁内で横断的な検討組織、こちらのほうが災害時要配慮者対策検討委員会というのもございまして、こういったものを通しまして今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、今後検討されるということですので、今後の課題として、次の今後の課題はについて移りたいと思いますけれども、二次避難所の運営ガイドラインや運営マニュアルの策定、また二次避難所の数の拡充が課題であるというふうに御答弁をいただきました。高齢化が進みまして、災害時の福祉避難所の役割というのは非常に大きくなっていくというふうに思います。事業所との協定締結に取り組み、受け入れられる施設はふえておりますけれども、人員の確保や住民への周知など運営面への課題が明らかになりました。

そこで、先ほど御答弁の中で先進市の事例を研究することですけども、多くの自治体が作成されているガイドラインの中でも、特に災害の実体験から明らかになった課題への対応策として策定された自治体のガイドラインや、運営マニュアルなどを参考にいただき、ぜひともその福祉避難所運営ガイドライン、そして運営マニュアルというんですか、早期策定を要望し、この項目の最後に市長の御所見を伺いたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただきまして、二次避難所の運営ガイドラインや運営マニ

ュアルにつきまして、ただつくればよいということではなくて、現実に災害が発生した際に活用できなければ意味がないということで、私どものほうの防災訓練等も、実際、なるべく実践に即してということで、総合防災訓練等を含めて、水防訓練もそんな形に変えてきたところでもありますけども、そのようなことを考えますと、実際に被災した自治体の経験等を参考にしたりとか、あるいは先進自治体等の事例なども、実効性のあるものとなるよう二次避難所の事業者などと御意見を伺いながら、庁内の組織横断的な形で作成に前向きに進めていければと、そのように考えているところであります。

以上です。

○5番（二宮由子君） 作成に向けて前向きに進めるというふうに、市長からおっしゃっていただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、コミュニティ交通の導入についての導入の趣旨はについてでございます。

路線バスやコミュニティバスでは対応できない地域の方々との協働で、公共交通ネットワークの充実を目指すとのことです。そこで、コミュニティ交通導入のメリットと効果について市の御認識を伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） コミュニティ交通が特定の地域に限られた形で運行するというところから、バス交通の需要に満たない小さな需要のある地域について、地域に密着した、その地域にふさわしい移動手段を確保できるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 効果についても御答弁がないようなので、お願いいたします。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 失礼しました。

効果について、3点、挙げさせていただきますけれども、駅、医院、商店等が立地した地域への交通手段ができるため、外出の機会が増加するというふうに考えます。2点目といたしまして、鉄道、モノレール、路線バス、コミュニティバスとともにネットワークを構築し、公共交通網の形成を図れるというふうに考えております。3点目ですけれども、導入に当たりましては地域の皆様、事業者及び市による協働の検討が行われるため、地域の特性に応じた交通手段の導入と地域の皆様の積極的なかわりによりまして、地域で支え、持続可能な交通とすることが可能となるというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺いましたコミュニティ交通を導入する効果のほかにも、車両が定期的に地域をめぐることになりますので、乗務員や乗客の皆さんはまちを守る目となりまして、地域のパトロールと同様の役割を果たします。私はそういうふうに思います。また、高齢者の中には、自動車の運転に不安を抱えながらも、ほかの移動手段がないため、仕方なく運転を続けていらっしゃる方もいるのではないかとこのように、そのコミュニティ交通を利用することによって、地域の防犯ですとか交通安全対策にも効果がありますので、ぜひとも取り組んでいただきたいのと、またその車両がね、ワゴン車ですか、小型の車両、バスよりは小さいですから、ワゴン車ですので、膝と膝が触れ合う空間というか、そういったコンパクトな空間の中で地域住民の方同士、車内でのさまざまな会話によって情報交換など、そのコミュニティ強化にもつながると期待される取り組みですので、ぜひとも地域の方々と十分に協議をしていただき、導入に向けて取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

次に、検討地域及び進捗状況はについてです。

湖畔地域と芋窪地域で取り組みが進められておりますが、ルート設定など検討に時間がかかっているとのこ

とでした。そこで、運行ルート設定の課題について伺わせていただきます。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） ルート設定の課題についてであります。運行ルートにつきましては、当初、地域の検討会で道路事情等を考慮いたしまして、希望するルートを設定したものをもとに、関係機関との調整を始めたものであります。一方、ルート設定上、運行するルート上の交通の安全及び利用者の安全を確保するため、道路法及び道路交通法関係法令に適合したルートとする必要があります。具体的には、車両が通行できる道路幅員及び停留所の設置箇所に制限があります。また、利用者が安全に停留所を利用するため、対策をとる必要もございます。これらの制約に対しまして、地域が望むルート設定の実現に向けた対応策の検討が課題となっております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったようにさまざまな課題があり、その一つ一つを解決するのに時間がかかってしまっているようではございますけれども、やはり地域の住民の方に納得していただかなければ、この事業は進みませんので、課題解決に向けて取り組みを進めていただき、地域の皆さんが望む運行ルート設定に努めていただきますようお願いいたします。

運行ルートが、これ設定された後なんですけれども、次の段階として試行運行が実施されます。当初、試行運行の開始を平成30年度に目標設定されておりましたが、検討に時間がかかっているということです。そこで、先日、他の議員の御答弁では、試行運行の実施期間、時期については、なるべく早く着手したいとのことでした。市が目標とされてる日程、そのなるべく早く着手したいというその日程、スケジュールについて伺いたいのとあわせて、試行運行の期間について伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 試行運行の時期及び試行運行の期間についてであります。市の予算措置上のルールといった中で、実施計画上、目標といたしまして事業着手の時期を定め、それに向けて取り組んでおります。しかし、ルートが定まっていない現状では、運行計画及び事業計画がまとまりません。試行運行までのスケジュールを定めることができない状況でございます。また、試行運行の期間は、コミュニティバス等運行ガイドラインで原則として6カ月以内というふうに定めております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁ですと、運行ルートが定まっていないので、スケジュールは決められないということですが、ある程度の目標というんでしょうか、定めておかなければ物事というのは進まないというふうに思いますし、これ平成31年度から33年度の東大和市実施計画では、来年度に試行運行開始として予算計上されておりますので、一応これ目標として、来年度を目標に試行運行の実施を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、運行形態及び運行経費などの詳細はについてです。

10人乗りのワゴン車で平日のみの運行ということでした。高齢者がお買い物や通院など外出する際の移動手段の確保のために進められている取り組みですので、高齢者の方々が利用しやすいよう柔軟な対応が必要だというふうに私は思います。そこで、例えば定員を超えてしまった場合、バスが、車両が来ました。いっぱい乗れませんといった場合、どのような対応をしていただけるのか、次の便まで1時間に1本、また30分に1本ですか、次の便まで待たなければならないのか、それとも追走車として車両を増便し、運行するなど対応していただけるのか伺うのと、またお買い物や、その荷物を持ち運びするために、多くの高齢者の方が利用されているシルバーカーなどを利用されてる方々への配慮について伺いたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 高齢者に対します配慮及び追走車両の運行についてであります、道路幅員が狭い生活道路を通行するコミュニティ交通につきましては、使用ができる、使用可能となる車両に限りがございます。また、追走運行につきましては、その体制を整えることも必要となります。ルートが定まりまして、運行計画及び事業計画を検討する際に、地域の皆様及び事業者とともに、検討が必要となるというふうを考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁ですと、そのルートが定まって、これから地域の方々と検討されるということだと思うんですけども、車両に関して申し上げれば、基本的に各ルート1台で運行されるのか、伺いたいと思います。また、ちょこバスは予備の車両を購入されておりましたよね。今回はその予備の車両は購入されるのでしょうか。何台車両を購入される予定なのか伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 運行する車両の台数についてでございますが、コミュニティ交通のサービス水準は、ガイドラインに車両1台で運行することを定めております。予備車両につきましては、車両の点検、故障等に対応するため、1台は備える必要があるというふうと考えております。しかし、その予備車両の配置の仕方には、今後の調整において工夫が可能というふうと考えております。これから検討を進めてまいります。運行計画の内容及び事業者の体制のとり方等を踏まえまして、決めていくものというふうと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁だと予備車両1台ということは、1ルート、1台という認識でよいのか確認させていただきます。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） このルートで安定的に運行するためには、1ルートにつき1台必要だという考えでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうしますと、例えば先ほど申し上げました追走車両ですか、できないことはないということですよね、やるかやらないかは別として。対応できるというふうに認識してもらってもよろしいのではないかとこのように……わかりました。そう認識します。

市の補助額ですけれども、年間500万円程度を上限とする基準が定められておりますが、1日平均の乗車人数を何人以上と目標を設定されているのか伺いたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 1日の乗車人数の目標設定についてであります、それぞれの地域で目標設定につきましては、地域の実情や運賃の設定及び運行計画の内容等によって、地域によって異なってくるものというふうに考えております。ガイドラインを作成する際には、当市では小平市の導入事例をモデルに事業を考えておりますので、小平市ではその当時、1日の平均利用者の目標を70人として取り組んでおりました。そのため、この制度設計上、この事業検討段階では同様の数字を想定していたものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 運賃設定や運行計画の内容で変わるということですが、その運行計画など、これからまだ、これから策定されますので、今のところ検討段階の70人を目標とされているという認識でよろしいのでしょうか。再度確認させていただきます。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 現在、地域の検討会の皆様とお話をしている中では、当初はそのような目標を掲げているということでやっていますけれども、具体的にはアンケートの利用の予測であったりとか、今



後どのような事業計画、事業費がかかるかといったようなことと比べながら、皆さんで検討していく内容になるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁だと、目標乗車人数というのはまだ決定されていないということで私は理解しました。そこで、一応検討段階の70人目標というのを基準にいたしまして伺うんですけども、先ほど伺った試行運行期間の6カ月の間で、目標乗車人数の70人を下回ってしまった場合、年間補助額の500万円では運営できない状況への対応というのを、市の対応ですね、伺うのと合わせまして、本格運行に向けてのどのような検討をされるのか、それについて伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 市の補助額、年間500万円では運営できない状況への対応についてでございますが、収入が想定を下回った場合の負担を事業者に求める仕組みでは、事業者の協力は得られないというふうに考えております。試行運行におきましては、経費増への対応は市の予算措置等が必要になるというふうに考えております。また、本格運行に向けての検討についてであります。本格運行の検討は試行運行の状況を検証して行われるものでございます。コミュニティ交通の運行につきましては、その事業制について東大和市地域公共交通会議におきまして協議されたものであり、ガイドラインに即した運行計画及び事業計画を立案する必要がございます。試行運行で事業が成り立たない場合は、本格運行はできないというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の御答弁からすると、試行運行の6カ月間は乗車人数を下回って経費がふえても、市は補助をしてくださるけれども、本格運行はできないということですよ。そうであれば、実際は試行運行の6カ月をした中で、今で言う、まだ決まっていませんけれども、基礎となる70人の乗車目標の以上の方に、もしも試行期間中に乗車人数が減って本格運行にいかないのではないかと懸念が試行運行期間中にあるようでしたら、その目標人数と今現在されている70人以上の方々に乗車していただけるように、運行計画の改善を試みるですとか、本格運行に向けてその問題点の把握ですとか、対策を講じる必要がありますから、検証をしてその効果が出るまでには時間がかかるというふうに思うんです。そこで、先ほどの御答弁では試行運行の期間というのは、原則として6カ月以内ということでしたけれども、継続的に事業を進めるためにも試行運行の期間を延長していただくということは可能なかどうか伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 試行運行の延長についてでありますけれども、ガイドラインには試行運行の期間を原則6カ月以内としております。ただし、ルートの見直しを行う場合、または乗客数が増加傾向にある場合は、市と調整の上、東大和市地域公共交通会議の協議を経て、6カ月を限度に延長できるものというふうに定めております。しかし、試行運行は運行に着手する際に事業が成り立つ計画——事業計画、運行計画を地域公共交通会議において協議され、事業実施に至っているものであります。市が期間延長を地域公共交通会議の協議に付す際は、そのことを踏まえた事業成立の根拠を示す必要があるというふうに考えます。また、事業者を初めといたします関係機関との調整及び予算確保についても課題が多くあるというふうに考えております。そのため、最初の試行運行に向けた検討以上に、困難性を有するものというふうに考えております。このようなことを地域の皆様と十分に確認した上で、試行運行に向けた検討を行っていく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ぜひ、多くの皆さんに乗っていただけるように、もう取り組みを進めていただきたいと思います。その事業成立の根拠を示すですとか、大変に難しい話になってきてしまうと思いますので、今の段階でしたらまだ試行運行も始まってませんし、今ちょうど検討中の最中ですから、できるだけ多くの地域の皆さんの御要望を伺って、地域の方が納得できる、そういった運行ルートをつくっていただいて、事業を進めていただきたいというふうに思っています。

次に、今後の課題はについてです。

タクシー業界全体で運転手不足が深刻であることを知らされ、取り組みを進めるには本格運行を見据える必要があるというふうに御答弁をいただきました。そこで、試行運行から本格運行へ移行する際、運行事業者は法的に許可など取得する必要があるのか伺うのとあわせて、運行事業者にとってのメリットを伺います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 試行運行から本格運行に移行する際の運行事業者の行為についてですが、試行運行は道路運送法第21条の許可を受けて運行するものであります。道路運送法には、一般旅客自動車運送事業の経営に当たりましては、その種別ごとに国土交通大臣の許可を受ける旨が規定されております。多くのタクシー事業者は、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けて経営をしております。コミュニティタクシーのような乗り合いタクシーの運行につきましては、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける必要があります。道路運送法第21条は、一般乗用旅客自動車運送事業者等であっても、地域及び期間を限定して乗り合い旅客の運送を可能としているものであります。したがって、本格運行に当たりましては道路運送法第4条に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける必要が出てまいります。運行事業者にとってのメリットでございますが、この許可を新たに取るというところに限って申し上げさせていただきますけれども、乗り合い旅客の運送に事業拡大を考えている事業者にとりましては、複雑な手続等に市との連携があるため、省力が図れるのではないかとこのように考えるとござります。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今伺ったように、その事業拡大を考えている事業者にとってはそこそこ、そこそこ言うんですかね、メリットがあるとは思いますが、運転手不足から現状でも全ての車両を運行するのが困難であれば、なかなかその御協力をいただける事業所は少ないというふうには私は思います。しかしながら、市内の実態を申し上げますと、高齢者数は年々増加傾向にありまして、高齢化率は平成30年12月1日現在、26.7%で検討が進んでいる交通空白地域である芋窪地域は22.51%、また湖畔地域は36.19%と、市の平均よりも高い水準で高齢化が進んでいる地域です。また、今回はコミュニティ交通導入には至っておりませんが、清原地域は47.26%でした。このように超高齢社会を迎え、今後、車を運転しない高齢者はさらに増加をし、お買い物や通院など移動手段の確保が求められる中、コミュニティ交通の導入は重要な取り組みであり、運行事業者の協力は不可欠です。そこで、その運行事業者の協力を得るために、例えばですけども、検討委員会に参加をしていただき、地域の皆さんの熱意、協議、いろいろ検討されますから、その熱意を肌で感じていただくことで、福祉要素が高いこの事業の理解につながる可能性もあると思いますので、ぜひとも御検討をお願いします。

また、先ほど伺った進捗状況では、運行ルートが設定された後、試行運行に着手ということでしたので、実際に試行運行が開始されますと、その車両が、車が地域をめぐりますので、住民の方の目にもとまりまして、地域の中やお茶の間、またその通院で利用されたのであれば、病院の待合室などでも話題に上ると思います。その話題、その口コミという、その内容が非常に重要で、乗ってみたらとっても便利で快適でいいのよという

好印象であれば、乗ったこと、まだ乗車されてない方も、私も乗ってみようかしらというふうに会話が広がって、新たな利用者につながると思いますけれども、先ほど伺ったように今後地域の皆さんや事業者と検討される際、例えば定員を超えた場合の対応がそのまま待っていただく状況であったりとか、シルバーカーの利用者への配慮がきめ細やかでない場合には、利用される皆さんが喜んでいただけるというんでしょうか、喜んでいただける対応でなければ残念ながら利用者はふえないですし、結果的に運行の継続は困難になるだろうというふうには思います。

先日、他の議員の御答弁で、コミュニティ交通導入についてのアンケートの回収率が、芋窪地域は80.8%であったように、地域の皆さんから大いに期待されてる事業でもありますので、市民ニーズ、そして地域ニーズをしっかりと把握していただいて、地域の方々に自分たちの交通機関という意識を持っていただけるよう、啓発に努めていただきまして、高齢者を含めた多くの市民が地域の中で安心して生活できる持続可能な公共交通ネットワークの充実に取り組んでいただきたく、また先ほど申し上げたきめ細やかな対応で利用される皆さんに喜んでいただけるコミュニティ交通の早期導入を要望いたしまして、この項目、最後に市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） コミュニティ交通ということで、地域の皆さんと運行事業者及び市が協働して地域で必要とする交通を導入し、さらに運営にも地域の皆様が積極的にかかわって、将来にわたって持続可能なものとするを目標しているわけでございます。公共交通として安全を確保した上で、継続して運行となるようお互いに協力し、努力していくことが重要だと考えているところです。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時37分 延会